

外国人投資促進法、外国人投資促進法施行令、外国人投資促進法施行規則 日本語訳

2014年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

ソウル事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

## 目次

第1章	総則 .....	1
第2章	外国人投資手続き .....	13
第3章	外国人投資に対する支援 .....	41
第4章	外国人投資地域 .....	68
第5章	外国人投資の事後管理.....	88
第6章	技術導入契約 .....	100
第7章	補則 .....	104
第8章	罰則 .....	116

#### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所が三逸会計法人に作成を委託し、2014年3月現在入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後の法律改正等によって記載内容が変わる場合があります。また、掲載した情報は筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

外国人投資促進法施行令および外国人投資促進法施工規則については、外国人投資促進法の内容に関連した条文を並べて記載しているため、順番の変更や条文の重複があります。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

E-mail: [OBA@jetro.go.jp](mailto:OBA@jetro.go.jp)

ジェトロ・ソウル事務所

E-mail: [KOS@jetro.go.jp](mailto:KOS@jetro.go.jp)

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a stylized, bold, serif font. The letters are black and set against a white background within a thin black rectangular border.

外国人投資促進法、外国人投資促進法施行令、外国人投資促進法施行規則 日本語訳

<p>外国人投資促進法 法律第12225号一部改正 2014. 01. 10.</p>	<p>外国人投資促進法施行令 大統領令第24638号(付加価値税法施行 令)一部改正2013. 06. 28.</p>	<p>外国人投資促進法施行規則 産業通商資源部令第9号一部改正 2013. 06. 10.</p>
<p><b>第1章総則</b></p>		
<p>第1条(目的)この法は外国人投資を支援して外国人投資に便宜を提供して外国人投資誘致を促進することによって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 [全文改正2009.1.30][[施行日 2009.7.31]]</p>	<p>第1条(目的)この令は「外国人投資促進法」で委任された事項とその施行に必要な事項を定めることを目的とする。 [全文改正2009.1.30][[施行日 2009.7.31]]</p>	<p>第1条(目的)この規則は「外国人投資促進法」および同法施行令で委任された事項とその施行に必要な事項を定めることを目的とする。 [全文改正2009.1.30][[施行日 2009.7.31]]</p>
<p>第2条(定義)①この法において使う用語の意味は次の通りである。 1. “外国人”とは、外国の国籍を有している個人、外国の法律により設立された法人(以下“外国法人”という)、ならびに大統領令で定める国際経済協力機構をいう。 2. “大韓民国国民”とは、大韓民国の国籍を有している個人をいう。 3. “大韓民国法人”とは、大韓民国の法律により設立された法人をいう。 4. “外国人投資”とは、次の各項目のいずれかに該当するものをいう。 ア. 外国人がこの法により大韓民国法人(設立中の法人を含む)または大韓民国国民が営む企業の経営活動に参加するなどその法人または企業と持続的な経済関係を樹立する目的で大統領令で定めるところによりその法人や企業の株式または持分(以下“株式など”という)を所有すること</p>	<p>第2条(外国人投資などの定義)①「外国人投資促進法」(以下“法”という)第2条第1項第1号において“大統領令で定める国際経済協力機構”とは、次の各号のものをいう。 1. 外国政府の対外経済協力業務を代行する機関 2. 国際復興開発銀行・国際金融公社・アジア開発銀行など開発金融に関する業務を取り扱う国際機構 3. 対外投資業務を取り扱ったり代行する国際機構 ②法第2条第1項第4号ア.による外国人投資は投資金額が1億ウォン以上として次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、法第21条第1項および第2項により外国人投資企業で登録した後、株式や持分(以下“株式など”という)の一部譲渡や減資(減資)等で本文の要件を充足しなくなる場合にもこれを外国人投資とみる。[改正2010.10.5]</p>	<p>第2条(新株などの取得または出捐方式による外国人投資の申告など)①「外国人投資促進法」(以下“法”という)第5条第1項前段、ならびに法第8条の2第1項前段による新株などの取得または出捐方式による外国人投資の申告をしようとする者は別紙第1号書式(英文書式を含む)の申告書2部に次の各号の書類を添付して大韓貿易投資振興公社の長または外国為替銀行の長(以下“受託機関長”という)に提出しなければならない。[改正2010.10.6] 1. 「外国人投資促進法施行令」(以下“令”という)第39条第2項による技術評価機関が評価した産業財産権などの価格評価内容を証明する書類写本1部[法第2条第1項第8号エ.の出資目的物を出資(出捐する場合を含む。以下、この条および第17条で同じ)する場合にのみ提出する] 2. 支店・事務所または法人の清算などにより分配される残った財産であることを証明する書類写本1部(法第2条第1項第8号オ.の出資目的物を出資</p>

<p>イ. 次のいずれかに該当する者が該当外国人投資企業に貸付ける5年以上の借款(最初の貸付契約時に決まった貸付期間を基準とする)</p> <p>1)外国人投資企業の海外親会社</p> <p>2) 1)の企業と大統領令で定める資本出資関係がある企業</p> <p>3)外国投資家</p> <p>4) 3)の投資家と大統領令で定める資本出資関係がある企業</p> <p>ウ. 外国人がこの法により科学技術分野の大韓民国法人(設立中の法人を含む)として研究人員・施設などに関して大統領令で定める基準に該当する非営利法人と持続的な協力関係を樹立する目的でその法人に出捐するもの</p> <p>エ. その他外国人の非営利法人に対する出捐として非営利法人の事業内容などに関して大統領令で定める基準により第27条による外国人投資委員会(以下“外国人投資委員会”という)が外国人投資と認定するもの</p> <p>5. “外国投資家”とは、この法により株式などを所有していたり出捐した外国人をいう。</p> <p>6. “外国人投資企業や出捐をした非営利法人”とは、外国投資家が出資した企業や出捐をした非営利法人をいう。</p> <p>7. “外国人投資環境改善施設運営者”とは、外国人のための学校および医療機関など外国人投資環境を改善するための施設として大統領令で定める施設を運営する者をいう。</p> <p>8. “出資目的物”とは、この法により外国投資家が株式などを所有するために出資するものとして次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア. 「外国為替取引法」による対外支払手段またはこれの交換により生じる内国支払手段</p>	<p>1. 外国人が大韓民国法人(設立中の法人を含む。以下同じ)または大韓民国国民が営む企業が発行した議決権付株式総数や出資総額の100分の10以上を所有すること</p> <p>2. 外国人が大韓民国法人または大韓民国国民が営む企業の株式などを所有しつつその法人や企業と次のいずれかに該当する契約を締結すること</p> <p>ア. 役員(理事、代表理事、業務執行をする無限責任社員、監事やこれに準じる者として経営上重要意思決定に出席できる権限を有した者をいう。以下同じ)を派遣または選任できる契約</p> <p>イ. 1年以上の期間の間に原材料や製品を納品したり購入する契約</p> <p>ウ. 技術の提供・導入または共同研究開発契約</p> <p>③第2項各号以外の部分本文において“投資金額”とは、株式などの取得(外国人投資企業が「商法」第458条による利益準備金を同法第461条により資本に繰り入れて外国投資家が株式を所有するものを含む)金額をいい、2人以上の外国人が共に投資する場合には1人当たり投資金額をいう。[新設2010.10.5]</p> <p>④法第2条第1項第4号イ.2)において“大統領令で定める資本出資関係がある企業”とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。 [改正2010.10.5]</p> <p>1. 海外親会社の発行株式総数や出資総額の100分の50以上を所有している企業</p> <p>2. 海外親会社が外国人投資企業の発行株式総数や出資総額の100分の50以上を所有している場合として次のいずれかに該当する企業</p> <p>ア. 海外親会社の発行株式総数や出資総額の100分の10以上を所有している企業</p> <p>イ. 海外親会社または第1号による企業が発行株</p>	<p>する場合にのみ提出する)</p> <p>3. 借款やその他海外からの借入金の償還額であることを証明する書類写本1部(法第2条第1項第8号カ.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する)</p> <p>4. 令第2条第10項各号の株式に該当することを証明する書類1部(法第2条第1項第8号キ.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する)</p> <p>5. 出資しようとする不動産に対する「外国為替取引法」第18条による資本取引申告済証写本1部(法第2条第1項第8号ク.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する)</p> <p>6. 令第2条第2項第2号各項目のいずれかに該当する契約書写本1部(令第2条第2項第2号に該当する場合にのみ提出する)</p> <p>7. 法第2条第1項第4号ア.による株式など(以下“株式など”という)と不動産を処分した代金であることを証明する書類写本1部(令第2条第11項に該当する場合にのみ提出する)</p> <p>8. 出捐しようとする非営利法人が令第2条第6項各号の要件をすべて備えたことを証明する書類1部(法第2条第1項第4号ウ.に該当する外国人投資をしようとする場合にのみ提出する)</p> <p>9. 出捐しようとする非営利法人が令第2条第7項各号のいずれかに該当することを証明する書類1部(法第2条第1項第4号エ.に該当する外国人投資をしようとする場合にのみ提出する)</p> <p>10. 株式などを取得したり非営利法人に出捐しようとする外国人の国籍を証明する書類1部(外国人が最初に外国人投資を行う場合にのみ提出する)</p> <p>②法第5条第1項後段および法第8条の2第1項後段により申告内容の変更申告をしようとする者は別紙第2号書式(英文書式を含む)の申告書2部に次の</p>
--	--	--

<p>イ. 資本財</p> <p>ウ. この法により取得した株式などから生じた果実</p> <p>エ. 産業財産権、大統領令で定める知識財産権、その他これに準じる技術とこれの使用に関する権利</p> <p>オ. 外国人が国内に所在した支店または事務所を閉鎖して他の内国法人に転換し、または外国人が株式などを所有している内国法人が解散する場合、該当支店・事務所または法人の清算により該当外国人に分配される残った財産</p> <p>カ. 第4号イ.による借款やその他海外からの借入金償還額</p> <p>キ. 大統領令で定める株式</p> <p>ク. 国内にある不動産</p> <p>ケ. その他大統領令で定める内国支払手段</p> <p>9. “資本財”とは、産業施設(船舶、車両、航空機などを含む)としての機械、機資材、施設品、機構、部分品、付属品および農業・林業・水産業の発展に必要な家畜、種子、樹木、魚介類、その他主務部長官(該当事業を掌握する中央行政機関の長をいう。以下同じ)が該当施設の最初試験運転(試験事業を含む)に必要なと認める原料・予備品、ならびにこれの導入に伴う運賃・保険料と施設をしたり助言をする技術または役務をいう。</p> <p>10. “技術導入契約”とは、大韓民国国民または大韓民国法人が外国人から産業財産権やその他技術を譲り受けたりその使用に関する権利を導入する契約をいう。</p> <p>②この法を適用する際、大韓民国の国籍を持って外国に永住している個人に対してはこの法のうち外国人に対する規定を共に適用する。</p> <p>[全文改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p>	<p>式総数や出資総額の100分の50以上を所有している企業</p> <p>⑤法第2条第1項第4号イ.4)において”大統領令で定める資本出資関係がある企業”とは、外国人投資企業の発行株式総数や出資総額の100分の50以上を所有している外国投資家が発行株式総数や出資総額の100分の50以上を所有している企業をいう。[改正2010.10.5]</p> <p>⑥法第2条第1項第4号ウ.において”大統領令で定める基準”とは、非営利法人が次の各号の要件をすべて備えた場合をいう。[改正2010.10.5,2013.6.11]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 独立した研究施設を備えること</li> <li>2. 次の各項目のいずれかに該当すること</li> </ol> <p>ア. 科学技術分野学士学位所持者として3年以上研究経歴を有したり科学技術分野修士学位以上の学位を持つ研究専任人員の常時雇用規模が5人以上であること</p> <p>イ. 「租税特例制限法施行令」第116条の2第1項による高度な技術を伴う事業のための研究開発活動を行うこと</p> <p>⑦法第2条第1項第4号エ.において”大統領令で定める基準”とは、出資金額が5千万ウォン以上として出捐しようとする非営利法人が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。[改正2010.10.5]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学術、芸術、医療および教育振興などを目的に設立された非営利法人として該当分野の専門家養成および国際間交流拡大のための事業を持続的に営む場合</li> <li>2. 民間または政府間国際協力事業を遂行する国際機構の地域本部である場合</li> </ol> <p>⑧法第2条第1項第7号において”大統領令で定める施設”とは、次の各号のいずれかに該当する施設</p>	<p>各号の書類を添付して受託機関長に提出しなければならない。[改正2010.10.6]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令第2条第2項第2号各項目のいずれかに該当する契約書写本1部(令第2条第2項第2号に該当する場合にのみ提出する)</li> <li>2. 令第2条第6項各号の要件をすべて備えたことを証明する書類1部(法第2条第1項第4号ウ.に該当する場合にのみ提出する)</li> <li>3. 令第2条第7項各号のいずれかに該当することを証明する書類1部(法第2条第1項第4号エ.に該当する場合にのみ提出する)</li> <li>4. 外国人の国籍を証明する書類1部(外国人の国籍が変更になった場合のみ提出する)</li> </ol> <p>③令第6条第1項第5号において”産業通商資源部令で定める事項”とは、投資形態、投資目的(法第5条第1項による新株などの取得による外国人投資である場合のみ該当する)および外国人投資企業の住所をいう。[改正2013.3.23第1号(産業通商資源部とその所属機関職制施行規則)]</p> <p>[全文改正2009.7.31]</p> <p>第3条(既存株式などの取得による外国人投資の申告など)①法第6条第1項前段および第3項前段により既存株式などの取得による外国人投資の申告または許可申請をしようとする者は別紙第3号書式(英文書式を含む)の申告書または許可申込書2部に次の各号の書類を添付して受託機関長または産業通商資源部長官に提出しなければならない。[改正2010.10.6,2013.3.23第1号(産業通商資源部とその所属機関職制施行規則)]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第2条第1項第2号・第3号・第6号および第7号の書類写本1部</li> <li>2. 譲受人が2人以上である場合には譲受人間の特</li> </ol>
---	---	---

	<p>をいう。[改正2010.10.5,2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「小・中等教育法」第60条の2による外国人学校</li> <li>2. 「医療法」第3条第2項による総合病院・病院・歯科病院・漢方病院・療養病院・医院・歯科医院・漢方医院および助産院</li> <li>3. 「薬事法」第2条第3号による薬局</li> <li>4. 「建築法施行令」別表1第1号および第2号による一戸建て住宅および共同住宅</li> <li>5. その他外国投資家に対する創業保育施設など産業通商資源部長官が法第27条による外国人投資委員会(以下"外国人投資委員会"という)の審議を経て定めて告示する施設</li> </ol> <p>⑨法第2条第1項第8号エ.において"大統領令で定める知識財産権"とは、「著作権法」による著作権のうち産業活動に利用される権利と「半導体集積回路の配置設計に関する法律」第2条第5号による配置設計権をいう。[改正2010.10.5]</p> <p>⑩法第2条第1項第8号キ.において"大統領令で定める株式"とは、次の各号に該当する株式をいう。[改正2010.10.5]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国の証券市場に上場された外国法人の株式</li> <li>2. 法や「外国為替取引法」により外国人が所有している株式</li> </ol> <p>⑪法第2条第1項第8号ケ.において"大統領令で定める内国支払手段"とは、法および「外国為替取引法」により外国人が所有している大韓民国法人または大韓民国国民が営む企業の株式などと不動産を処分した代金をいう。[改正2010.10.5] [全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>第3条(外国に永住している個人の定義)法第2条第</p>	<p>殊関係者有無を確認できる書類写本1部</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 出資する株式が令第2条第10項各号に該当することを証明する書類と出資する株式および取得する株式間の交換金額、交換比率など交換条件が明示された株式譲受(譲渡)契約書写本各1部(法第2条第1項第8号キ.に該当する株式を出資して既存株式などを取得する場合にのみ提出する)</li> <li>4. 株式などを取得しようとする外国人の国籍を証明する書類(外国投資家が外国人投資企業の株式などを追加で取得しようとする場合は除く)1部</li> </ol> <p>②法第6条第1項後段および第3項後段による変更申告または変更許可申請をしようとする者は別紙第4号書式(英文書式を含む)の申告書または変更許可申込書2部に次の各号の書類を添付して受託機関長または産業通商資源部長官に提出しなければならない。[改正2013.3.23第1号(産業通商資源部とその所属機関職制施行規則)]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令第2条第2項第2号各項目のいずれかに該当する契約書写本1部(令第2条第2項第2号に該当する場合にのみ提出する)</li> <li>2. 譲受人が2人以上である場合には譲受人間の特殊関係者有無を確認できる書類写本1部(譲受人が変更される場合にのみ提出する)</li> <li>3. 株式などを取得しようとする外国人の国籍を証明する書類(外国人の国籍が変更になった場合にのみ提出する)1部</li> </ol> <p>[全文改正2009.7.31]</p> <p>第4条(株式などの取得申告)法第7条第1項により株式などを取得した者はその取得日から30日以内に別紙第5号書式(英文書式を含む)の申告書2部に次の各号の書類を添付して受託機関長に提出し</p>
--	---	---

	<p>2項において”外国に永住している個人”とは、居住地国の永住権を取得したり永住権に代わる滞在許可を得た者をいう。 [全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>第4条(果実などの対外送金)①外国投資家、法第2条第1項第4号イ.による借款の借手または同項第10号による技術導入契約の導入者が法第3条第1項により対外送金をしようとする時にはその対外送金に関して「外国為替取引法」による外国為替銀行の長(以下”外国為替銀行の長”という)の確認を受けなければならない。 ②外国為替銀行の長は第1項による確認をしようとする時にはその対外送金の正当性の有無を確認しなければならない。 [全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>第35条(外国人投資実務委員会の構成および運営など)①外国人投資委員会が法第27条第3項により外国人投資実務委員会(以下”実務委員会”という)に委任する事項は次の各号の通りである。[改正2010.10.5]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法第2条第1項第4号エ.による外国人投資の認定に関する事項</li> <li>2. 法第18条第10項による外国人投資地域の変更指定および法第18条の2第1項による外国人投資地域の指定解除に関する事項</li> <li>3. 第21条第8項による投資支援センターの組織と運営に関する事項</li> <li>4. 第21条の4第8項による苦情処理機構の組織と運営に関する事項</li> <li>5. その他外国人投資委員会の審議を経て必要だと認める事項</li> </ol>	<p>なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 株式または持分の取得を証明する書類写本1部</li> <li>2. 令第2条第2項第2号各項目のいずれかに該当する契約書写本1部(令第2条第2項第2号に該当する場合にのみ提出する)</li> <li>3. 株式などを取得した外国人の国籍を証明する書類1部(既存の外国投資家が該当外国人投資企業の株式などを追加で取得した場合は除く) [全文改正2009.7.31]</li> </ol> <p>第17条(外国人投資企業の登録申請)①法第21条第1項および第2項により外国人投資企業の登録をしようとする者は別紙第17号書式の申込書(電子文書となっている申込書を含む)に次の各号の書類(電子文書を含む)を添付して受託機関長に提出しなければならない。[改正2010.10.6,2012.10.5第271号(法令書式改善のための計量に関する法律施行規則など)]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 送金人が確認される外貨買入証明書または外貨預置証明書(個人事業者である場合、商号名義入金証明書)写本1部[現物出資(現物出捐の場合を含む。以下同じ)以外の場合のみをいい、外国投資家が直接送金したり携帯搬入しない場合には代理して送金・搬入した事実を証明する書類を添付しなければならない]</li> <li>2. 現物出資完了確認書写本1部(資本財を出資する場合にのみ提出する)</li> <li>3. 「商法」第422条による検査人の調査報告書または鑑定人の鑑定結果写本1部(株式、債券および国内不動産を出資する場合にのみ提出する)</li> <li>4. 外国人投資企業で登録しようとする企業の次の各項目に該当する書類写本各1部</li> </ol> <p>ア. 法人登記事項証明書(法第6条第1項による既</p>
--	---	--



	<p>②実務委員会の委員長は産業通商資源部次官になり、委員は次の各号の者になる。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)、2013.6.11】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 産業通商資源部やその他の関係部署の高位公務員団に属する一般職公務員のうち産業通商資源部長官の要請で該当機関の長が指定する者</li> <li>2. 関係市・道の副市長(ソウル特別市の場合、所属1級公務員の中でソウル特別市長が指定する者をいう)または副知事および外国人投資業務に関して豊富な経験と識見を持つ者として外国人投資委員会の委員長が委嘱する者</li> <li>3. 投資支援センターの長および外国人投資オンブズマン</li> </ol> <p>③実務委員会の庶務を処理するために実務委員会に幹事1人を置くものの、幹事は産業通商資源部所属公務員の中で産業通商資源部長官が任命する。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>④外国人投資委員会は外国人投資誘致状況の総合・管理、外国人投資に係る苦情事務処理の督促・点検、ならびに外国人投資誘致活動に係る実務委員会案件の検討のために実務委員会傘下に産業通商資源部所属実務委員会委員を委員長とする外国人投資誘致小委員会を置く。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>⑤この令で規定した事項のほか、外国人投資委員会・実務委員会および小委員会の運営などに関して必要な事項は外国人投資委員会の議決を経て外国人投資委員会の委員長が定める。 【全文改正2009.7.30】【施行日2009.7.31】</p>	<p>存株式などの取得の場合には株主名簿または株式の譲渡・譲受を証明する書類)</p> <p>イ. 事業者登録証または固有番号証写本 ウ. 研究事業概要書、研究専任人員現況および研究施設明細書(法第2条第1項第4号ウ.に該当する場合にのみ提出する)</p> <p>②法第21条第1項および令第27条第2項により外国人投資企業の変更登録をしようとする者は別紙第17号書式の申込書に次の各号の書類を添付して受託機関長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 変更になった内容を証明する書類1部</li> <li>2. 外国人投資企業登録証明書原本1部</li> </ol> <p>③受託機関長は第1項および第2項による登録申請または変更登録申請をした者が登録要件に適した時には別紙第18号書式の外国人投資企業登録証明書を出さなければならない。 【全文改正2009.7.31】</p> <p>第20条(株式などの譲渡などの申告)法第23条第1項により株式などの譲渡または減少申告をしようとする者は別紙第22号書式(英文書式を含む)の申告書2部に次の各号の書類を添付して受託機関長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 譲渡または減少を証明する書類写本1部</li> <li>2. 譲受人の国籍を証明する書類1部(譲受人が外国人である場合として法第2条第1項第5号による該当企業の外国投資家である場合は除く) 【全文改正2009.7.31】</li> </ol> <p>第23条(導入資本財の検討・確認申請)令第38条第2項により導入物品明細書の検討・確認を申請しようとする者は別紙第24号書式の申込書3部に物</p>
--	---	--

	<p>第38条(導入資本財などの検討・確認)①法第29条第1項において”この法により導入される租税減免対象資本財など大統領令で定める基準に該当する資本財”とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「租税特例制限法」第121条の3第1項により関税・個別消費税および付加価値税の免除対象になる資本財</li> <li>2. 外国投資家が出資(出捐を含む。以下、この条において同じ)の目的物で導入する資本財</li> <li>3. 外国人投資企業が外国投資家から出資を受けた対外支払手段やこれの交換により生じる内国支払手段で導入するもので、「対外貿易法施行令」第17条により産業通商資源部長官が指定・告示する物品のうち資本財</li> </ol> <p>②第1項各号の資本財および法第2条第1項第4号ウ.およびエ.に該当する外国人投資を行うために導入する資本財でない物品(以下、この項において”資本財など”という)を導入しようとする者は資本財などの数量・規格・価格および製作者などを明示した導入物品明細書を作成して通関前に主務部長官にそれに関する検討・確認を申請しなければならない。 [全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p>	<p>品売渡確約書など価格を証明する書類を添付して受託機関長に提出しなければならない。 [全文改正2009.7.31]</p>
<p>第3条(外国人投資の保護など)①外国投資家取得した株式などから生じる果実、株式などの売却代金、第2条第1項第4号イ.による借款契約によって支給される元利金および手数料と技術導入契約によって支給される対価は、送金当時外国人投資・技術導入契約の許可内容または申告内容によりその対外送金が保障される。</p>	<p>第4条(果実などの対外送金)①外国投資家、法第2条第1項第4号イ.による借款の借手または同項第10号による技術導入契約の導入者が法第3条第1項により対外送金をしようとする時にはその対外送金に関して「外国為替取引法」による外国為替銀行の長(以下”外国為替銀行の長”という)の確認を受けなければならない。</p>	

<p>②外国投資家と外国人投資企業は法律に特別な規定がある場合以外には、その営業に関して大韓民国国民または大韓民国法人と同じ待遇を受ける。</p> <p>③大韓民国国民または大韓民国法人に適用される租税に関する法律のうち減免に関する規定は法律に特別な規定がある場合以外には、外国投資家、外国人投資企業、第2条第1項第4号イ.による借款の貸手、ならびに第25条により技術を提供した者に対しても同じように適用される。 [全文改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p>	<p>②外国為替銀行の長は第1項による確認をしようとする時には、その対外送金の正当性の有無を確認しなければならない。 [全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p>	
<p>第4条(外国人投資の自由化など)①外国人は法律に特別な規定がある場合以外には、制限を受けずに国内で外国人投資業務を遂行できる。</p> <p>②外国人は次の各号の場合以外には、この法による外国人投資の制限を受けない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国家の安全と公共秩序の維持に支障を与える場合</li> <li>2. 国民の保健衛生または環境保全を害したり、公序良俗に著しく反する場合</li> <li>3. 大韓民国の法令を違反する場合</li> </ol> <p>③第2項各号のいずれかに該当して外国人投資が制限される業種と制限内容は大統領令で定める。</p> <p>④産業通商資源部長官はこの法以外の他の法令や告示などで関係行政機関の長が外国人または外国人投資企業を大韓民国国民または大韓民国法人に比べて不利に待遇したり、外国人または外国人投資企業に追加的な義務を負担するようにするなど外国人投資を制限している場合にはその内容を大統領令で定めるところにより毎年まとめて告示しなければならない。関係行政機関の長がこれを改正したり追加するためにはあらかじめ産業通商</p>	<p>第5条(外国人投資制限業種など)①法第4条第3項により外国人投資が制限される業種と制限内容は次の各号のいずれかに該当するものをいう。[改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「経済協力開発機構に関する協約」のうち大韓民国に対する経済協力開発機構に関する協約加入招請協定付属書1(「資本移動自由化規約」に対する留保)の直接投資部門において非居住者による国内直接投資の留保内容と両者間または多者間投資に関する協約の付属書に規定する留保内容の範囲を考慮して産業通商資源部長官が主務部長官と協議して告示する次に各項目の事項       <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 外国人投資を許容しなかったり部分的に許容する業種(以下"制限業種"という)</li> <li>イ. ア.により外国人投資を部分的に許容する業種別外国人の総投資許容比率(以下"外国人投資許容比率"という)</li> <li>ウ. 外国投資家および国内合弁投資当事者の資格</li> <li>エ. その他外国人投資の許容時期など許容基準</li> </ul> </li> <li>2. 次の各項目にすべて該当する外国人投資が法</li> </ol>	

<p>資源部長官と協議しなければならない。 [改正2013.3.23第11690号(政府組織法)] [全文改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p>	<p>第4条第2項第1号による国家の安全維持に支障をもたらす場合(以下"国家安保威嚇"という)に該当するか否かに対する主務部長官の検討要請により産業通商資源部長官が外国人投資委員会の審議により国家安保威嚇に該当すると決めた事項</p> <p>ア. 外国人がすでに設立された国内企業の株式などの取得を通じて該当企業の経営上支配権を実質的に取得しようとする場合</p> <p>イ. 次のいずれかに該当する場合</p> <p>1) 「防衛事業法」第3条第7号による防衛産業物資の生産に支障をもたらす恐れがある場合</p> <p>2) 「対外貿易法」第19条および「技術開発促進法」第13条による輸出許可または承認対象物品などや技術として軍事目的に転用される可能性が高い場合</p> <p>3) 「国家情報院法」第13条第4項により国家機密(以下"国家機密"という)として扱われる契約などの内容が公開される恐れがある場合</p> <p>4) 国際平和および安全維持のための国際連合などの国際的努力に深刻かつ重大な支障をもたらす恐れがある場合</p> <p>②第1項第1号にもかかわらず、外国人は該当企業の総売上高のうち制限業種の売上高の比率が100分の1以下である企業に対しては第1項第1号による制限を受けずに投資が可能である。</p> <p>③外国人が第2項に該当する企業に対し株式などを取得した後、該当企業の総売上高のうち制限業種の売上高の比率が100分の1を超過することになった時にはその超過することになった事業年度の決算確定日から6ヶ月以内に該当外国人投資許容比率を超過して取得した株式などを大韓民国国民や大韓民国法人に譲渡しなければならない。</p> <p>ただし、やむを得ない事由がある場合には産業通</p>	
---	--	--

	<p>商資源部長官の承認を得て6ヶ月の範囲でその譲渡期間を延長することができる。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>④外国人は第1項第1号ア.により外国人投資が禁じられる業種、ならびに部分的に許される業種を共に営む企業に対しては投資できず、第1項第1号ア.により外国人投資を部分的に許容する業種を二つ以上営む企業に投資しようとする場合には外国人投資許容比率が最も低い業種の外国人投資比率を超過して投資できない。</p> <p>⑤主務部長官は法第5条から第7条までの規定による該当外国人投資の申告(法第5条第1項後段および法第6条第1項後段による変更申告を含む)をした日から30日が経過した後は第1項第2号による検討要請ができない。</p> <p>⑥外国人は法第5条から第7条までの規定による外国人投資申告をする前に主務部長官や産業通商資源部長官に産業通商資源部長官が告示する事項を備えて該当外国人投資が第1項第2号各項目による検討要請対象に該当するか否かの確認を要請することができる。この場合、外国人の確認要請は第1項第2号、第5項および第7項と関連して外国人投資申告とみる。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>⑦産業通商資源部長官は第1項第2号による主務部長官の検討要請があった日から90日以内に該当外国人投資が国家安保威嚇に該当するか否かを外国人投資委員会の審議により決定しなければならない。この場合、産業通商資源部長官は国家安保威嚇に該当する外国人投資に対し必要だと認めれば、外国人投資委員会の審議により特定事業部分の分離売却や保安維持遵守などの条件を付け</p>	
--	---	--

	<p>て外国人投資を許容する決定をすることができる。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>⑧産業通商資源部長官は第7項による決定をした場合、直ちに該当外国人の株式などの取得を不許可または許容する通知をしなければならず、国家機密を除いた次の各号の事項を公表しなければならない。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国家安保威嚇への該当有無</li> <li>2. 決定事由</li> <li>3. 条件の内容(第7項後段により条件がついた場合のみをいう)</li> </ol> <p>⑨産業通商資源部長官が第7項前段により国家安保威嚇に該当する決定をした場合、該当外国人投資ですでに企業の株式などを取得した外国人はその決定があった日から6ヶ月以内に該当株式などを大韓民国国民、大韓民国法人または国家安保威嚇の恐れがない外国人(以下"大韓民国国民など"という)に譲渡しなければならず、第7項後段により条件付き投資許容決定をした場合には産業通商資源部長官が該当条件の違反事実を知った日から6ヶ月以内に該当株式などを大韓民国国民などに譲渡しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には産業通商資源部長官の承認を得て1年の範囲でその譲渡期間を延長することができる。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>⑩関係行政機関の長は法第4条第4項により産業通商資源部長官が前年度に公告した外国人投資制限に関する内容のうちその変更があったり新しく追加されたものがある場合にはこれを1月1日基準で作成して1月末日まで産業通商資源部長官に</p>	
--	--	--

	<p>通知しなければならず、産業通商資源部長官はこれをまとめて毎年2月末日までに公告しなければならない。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】 【全文改正2009.7.30】[[施行日2009.7.31]]</p>	
<p>第4条の2 (外国人投資促進施策の樹立など)①産業通商資源部長官は外国人投資を促進するために毎年第3項により関係中央行政機関の長および特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事(以下"市・道知事"という)が提出した外国人投資促進計画を総合・調停して外国人投資促進施策(以下"促進施策"という)を樹立して、外国人投資委員会の審議を経てこれを確定する。 【改正2010.4.5,2012.12.11,2013.3.23第11690号(政府組織法)】</p> <p>②促進施策には次の各号の事項が含まなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国人投資促進の基本方向</li> <li>2. 国内企業の海外進出動向と国内の産業構造など外国人投資条件の分析</li> <li>3. 外国人投資誘致案</li> <li>4. 外国人投資誘致活動遂行機関に対する支援案</li> </ol> <p>③関係中央行政機関の長および市・道知事は毎年12月31日まで翌年外国人投資促進計画を産業通商資源部長官に提出しなければならない。【新設2010.4.5,2013.3.23第11690号(政府組織法)】</p> <p>④産業通商資源部長官と関係中央行政機関の長および市・道知事は翌年2月末まで前年度の外国人投資促進関連推進実績を外国人投資委員会に提出しなければならない、外国人投資委員会はこれを評価する。【新設2010.4.5,2013.3.23第11690号(政府組織法)】</p> <p>⑤産業通商資源部長官は市・道知事、「大韓貿易</p>	<p>第5条の2 (外国人投資促進施策の樹立に必要な資料要請)法第4条の2第5項において"大統領令で定める関係金融機関の長"とは、韓国銀行総裁(技術の種類別技術提供による対価受領現況に関する資料を要請する場合のみをいう)および産業通商資源部長官が企画財政部長官や金融委員会委員長と協議して定める金融機関の長(産業通商資源部長官が企画財政部長官や金融委員会委員長とあらかじめ協議して定めた内容に該当する資料を要請する場合のみをいう)をいう。【改正2010.10.5,2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】 【全文改正2009.7.30】[[施行日2009.7.31]]</p>	

<p>投資振興公社法」による大韓貿易投資振興公社(以下"大韓貿易投資振興公社"という)の長および大統領令で定める関係金融機関の長に促進施策の樹立などに必要な資料を要請することができる。[改正2010.4.5,2013.3.23第11690号(政府組織法)]</p> <p>⑥第5項による要請を受けた市・道知事、大韓貿易投資振興公社の長および関係金融機関の長は特別な事由がなければこれに従わなければならない。[改正2010.4.5][[施行日2010.10.6]] [全文改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]] [本条の題名改正2010.4.5][[施行日2010.10.6]]</p>		
<p><b>第2章外国人投資手続き</b></p>		
<p>第5条(新株などの取得による外国人投資)①外国人は大韓民国法人(設立中の法人を含む)または大韓民国国民が営む企業が新しく発行する株式などの取得によって外国人投資をしようとする場合には産業通商資源部令で定めるところによりあらかじめ産業通商資源部長官に申告しなければならない。申告した内容のうち外国人投資金額、外国人投資比率(外国人投資企業の株式などに対する外国投資家所有株式などの比率をいう。以下同じ)など大統領令で定める事項を変更する時にも同様である。[改正2013.3.23第11690号(政府組織法)]</p> <p>②産業通商資源部長官は第1項による申告を受ければ直ちに申告人に申告証明書を発行しなければならない。[改正2013.3.23第11690号(政府組織法)] [全文改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p>	<p>第5条(外国人投資制限業種など)①法第4条第3項により外国人投資が制限される業種と制限内容は次の各号のいずれかに該当するものをいう。[改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>1. 「経済協力開発機構に関する協約」のうち大韓民国に対する経済協力開発機構に関する協約加入招請協定付属書1(「資本移動自由化規約」に対する留保)の直接投資部門において非居住者による国内直接投資の留保内容と両者間または多者間投資に関する協約の付属書に規定する留保内容の範囲を考慮して産業通商資源部長官が主務部長官と協議して告示する次の各項目の事項</p> <p>ア. 外国人投資を許容しなかったり部分的に許容する業種(以下"制限業種"という)</p> <p>イ. アにより外国人投資を部分的に許容する業種別外国人の総投資許容比率(以下"外国人投資許容比率"という)</p> <p>ウ. 外国投資家および国内合併投資当事者の資格</p>	<p>第2条(新株などの取得または出捐方式による外国人投資の申告など)①「外国人投資促進法」(以下"法"という)第5条第1項前段および法第8条の2第1項前段による新株などの取得または出捐方式による外国人投資の申告をしようとする者は別紙第1号書式(英文書式を含む)の申告書2部に次の各号の書類を添付して大韓貿易投資振興公社の長または外国為替銀行の長(以下"受託機関長"という)に提出しなければならない。[改正2010.10.6]</p> <p>1. 「外国人投資促進法施行令」(以下"令"という)第39条第2項による技術評価機関が評価した産業財産権などの価格評価内容を証明する書類写本1部[法第2条第1項第8号エ.の出資目的物を出資(出捐する場合を含む。以下、この条および第17条で同じ)する場合にのみ提出する]</p> <p>2. 支店・事務所または法人の清算などにより分配される残った財産であることを証明する書類写本1部(法第2条第1項第8号オ.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する)</p>



	<p>エ. その他外国人投資の許容時期など許容基準</p> <p>2. 次の各項目にすべて該当する外国人投資が法第4条第2項第1号による国家の安全維持に支障をもたらす場合(以下"国家安保威嚇"という)に該当するか否かに対する主務部長官の検討要請で産業通商資源部長官が外国人投資委員会の審議により国家安保威嚇に該当すると決めた事項</p> <p>ア. 外国人がすでに設立された国内企業の株式などの取得を通じて該当企業の経営上支配権を実質的に取得しようとする場合</p> <p>イ. 次のいずれかに該当する場合</p> <p>1) 「防衛事業法」第3条第7号による防衛産業物資の生産に支障をもたらす恐れがある場合</p> <p>2) 「対外貿易法」第19条および「技術開発促進法」第13条による輸出許可または承認対象物品などや技術として軍事目的に転用される可能性が高い場合</p> <p>3) 「国家情報院法」第13条第4項により国家機密(以下"国家機密"という)として扱われる契約などの内容が公開される恐れがある場合</p> <p>4) 国際平和および安全維持のための国際連合などの国際的努力に深刻かつ重大な支障をもたらす恐れがある場合</p> <p>②第1項第1号にもかかわらず、外国人は該当企業の総売上高のうち制限業種の売上高の比率が100分の1以下である企業に対しては第1項第1号による制限を受けずに投資が可能である。</p> <p>③外国人が第2項に該当する企業に対し株式などを取得した後、該当企業の総売上高のうち制限業種の売上高の比率が100分の1を超過することになった時にはその超過することになった事業年度の決算確定日から6ヶ月以内に該当外国人投資許容比率を超過して取得した株式などを大韓民国国</p>	<p>3. 借款やその他海外からの借入金の償還額であることを証明する書類写本1部(法第2条第1項第8号カ.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する)</p> <p>4. 令第2条第10項各号の株式に該当することを証明する書類1部(法第2条第1項第8号キ.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する)</p> <p>5. 出資しようとする不動産に対する「外国為替取引法」第18条による資本取引申告済証写本1部(法第2条第1項第8号ク.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する)</p> <p>6. 令第2条第2項第2号各項目のいずれかに該当する契約書写本1部(令第2条第2項第2号に該当する場合にのみ提出する)</p> <p>7. 法第2条第1項第4号ア.による株式など(以下"株式など"という)と不動産を処分した代金であることを証明する書類写本1部(令第2条第11項に該当する場合にのみ提出する)</p> <p>8. 出捐しようとする非営利法人が令第2条第6項各号の要件をすべて備えたことを証明する書類1部(法第2条第1項第4号ウ.に該当する外国人投資をしようとする場合にのみ提出する)</p> <p>9. 出捐しようとする非営利法人が令第2条第7項各号のいずれかに該当することを証明する書類1部(法第2条第1項第4号エ.に該当する外国人投資をしようとする場合にのみ提出する)</p> <p>10. 株式などを取得したり非営利法人に出捐しようとする外国人の国籍を証明する書類1部(外国人が最初に外国人投資を行う場合にのみ提出する)</p> <p>②法第5条第1項後段および法第8条の2第1項後段により申告内容の変更申告をしようとする者は別紙第2号書式(英文書式を含む)の申告書2部に次の各号の書類を添付して受託機関長に提出しなければ</p>
--	--	---

	<p>民や大韓民国法人に譲渡しなければならない。 ただし、やむを得ない事由がある場合には産業通商資源部長官の承認を得て6ヶ月の範囲でその譲渡期間を延長することができる。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>④外国人は第1項第1号ア.により外国人投資が禁じられる業種、ならびに部分的に許される業種を共に営む企業に対しては投資できず、第1項第1号ア.により外国人投資を部分的に許容する業種を二つ以上営む企業に投資しようとする場合には外国人投資許容比率が最も低い業種の外国人投資比率を超過して投資できない。</p> <p>⑤主務部長官は法第5条から第7条までの規定による該当外国人投資の申告(法第5条第1項後段および法第6条第1項後段による変更申告を含む)をした日から30日が経過した後は第1項第2号による検討要請ができない。</p> <p>⑥外国人は法第5条から第7条までの規定による外国人投資申告をする前に主務部長官や産業通商資源部長官に産業通商資源部長官が告示する事項を備えて該当外国人投資が第1項第2号各項目による検討要請対象に該当するか否かの確認を要請することができる。この場合、外国人の確認要請は第1項第2号、第5項および第7項と関連して外国人投資申告とみる。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>⑦産業通商資源部長官は第1項第2号による主務部長官の検討要請があった日から90日以内に該当外国人投資が国家安保威嚇に該当するか否かを外国人投資委員会の審議により決定しなければならない。この場合、産業通商資源部長官は国家安保威嚇に該当する外国人投資に対し必要だと認</p>	<p>ばならない。【改正2010.10.6】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令第2条第2項第2号各項目のいずれかに該当する契約書写本1部(令第2条第2項第2号に該当する場合にのみ提出する)</li> <li>2. 令第2条第6項各号の要件をすべて備えたことを証明する書類1部(法第2条第1項第4号ウ.に該当する場合にのみ提出する)</li> <li>3. 令第2条第7項各号のいずれかに該当することを証明する書類1部(法第2条第1項第4号エ.に該当する場合にのみ提出する)</li> <li>4. 外国人の国籍を証明する書類1部(外国人の国籍が変更になった場合にのみ提出する)</li> </ol> <p>③令第6条第1項第5号において“産業通商資源部令で定める事項”とは、投資形態、投資目的(法第5条第1項による新株などの取得による外国人投資である場合のみ該当する)および外国人投資企業の住所をいう。【改正2013.3.23第1号(産業通商資源部とその所属機関職制施行規則)】 【全文改正2009.7.31】</p> <p>第19条(営業以外の事業などの調査)①国税庁長は令第29条第3項により外国人投資企業が法第22条第3項および第4項を違反したかを調査する時、必要に応じて令第40条第1項第4号によりその外国人投資企業をして「法人税法」第60条または「所得税法」第70条による課税標準申告時に別紙第20号書式の報告書を提出させることができる。【改正2011.10.19第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定および運営に関する特別法施行規則など)】</p> <p>②関税庁長は令第29条第3項により外国人投資企業が法第22条第1項を違反したかを調査する時、</p>
--	---	---

	<p>めれば、外国人投資委員会の審議により特定事業部分の分離売却や保安維持遵守などの条件を付けて外国人投資を許容する決定をすることができる。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>⑧産業通商資源部長官は第7項による決定をした場合、直ちに該当外国人の株式などの取得を不許可または許容する通知をしなければならず、国家機密を除いた次の各号の事項を公表しなければならない。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国家安保威嚇への該当有無</li> <li>2. 決定事由</li> <li>3. 条件の内容(第7項後段により条件がついた場合のみをいう)</li> </ol> <p>⑨産業通商資源部長官が第7項前段により国家安保威嚇に該当する決定をした場合、該当外国人投資ですでに企業の株式などを取得した外国人はその決定があった日から6ヶ月以内に該当株式などを大韓民国国民、大韓民国法人または国家安保威嚇の恐れがない外国人(以下"大韓民国国民など"という)に譲渡しなければならず、第7項後段により条件付き投資許容決定をした場合には産業通商資源部長官が該当条件の違反事実を知った日から6ヶ月以内に該当株式などを大韓民国国民などに譲渡しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には産業通商資源部長官の承認を得て1年の範囲でその譲渡期間を延長することができる。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>⑩関係行政機関の長は法第4条第4項により産業通商資源部長官が前年度に公告した外国人投資制限に関する内容のうちその変更があったり新しく</p>	<p>必要に応じて令第40条第1項第4号により該当外国人投資企業をして別紙第21号書式の報告書を提出させることができる。</p> <p>③第2項による報告書を提出された関税庁長は「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を通じて該当資本財輸入申告済証を確認しなければならない。ただし、申請人が担当公務員の確認に同意しない場合にはその書類を添付するようにしなければならない。【改正2011.10.19第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定および運営に関する特別法施行規則など)】</p> <p>[全文改正2009.7.31]</p>
--	--	--

	<p>追加されたものがある場合にはこれを1月1日基準で作成して1月末日まで産業通商資源部長官に通知しなければならない。産業通商資源部長官はこれをまとめて毎年2月末日までに公告しなければならない。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】 【全文改正2009.7.30】【施行日2009.7.31】</p> <p>第6条(外国人投資の変更申告事項など)①法第5条第1項後段、第6条第1項後段および第6条第3項後段において”大統領令で定める事項”とは、次の各号の事項をいう。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国投資家の商号または名称および国籍</li> <li>2. 外国人投資金額、外国人投資比率(法第5条第1項前段、第6条第1項前段または第6条第3項前段により外国人投資家がそれぞれ申告した分が変更される場合に該当する)および投資の方法</li> <li>3. 営もうとする事業</li> <li>4. 株式などの譲渡者</li> <li>5. その他申告および許可の内容に係る重要事項として産業通商資源部令で定める事項</li> </ol> <p>②法第8条第1項後段において”大統領令で定める事項”とは、次の各号の事項をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第1項第1号および第5号に該当する事項</li> <li>2. 借款提供者、借款金額および借款条件</li> </ol> <p>③法第8条の2第1項後段において”大統領令で定める事項”とは、次の各号の事項をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第1項第1号および第5号に該当する事項</li> <li>2. 出資金額および出捐条件</li> </ol> <p>④産業通商資源部長官は法第8条第1項後段により変更申告を受けた事項のうち借款の早期償還に関する事項がある場合にはその申告内容を直ちに</p>	
--	---	--

	<p>国税庁長、関税庁長、特別市長・広域市長・道知事および特別自治道知事(以下"市・道知事"という)に知らせなければならない。この場合、市・道知事はその内容を直ちに法第18条第5項により該当外国人投資地域を管理する機関の長に知らせなければならない。[改正2010.10.5,2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)] [全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>第40条(権限の委任・委託)①産業通商資源部長官は法第31条により次の各号の区分によりその権限を委任または委託する。[改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法第25条第1項から第3項までの規定による技術導入契約の申告に関する権限は主務部長官に委託する。</li> <li>2. 法第28条第2項による権限のうち法第22条第1項に対する違反有無の調査に関する権限は関税庁長に委任する。</li> <li>3. 法第28条第2項による権限のうち法第22条第3項および第4項に対する違反有無の調査に関する権限は国税庁長に委任する。</li> <li>4. 第2号および第3号以外の法第28条による権限のうち外国人・外国投資家・外国人投資企業および技術導入者の許可または申告内容の履行状況に対する調査および是正命令に関する事項はその所管により主務部長官・国税庁長または関税庁長に委任または委託する。</li> </ol> <p>②産業通商資源部長官は法第31条により次の各号の権限を大韓貿易投資振興公社の長(大韓貿易投資振興公社の長が指定する貿易館・支社および事務所の長を含む。以下同じ)および外国為替銀行の長(外国為替銀行の長が指定する支店の長を</p>	
--	---	--

	<p>含む。以下同じ)に委託する。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>1. 法第5条から第8条までおよび第8条の2による外国人投資の申告・変更申告の受付および申告済証の交付</p> <p>2. 法第21条による外国人投資企業の登録および登録の抹消(法第21条第3項第2号による場合は除く)3. 法第22条第1項による資本財の譲渡などに関する申告受付</p> <p>4. 第30条による株式などの譲渡などに関する申告受付・登録抹消</p> <p>③主務部長官は第38条第2項による検討・確認に関する業務を外国為替銀行の長および大韓貿易投資振興公社の長に委託する。</p> <p>④市・道知事は法第31条により法第18条第5項による外国人投資地域の管理業務を「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第45条の3による韓国産業団地公団に委託することができる。この場合、市・道知事は委託事務の処理に必要な細部事項を定めることができる。【改正2010.10.5】</p> <p>⑤第1項および第2項により委任または委託を受けた者は産業通商資源部長官に、第3項により委託を受けた者は主務部長官に、第4項により委任または委託された事務の処理内容を通知または報告しなければならない。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>⑥産業通商資源部長官は第1項から第3項までの規定による委任または委託事務の処理に必要な細部事項を定めることができる。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p>	
--	---	--

	[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]	
<p>第6条(既存株式などの取得による外国人投資)①外国人(大統領令で定める特殊関係者を含む。以下、この条において同じ)は大韓民国国民または大韓民国法人が営む企業がすでに発行した株式または持分(以下“既存株式など”という)の取得によって外国人投資をしようとする場合には産業通商資源部令で定めるところによりあらかじめ産業通商資源部長官に申告しなければならない。申告した内容のうち外国人投資金額、外国人投資比率など大統領令で定める事項を変更する時にも同様である。ただし、「資本市場と金融投資業に関する法律」による株券上場法人(同法第152条第3項による公共的法人および個別法上株式取得が制限される企業は除く)が発行した既存株式などを取得する場合には取得後30日以内に申告または変更申告ができる。[改正2009.2.3第9407号(資本市場と金融投資業に関する法律)、2013.3.23第11690号(政府組織法)]</p> <p>②産業通商資源部長官は第1項による申告を受ければ直ちに申告人に申告証明書を発行しなければならない。[改正2013.3.23第11690号(政府組織法)]</p> <p>③外国人は大統領令で定める防衛産業関連企業を営む企業の既存株式などの取得による外国人投資をしようとする場合には第1項にもかかわらず、産業通商資源部令で定めるところによりあらかじめ産業通商資源部長官の許可を受けなければならない。許可を得た内容のうち外国人投資金額、外国人投資比率など大統領令で定める事項を変更する時にも同様である。[改正2013.3.23第11690号(政府組織法)]</p> <p>④産業通商資源部長官は第3項による許可申請を</p>	<p>第5条(外国人投資制限業種など)①法第4条第3項により外国人投資が制限される業種と制限内容は次の各号のいずれかに該当するものをいう。[改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>1. 「経済協力開発機構に関する協約」のうち大韓民国に対する経済協力開発機構に関する協約加入招請協定付属書1(「資本移動自由化規約」に対する留保)の直接投資部門において非居住者による国内直接投資の留保内容と両者間または多者間投資に関する協約の付属書に規定する留保内容の範囲を考慮して産業通商資源部長官が主務部長官と協議して告示する次の各項目の事項</p> <p>ア. 外国人投資を許容しなかったり部分的に許容する業種(以下"制限業種"という)</p> <p>イ. ア.により外国人投資を部分的に許容する業種別外国人の総投資許容比率(以下"外国人投資許容比率"という)</p> <p>ウ. 外国投資家および国内合弁投資当事者の資格</p> <p>エ. その他外国人投資の許容時期など許容基準</p> <p>2. 次の各項目にすべて該当する外国人投資が法第4条第2項第1号による国家の安全維持に支障をもたらす場合(以下"国家安保威嚇"という)に該当するか否かに対する主務部長官の検討要請で産業通商資源部長官が外国人投資委員会の審議により国家安保威嚇に該当すると決めた事項</p> <p>ア. 外国人がすでに設立された国内企業の株式などの取得を通じて該当企業の経営上支配権を実質的に取得しようとする場合</p> <p>イ. 次のいずれかに該当する場合</p> <p>1) 「防衛事業法」第3条第7号による防衛産業物</p>	<p>第2条(新株などの取得または出捐方式による外国人投資の申告など)①「外国人投資促進法」(以下"法"という)第5条第1項前段および法第8条の2第1項前段による新株などの取得または出捐方式による外国人投資の申告をしようとする者は別紙第1号書式(英文書式を含む)の申告書2部に次の各号の書類を添付して大韓貿易投資振興公社の長または外国為替銀行の長(以下"受託機関長"という)に提出しなければならない。[改正2010.10.6]</p> <p>1. 「外国人投資促進法施行令」(以下"令"という)第39条第2項による技術評価機関が評価した産業財産権などの価格評価内容を証明する書類写本1部[法第2条第1項第8号エ.の出資目的物を出資(出捐する場合を含む。以下、この条および第17条で同じ)する場合にのみ提出する]</p> <p>2. 支店・事務所または法人の清算などにより分配される残った財産であることを証明する書類写本1部(法第2条第1項第8号オ.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する)</p> <p>3. 借款やその他海外からの借入金の償還額であることを証明する書類写本1部(法第2条第1項第8号カ.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する)</p> <p>4. 令第2条第10項各号の株式に該当することを証明する書類1部(法第2条第1項第8号キ.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する)</p> <p>5. 出資しようとする不動産に対する「外国為替取引法」第18条による資本取引申告済証写本1部(法第2条第1項第8号ク.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する)</p> <p>6. 令第2条第2項第2号各項目のいずれかに該当する契約書写本1部(令第2条第2項第2号に該当する</p>

<p>受ければ大統領令で定める期間にその許可の有無を決めて申請人に知らせなければならない。【改正2013.3.23第11690号(政府組織法)】</p> <p>⑤産業通商資源部長官は第4項による許可の有無を決める前にあらかじめ主務部長官と協議しなければならない。【改正2013.3.23第11690号(政府組織法)】</p> <p>⑥産業通商資源部長官は第4項による許可をする時、必要だと認められれば条件を付けることができる。【改正2013.3.23第11690号(政府組織法)】</p> <p>⑦第3項および第6項を違反して既存株式などを取得した者はその既存株式などによる議決権を行使できず、産業通商資源部長官は第3項および第6項を違反して既存株式などを取得した者に対しては大統領令で定めるところによりその既存株式などの譲渡を命じることができる。【改正2013.3.23第11690号(政府組織法)】</p> <p>⑧第1項から第7項まで規定した事項のほか、外国人の既存株式などの取得に必要な事項は大統領令で定める。 [全文改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p>	<p>資の生産に支障をもたらす恐れがある場合</p> <p>2) 「対外貿易法」第19条および「技術開発促進法」第13条による輸出許可または承認対象物品などや技術として軍事目的に転用される可能性が高い場合</p> <p>3) 「国家情報院法」第13条第4項により国家機密(以下"国家機密"という)として扱われる契約などの内容が公開される恐れがある場合</p> <p>4) 国際平和および安全維持のための国際連合などの国際的努力に深刻かつ重大な支障をもたらす恐れがある場合</p> <p>②第1項第1号にもかかわらず、外国人は該当企業の総売上高のうち制限業種の売上高の比率が100分の1以下である企業に対しては第1項第1号による制限を受けずに投資が可能である。</p> <p>③外国人が第2項に該当する企業に対し株式などを取得した後、該当企業の総売上高のうち制限業種の売上高の比率が100分の1を超過することになった時にはその超過することになった事業年度の決算確定日から6ヶ月以内に該当外国人投資許容比率を超過して取得した株式などを大韓民国国民や大韓民国法人に譲渡しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には産業通商資源部長官の承認を得て6ヶ月の範囲でその譲渡期間を延長することができる。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>④外国人は第1項第1号ア.により外国人投資が禁じられる業種、ならびに部分的に許される業種を共に営む企業に対しては投資できず、第1項第1号ア.により外国人投資を部分的に許容する業種を二つ以上営む企業に投資しようとする場合には外国人投資許容比率が最も低い業種の外国人投資</p>	<p>場合にのみ提出する)</p> <p>7. 法第2条第1項第4号ア.による株式など(以下"株式など"という)と不動産を処分した代金であることを証明する書類写本1部(令第2条第11項に該当する場合にのみ提出する)</p> <p>8. 出捐しようとする非営利法人が令第2条第6項各号の要件をすべて備えたことを証明する書類1部(法第2条第1項第4号ウ.に該当する外国人投資をしようとする場合にのみ提出する)</p> <p>9. 出捐しようとする非営利法人が令第2条第7項各号のいずれかに該当することを証明する書類1部(法第2条第1項第4号エ.に該当する外国人投資をしようとする場合にのみ提出する)</p> <p>10. 株式などを取得したり非営利法人に出捐しようとする外国人の国籍を証明する書類1部(外国人が最初に外国人投資を行う場合にのみ提出する)</p> <p>②法第5条第1項後段および法第8条の2第1項後段により申告内容の変更申告をしようとする者は別紙第2号書式(英文書式を含む)の申告書2部に次の各号の書類を添付して受託機関長に提出しなければならない。【改正2010.10.6】</p> <p>1. 令第2条第2項第2号各項目のいずれかに該当する契約書写本1部(令第2条第2項第2号に該当する場合にのみ提出する)</p> <p>2. 令第2条第6項各号の要件をすべて備えたことを証明する書類1部(法第2条第1項第4号ウ.に該当する場合にのみ提出する)</p> <p>3. 令第2条第7項各号のいずれかに該当することを証明する書類1部(法第2条第1項第4号エ.に該当する場合にのみ提出する)</p> <p>4. 外国人の国籍を証明する書類1部(外国人の国籍が変更になった場合にのみ提出する)</p> <p>③令第6条第1項第5号において"産業通商資源部令</p>
---	---	--



	<p>比率を超過して投資できない。</p> <p>⑤主務部長官は法第5条から第7条までの規定による該当外国人投資の申告(法第5条第1項後段および法第6条第1項後段による変更申告を含む)をした日から30日が経過した後は第1項第2号による検討要請ができない。</p> <p>⑥外国人は法第5条から第7条までの規定による外国人投資申告をする前に主務部長官や産業通商資源部長官に産業通商資源部長官が告示する事項を備えて該当外国人投資が第1項第2号各項目による検討要請対象に該当するか否かの確認を要請することができる。この場合、外国人の確認要請は第1項第2号、第5項および第7項と関連して外国人投資申告とみる。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>⑦産業通商資源部長官は第1項第2号による主務部長官の検討要請があった日から90日以内に該当外国人投資が国家安保威嚇に該当するか否かを外国人投資委員会の審議により決定しなければならない。この場合、産業通商資源部長官は国家安保威嚇に該当する外国人投資に対し必要だと認めれば、外国人投資委員会の審議により特定事業部分の分離売却や保安維持遵守などの条件を付けて外国人投資を許容する決定をすることができる。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>⑧産業通商資源部長官は第7項による決定をした場合、直ちに該当外国人の株式などの取得を不許可または許容する通知をしなければならない。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>1. 国家安保威嚇への該当有無</p>	<p>で定める事項"とは、投資形態、投資目的(法第5条第1項による新株などの取得による外国人投資である場合のみ該当する)および外国人投資企業の住所をいう。【改正2013.3.23第1号(産業通商資源部とその所属機関職制施行規則)】 【全文改正2009.7.31】</p> <p>第3条(既存株式などの取得による外国人投資の申告など)①法第6条第1項前段および第3項前段により既存株式などの取得による外国人投資の申告または許可申請をしようとする者は別紙第3号書式(英文書式を含む)の申告書または許可申込書2部に次の各号の書類を添付して受託機関長または産業通商資源部長官に提出しなければならない。【改正2010.10.6,2013.3.23第1号(産業通商資源部とその所属機関職制施行規則)】</p> <p>1. 第2条第1項第2号・第3号・第6号および第7号の書類写本1部</p> <p>2. 譲受人が2人以上である場合には譲受人間の特殊関係者有無を確認できる書類写本1部</p> <p>3. 出資する株式が令第2条第10項各号に該当することを証明する書類と出資する株式および取得する株式間の交換金額、交換比率など交換条件が明示された株式譲受(譲渡)契約書写本各1部(法第2条第1項第8号キ.に該当する株式を出資して既存株式などを取得する場合にのみ提出する)</p> <p>4. 株式などを取得しようとする外国人の国籍を証明する書類(外国投資家が外国人投資企業の株式などを追加で取得しようとする場合は除く)1部</p> <p>②法第6条第1項後段および第3項後段による変更申告または変更許可申請をしようとする者は別紙第4号書式(英文書式を含む)の申告書または変更</p>
--	--	--

	<p>2. 決定事由</p> <p>3. 条件の内容(第7項後段により条件がついた場合のみをいう)</p> <p>⑨産業通商資源部長官が第7項前段により国家安保威嚇に該当する決定をした場合、該当外国人投資ですでに企業の株式などを取得した外国人はその決定があった日から6ヶ月以内に該当株式などを大韓民国国民、大韓民国法人または国家安保威嚇の恐れがない外国人(以下"大韓民国国民など"という)に譲渡しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には産業通商資源部長官の承認を得て1年の範囲でその譲渡期間を延長することができる。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>⑩関係行政機関の長は法第4条第4項により産業通商資源部長官が前年度に公告した外国人投資制限に関する内容のうちその変更があったり新しく追加されたものがある場合にはこれを1月1日基準で作成して1月末日まで産業通商資源部長官に通知しなければならない。産業通商資源部長官はこれをまとめて毎年2月末日までに公告しなければならない。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>【全文改正2009.7.30】[[施行日2009.7.31]]</p> <p>第6条(外国人投資の変更申告事項など)①法第5条第1項後段、第6条第1項後段および第6条第3項後段において"大統領令で定める事項"とは、次の各号の事項をいう。【改正2013.3.23第24442号(産</p>	<p>許可申込書2部に次の各号の書類を添付して受託機関長または産業通商資源部長官に提出しなければならない。【改正2013.3.23第1号(産業通商資源部とその所属機関職制施行規則)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令第2条第2項第2号各項目のいずれかに該当する契約書写本1部(令第2条第2項第2号に該当する場合にのみ提出する)</li> <li>2. 譲受人が2人以上である場合には譲受人間の特殊関係者有無を確認できる書類写本1部(譲受人が変更される場合にのみ提出する)</li> <li>3. 株式などを取得しようとする外国人の国籍を証明する書類(外国人の国籍が変更になった場合にのみ提出する) 1部</li> </ol> <p>【全文改正2009.7.31】</p> <p>第17条(外国人投資企業の登録申請)①法第21条第1項および第2項により外国人投資企業の登録をしようとする者は別紙第17号書式の申込書(電子文書となっている申込書を含む)に次の各号の書類(電子文書を含む)を添付して受託機関長に提出しなければならない。【改正2010.10.6,2012.10.5第271号(法令書式改善のための計量に関する法律施行規則など)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 送金人が確認される外貨買入証明書または外貨預置証明書(個人事業者である場合、商号名義入金証明書)写本1部[現物出資(現物出捐の場合を含む。以下同じ)以外の場合のみをいい、外国投資家が直接送金したり携帯搬入しない場合には代理して送金・搬入した事実を証明する書類を添付しなければならない]</li> <li>2. 現物出資完了確認書写本1部(資本財を出資する場合にのみ提出する)</li> <li>3. 「商法」第422条による検査人の調査報告書ま</li> </ol>
--	--	---

	<p>業通商資源部とその所属機関職制]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国投資家の商号または名称および国籍</li> <li>2. 外国人投資金額、外国人投資比率(法第5条第1項前段、第6条第1項前段または第6条第3項前段により外国人投資家がそれぞれ申告した分が変更される場合に該当する)および投資の方法</li> <li>3. 営もうとする事業</li> <li>4. 株式などの譲渡者</li> <li>5. その他申告および許可の内容に係る重要事項として産業通商資源部令で定める事項</li> </ol> <p>②法第8条第1項後段において”大統領令で定める事項”とは、次の各号の事項をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第1項第1号および第5号に該当する事項</li> <li>2. 借款提供者、借款金額および借款条件</li> </ol> <p>③法第8条の2第1項後段において”大統領令で定める事項”とは、次の各号の事項をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第1項第1号および第5号に該当する事項</li> <li>2. 出資金額および出捐条件</li> </ol> <p>④産業通商資源部長官は法第8条第1項後段により変更申告を受けた事項のうち借款の早期償還に関する事項がある場合にはその申告内容を直ちに国税庁長、関税庁長、特別市長・広域市長・道知事および特別自治道知事(以下”市・道知事”という)に知らせなければならない。この場合、市・道知事はその内容を直ちに法第18条第5項により該当外国人投資地域を管理する機関の長に知らせなければならない。[改正2010.10.5,2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>第7条(既存株式などの取得による外国人投資の手続きなど)①法第6条第1項前段において”大統領令で定める特殊関係者”とは、次の各号のいずれか</p>	<p>たは鑑定人の鑑定結果写本1部(株式、債券および国内不動産を出資する場合にのみ提出する)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4. 外国人投資企業で登録しようとする企業の次の各項目に該当する書類写本各1部</li> </ol> <p>ア. 法人登記事項証明書(法第6条第1項による既存株式などの取得の場合には株主名簿または株式の譲渡・譲受を証明する書類)</p> <p>イ. 事業者登録証または固有番号証写本</p> <p>ウ. 研究事業概要書、研究専任人員現況および研究施設明細書(法第2条第1項第4号ウ.に該当する場合にのみ提出する)</p> <p>②法第21条第1項および令第27条第2項により外国人投資企業の変更登録をしようとする者は別紙第17号書式の申込書に次の各号の書類を添付して受託機関長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 変更になった内容を証明する書類1部</li> <li>2. 外国人投資企業登録証明書原本1部</li> </ol> <p>③受託機関長は第1項および第2項による登録申請または変更登録申請をした者が登録要件に適した時には別紙第18号書式の外国人投資企業登録証明書を出さなければならない。</p> <p>[全文改正2009.7.31]</p>
--	---	---

	<p>に該当する者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 該当外国人の配偶者および直系尊属・卑属(配偶者の直系尊属・卑属を含む)</li> <li>2. 該当外国人が自分と第1号や第3号に規定した関係にある者と合わせて発行株式総数や出資総額の100分の50以上を所有していたり、これらが事実上支配している外国法人</li> <li>3. 該当外国人、第2号や第4号に規定した者の使用人(法人である場合には役員をいい、個人である場合には商業使用人、雇用契約による被用者およびその個人の金銭や財産で生計を維持する者をいう)</li> <li>4. 第2号に規定した法人と該当外国人、第1号および第3号に規定した者と合わせて発行株式総数や出資総額の100分の50以上を所有している外国法人</li> </ol> <p>②法第6条第3項前段において”大統領令で定める防衛産業関連企業を営む企業”とは、「防衛事業法」第3条第9号による防衛産業関連企業をいう。</p> <p>③法第6条第4項による許可有無の処理期間は許可申請を受けた日から15日とする。ただし、やむを得ない場合には15日の範囲で一回だけ処理期間を延長することができる。</p> <p>④産業通商資源部長官は法第6条第3項による外国人投資の許可申請に対し補完や補正が必要だと認められる場合には期間を定めてその補完や補正を要求することができる。この場合、第3項による処理期間にその補完や補正に必要とされた期間は算入しない。[改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>⑤産業通商資源部長官は法第6条第7項により法第6条第3項および第6項を違反して既存株式など</p>	
--	---	--

	<p>を取得した者に対しその違反事実を知った日から1ヶ月以内にその既存株式などを大韓民国国民や大韓民国法人に譲渡することを命じなければならない。この場合、その譲渡期間は6ヶ月の範囲で産業通商資源部長官が定める期間とするものの、やむを得ない事由があると認められる場合には6ヶ月の範囲でその譲渡期間を延長することができる。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】 [全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>第8条(既存株式などの取得許可に関する協議)①産業通商資源部長官は法第6条第3項により外国人が防衛産業関連企業の既存株式などの取得許可申請をした場合には法第6条第5項により国防部長官に協議を要請しなければならない。協議要請を受けた国防部長官はその要請を受けた日から10日以内にそれに対する意見を産業通商資源部長官に提出しなければならない。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>②国防部長官は許可申請対象である防衛産業関連企業が生産する防衛産業物資が国内の他の企業から代替供給が可能だったり、許可によって国家安保に重大な影響を及ぼさないと判断する場合にはその許可に同意しなければならない。</p> <p>③国防部長官は第1項により意見を提出しようとする場合には次の各号のいずれかに該当する条件を付けて許可することを産業通商資源部長官に要請することができる。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防衛産業物資の持続的な生産およびセキュリティ維持のために必要な条件</li> <li>2. 該当防衛産業施設を大韓民国国民や大韓民国</li> </ol>	
--	---	--

	<p>法人に分離して売却する条件</p> <p>④第3項第2号による条件がついて許可された場合、該当防衛産業施設の売却が完了する前に既存株式などを取得した外国人は該当企業の経営に参加できない。</p> <p>[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p>	
<p>第7条(合併などによる株式などの取得)①外国人は次の各号の方法で外国人投資を行う場合には産業通商資源部長官に申告しなければならない。[改正2013.3.23第11690号(政府組織法)]</p> <p>1. 外国投資家が該当外国人投資企業の準備金、再評価積立金、その他の法令による積立金が資本に繰り入れられることによって発行される株式などを取得した場合</p> <p>2. 外国投資家が該当外国人投資企業が他の企業と合併、株式の包括的交換・移転および会社分割をする際に所有していた株式などによって合併、株式の包括的交換・移転および会社分割後存続または新設される法人の株式などを取得した場合</p> <p>3. 外国人が第21条により登録された外国人投資企業の株式などを外国投資家から買入、相続、遺贈または贈与によって取得した場合</p> <p>4. 外国投資家が法により取得した株式などから生じた果実を出資して株式などを取得した場合</p> <p>5. 外国人が転換社債、交換社債、株式預託証書、その他これに類するもので、株式等に転換・引受または交換できる社債や証書を株式等に転換・引受または交換した場合</p> <p>②産業通商資源部長官は第1項による申告を受ければ直ちに申告人に申告証明書を発行しなければならない。[改正2013.3.23第11690号(政府組織法)]</p> <p>[全文改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p>	<p>第5条(外国人投資制限業種など)①法第4条第3項により外国人投資が制限される業種と制限内容は次の各号のいずれかに該当するものをいう。[改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>1. 「経済協力開発機構に関する協約」のうち大韓民国に対する経済協力開発機構に関する協約加入招請協定付属書1(「資本移動自由化規約」に対する留保)の直接投資部門において非居住者による国内直接投資の留保内容と両者間または多者間投資に関する協約の付属書に規定する留保内容の範囲を考慮して産業通商資源部長官が主務部長官と協議して告示する次の各項目の事項</p> <p>ア. 外国人投資を許容しなかったり部分的に許容する業種(以下"制限業種"という)</p> <p>イ. アにより外国人投資を部分的に許容する業種別外国人の総投資許容比率(以下"外国人投資許容比率"という)</p> <p>ウ. 外国投資家および国内合併投資当事者の資格</p> <p>エ. その他外国人投資の許容時期など許容基準</p> <p>2. 次の各項目にすべて該当する外国人投資が法第4条第2項第1号による国家の安全維持に支障をもたらす場合(以下"国家安保威嚇"という)に該当するか否かに対する主務部長官の検討要請で産業通商資源部長官が外国人投資委員会の審議により国家安保威嚇に該当すると決めた事項</p>	<p>第4条(株式などの取得申告)法第7条第1項により株式などを取得した者はその取得日から30日以内に別紙第5号書式(英文書式を含む)の申告書2部に次の各号の書類を添付して受託機関長に提出しなければならない。</p> <p>1. 株式または持分の取得を証明する書類写本1部</p> <p>2. 令第2条第2項第2号各項目のいずれかに該当する契約書写本1部(令第2条第2項第2号に該当する場合にのみ提出する)</p> <p>3. 株式などを取得した外国人の国籍を証明する書類1部(既存の外国投資家が該当外国人投資企業の株式などを追加で取得した場合は除く)</p> <p>[全文改正2009.7.31]</p> <p>第17条(外国人投資企業の登録申請)①法第21条第1項および第2項により外国人投資企業の登録をしようとする者は別紙第17号書式の申込書(電子文書となっている申込書を含む)に次の各号の書類(電子文書を含む)を添付して受託機関長に提出しなければならない。[改正2010.10.6,2012.10.5第271号(法令書式改善のための計量に関する法律施行規則など)]</p> <p>1. 送金人が確認される外貨買入証明書または外貨預置証明書(個人事業者である場合、商号名義入金証明書)写本1部[現物出資(現物出捐の場合を含む。以下同じ)以外の場合のみをいい、外国投</p>

	<p>ア. 外国人がすでに設立された国内企業の株式などの取得を通じて該当企業の経営上支配権を実質的に取得しようとする場合</p> <p>イ. 次のいずれかに該当する場合</p> <p>1) 「防衛事業法」第3条第7号による防衛産業物資の生産に支障をもたらす恐れがある場合</p> <p>2) 「対外貿易法」第19条および「技術開発促進法」第13条による輸出許可または承認対象物品などや技術として軍事目的に転用される可能性が高い場合</p> <p>3) 「国家情報院法」第13条第4項により国家機密(以下"国家機密"という)として扱われる契約などの内容が公開される恐れがある場合</p> <p>4) 国際平和および安全維持のための国際連合などの国際的努力に深刻かつ重大な支障をもたらす恐れがある場合</p> <p>②第1項第1号にもかかわらず、外国人は該当企業の総売上高のうち制限業種の売上高の比率が100分の1以下である企業に対しては第1項第1号による制限を受けずに投資が可能である。</p> <p>③外国人が第2項に該当する企業に対し株式などを取得した後、該当企業の総売上高のうち制限業種の売上高の比率が100分の1を超過することになった時にはその超過することになった事業年度の決算確定日から6ヶ月以内に該当外国人投資許容比率を超過して取得した株式などを大韓民国国民や大韓民国法人に譲渡しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には産業通商資源部長官の承認を得て6ヶ月の範囲でその譲渡期間を延長することができる。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>④外国人は第1項第1号ア.により外国人投資が禁</p>	<p>資家が直接送金したり携帯搬入しない場合には代理して送金・搬入した事実を証明する書類を添付しなければならない]</p> <p>2. 現物出資完了確認書写本1部(資本財を出資する場合にのみ提出する)</p> <p>3. 「商法」第422条による検査人の調査報告書または鑑定人の鑑定結果写本1部(株式、債券および国内不動産を出資する場合にのみ提出する)</p> <p>4. 外国人投資企業で登録しようとする企業の次の各項目に該当する書類写本各1部</p> <p>ア. 法人登記事項証明書(法第6条第1項による既存株式などの取得の場合には株主名簿または株式の譲渡・譲受を証明する書類)</p> <p>イ. 事業者登録証または固有番号証写本</p> <p>ウ. 研究事業概要書、研究専任人員現況および研究施設明細書(法第2条第1項第4号ウ.に該当する場合にのみ提出する)</p> <p>②法第21条第1項および令第27条第2項により外国人投資企業の変更登録をしようとする者は別紙第17号書式の申込書に次の各号の書類を添付して受託機関長に提出しなければならない。</p> <p>1. 変更になった内容を証明する書類1部</p> <p>2. 外国人投資企業登録証明書原本1部</p> <p>③受託機関長は第1項および第2項による登録申請または変更登録申請をした者が登録要件に適した時には別紙第18号書式の外国人投資企業登録証明書を出さなければならない。</p> <p>[全文改正2009.7.31]</p>
--	--	---

	<p>じられる業種、ならびに部分的に許される業種を共に営む企業に対しては投資できず、第1項第1号ア.により外国人投資を部分的に許容する業種を二つ以上営む企業に投資しようとする場合には外国人投資許容比率が最も低い業種の外国人投資比率を超過して投資できない。</p> <p>⑤主務部長官は法第5条から第7条までの規定による該当外国人投資の申告(法第5条第1項後段および法第6条第1項後段による変更申告を含む)をした日から30日が経過した後は第1項第2号による検討要請ができない。</p> <p>⑥外国人は法第5条から第7条までの規定による外国人投資申告をする前に主務部長官や産業通商資源部長官に産業通商資源部長官が告示する事項を備えて該当外国人投資が第1項第2号各項目による検討要請対象に該当するか否かの確認を要請することができる。この場合、外国人の確認要請は第1項第2号、第5項および第7項と関連して外国人投資申告とみる。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>⑦産業通商資源部長官は第1項第2号による主務部長官の検討要請があった日から90日以内に該当外国人投資が国家安保威嚇に該当するか否かを外国人投資委員会の審議により決定しなければならない。この場合、産業通商資源部長官は国家安保威嚇に該当する外国人投資に対し必要だと認めれば、外国人投資委員会の審議により特定事業部分の分離売却や保安維持遵守などの条件を付けて外国人投資を許容する決定をすることができる。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>⑧産業通商資源部長官は第7項による決定をした場合、直ちに該当外国人の株式などの取得を不許</p>	
--	--	--



	<p>可または許容する通知をしなければならず、国家機密を除いた次の各号の事項を公表しなければならない。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国家安保威嚇への該当有無</li> <li>2. 決定事由</li> <li>3. 条件の内容(第7項後段により条件がついた場合のみをいう)</li> </ol> <p>⑨産業通商資源部長官が第7項前段により国家安保威嚇に該当する決定をした場合、該当外国人投資ですでに企業の株式などを取得した外国人はその決定があった日から6ヶ月以内に該当株式などを大韓民国国民、大韓民国法人または国家安保威嚇の恐れがない外国人(以下"大韓民国国民など"という)に譲渡しなければならず、第7項後段により条件付き投資許容決定をした場合には産業通商資源部長官が該当条件の違反事実を知った日から6ヶ月以内に該当株式などを大韓民国国民などに譲渡しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には産業通商資源部長官の承認を得て1年の範囲でその譲渡期間を延長することができる。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>⑩関係行政機関の長は法第4条第4項により産業通商資源部長官が前年度に公告した外国人投資制限に関する内容のうちその変更があったり新しく追加されたものがある場合にはこれを1月1日基準で作成して1月末日まで産業通商資源部長官に通知しなければならず、産業通商資源部長官はこれをまとめて毎年2月末日までに公告しなければならない。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>【全文改正2009.7.30】【施行日2009.7.31】</p>	
--	---	--

	<p>第27条(外国人投資企業の登録手続き)①外国投資家や外国人投資企業は法第21条により該当事由発生日から30日以内に産業通商資源部長官に外国人投資企業の登録をしなければならない。ただし、外国投資家や外国人投資企業が法第8条の2により非営利法人に出捐を終えた後、その非営利法人が第2条第6項各号の要件を備えなかった場合にはその要件を備えた日から30日以内に登録をしなければならない。 [改正2013.3.23第2442号(産業通商資源部とその所属機関職制)、2013.6.11]</p> <p>②第1項により登録された外国人投資企業は次の各号のいずれかに該当する時には該当事由発生日から30日以内に外国人投資企業の変更登録をしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法第7条により合併などによる株式などの取得を申告した時</li> <li>2. 法第23条第1項により申告をして株式などの譲渡や減少を完了した時</li> <li>3. 外国人投資企業の商号や名称が変更になった時</li> <li>4. 第6条第1項から第3項までの事項が変更になった時</li> </ol> <p>[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>第30条(株式などの譲渡など)①法第23条第1項により株式などの譲渡などを申告しようとする外国投資家は次の各号の日から30日以内に産業通商資源部長官にこれを申告しなければならない。 [改正2013.3.23第2442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 株式などの譲渡の場合には譲渡契約の締結日</li> </ol>	
--	---	--

	<p>2. 資本減少の場合には「商法」第439条による債権者に対する催告期間の終了日または「債務者回復および破産に関する法律」第51条による再生手続き開始の公告日</p> <p>②産業通商資源部長官は外国投資家が自分所有の株式などの全部を大韓民国国民や大韓民国法人に譲渡したり、該当外国人投資企業の資本減少で自分所有の株式などの全部がなくなることになった時には法第21条第1項による外国人投資企業の登録を抹消しなければならない。 [改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>③外国人が外国投資家から外国人投資企業の株式などを譲り受ける場合として該当外国投資家が第1項による申告をした時には法第7条第1項第3号による申告をしたとみる。</p> <p>④産業通商資源部長官は第1項により外国投資家から株式などの譲渡または減少申告を受けた場合にはその申告内容を直ちに国税庁長、関税庁長および市・道知事に知らせなければならない。 [改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p>	
<p>第8条(長期借款方式の外国人投資)①外国人は第2条第1項第4号イ.に該当する外国人投資をしようとする場合には産業通商資源部令で定めるところによりあらかじめ産業通商資源部長官に申告しなければならない。 申告した内容のうち借款導入金額、借款条件など大統領令で定める事項を変更する時にも同様である。 [改正2013.3.23第11690号(政府組織法)]</p> <p>②産業通商資源部長官は第1項による申告を受ければ直ちに申告人に申告証明書を発行しなければ</p>	<p>第6条(外国人投資の変更申告事項など)①法第5条第1項後段、第6条第1項後段および第6条第3項後段において”大統領令で定める事項”とは、次の各号の事項をいう。 [改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国投資家の商号または名称および国籍</li> <li>2. 外国人投資金額、外国人投資比率(法第5条第1項前段、第6条第1項前段または第6条第3項前段により外国人投資家がそれぞれ申告した分が変更される場合に該当する)および投資の方法</li> </ol>	<p>第2条(新株などの取得または出捐方式による外国人投資の申告など)①「外国人投資促進法」(以下"法"という)第5条第1項前段および法第8条の2第1項前段による新株などの取得または出捐方式による外国人投資の申告をしようとする者は別紙第1号書式(英文書式を含む)の申告書2部に次の各号の書類を添付して大韓貿易投資振興公社の長または外国為替銀行の長(以下"受託機関長"という)に提出しなければならない。 [改正2010.10.6]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「外国人投資促進法施行令」(以下"令"という)</li> </ol>

<p>ならない。 [改正2013.3.23第11690号(政府組織法)] [全文改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p>	<p>3. 営もうとする事業 4. 株式などの譲渡者 5. その他申告および許可の内容に係る重要事項として産業通商資源部令で定める事項 ②法第8条第1項後段において”大統領令で定める事項”とは、次の各号の事項をいう。 1. 第1項第1号および第5号に該当する事項 2. 借款提供者、借款金額および借款条件 ③法第8条の2第1項後段において”大統領令で定める事項”とは、次の各号の事項をいう。 1. 第1項第1号および第5号に該当する事項 2. 出資金額および出捐条件 ④産業通商資源部長官は法第8条第1項後段により変更申告を受けた事項のうち借款の早期償還に関する事項がある場合にはその申告内容を直ちに国税庁長、関税庁長、特別市長・広域市長・道知事および特別自治道知事(以下”市・道知事”という)に知らせなければならない。 この場合、市・道知事はその内容を直ちに法第18条第5項により該当外国人投資地域を管理する機関の長に知らせなければならない。 [改正2010.10.5,2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)] [全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>第40条(権限の委任・委託)①産業通商資源部長官は法第31条により次の各号の区分によりその権限を委任または委託する。 [改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)] 1. 法第25条第1項から第3項までの規定による技術導入契約の申告に関する権限は主務部長官に委託する。 2. 法第28条第2項による権限のうち法第22条第1項に対する違反有無の調査に関する権限は関税庁</p>	<p>第39条第2項による技術評価機関が評価した産業財産権などの価格評価内容を証明する書類写本1部[法第2条第1項第8号エ.の出資目的物を出資(出捐する場合を含む。以下、この条および第17条で同じ)する場合にのみ提出する] 2. 支店・事務所または法人の清算などにより分配される残った財産であることを証明する書類写本1部(法第2条第1項第8号オ.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する) 3. 借款やその他海外からの借入金の償還額であることを証明する書類写本1部(法第2条第1項第8号カ.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する) 4. 令第2条第10項各号の株式に該当することを証明する書類1部(法第2条第1項第8号キ.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する) 5. 出資しようとする不動産に対する「外国為替取引法」第18条による資本取引申告済証写本1部(法第2条第1項第8号ク.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する) 6. 令第2条第2項第2号各項目のいずれかに該当する契約書写本1部(令第2条第2項第2号に該当する場合にのみ提出する) 7. 法第2条第1項第4号ア.による株式など(以下”株式など”という)と不動産を処分した代金であることを証明する書類写本1部(令第2条第11項に該当する場合にのみ提出する) 8. 出捐しようとする非営利法人が令第2条第6項各号の要件をすべて備えたことを証明する書類1部(法第2条第1項第4号ウ.に該当する外国人投資をしようとする場合にのみ提出する) 9. 出捐しようとする非営利法人が令第2条第7項各号のいずれかに該当することを証明する書類1</p>
--	---	--

	<p>長に委任する。</p> <p>3. 法第28条第2項による権限のうち法第22条第3項および第4項に対する違反有無の調査に関する権限は国税庁長に委任する。</p> <p>4. 第2号および第3号以外の法第28条による権限のうち外国人・外国投資家・外国人投資企業および技術導入者の許可または申告内容の履行状況に対する調査および是正命令に関する事項はその所管により主務部長官・国税庁長または関税庁長に委任または委託する。</p> <p>②産業通商資源部長官は法第31条により次の各号の権限を大韓貿易投資振興公社の長(大韓貿易投資振興公社の長が指定する貿易館・支社および事務所の長を含む。以下同じ)および外国為替銀行の長(外国為替銀行の長が指定する支店の長を含む。以下同じ)に委託する。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>1. 法第5条から第8条までおよび第8条の2による外国人投資の申告・変更申告の受付および申告済証の交付</p> <p>2. 法第21条による外国人投資企業の登録および登録の抹消(法第21条第3項第2号による場合は除く)</p> <p>3. 法第22条第1項による資本財の譲渡などに関する申告受付</p> <p>4. 第30条による株式などの譲渡などに関する申告受付・登録抹消</p> <p>③主務部長官は第38条第2項による検討・確認に関する業務を外国為替銀行の長および大韓貿易投資振興公社の長に委託する。</p> <p>④市・道知事は法第31条により法第18条第5項による外国人投資地域の管理業務を「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第45条の3による韓国産業団地公団に委託することができる。</p>	<p>部(法第2条第1項第4号エ.に該当する外国人投資をしようとする場合にのみ提出する)</p> <p>10. 株式などを取得したり非営利法人に出捐しようとする外国人の国籍を証明する書類1部(外国人が最初に外国人投資を行う場合にのみ提出する)</p> <p>②法第5条第1項後段および法第8条の2第1項後段により申告内容の変更申告をしようとする者は別紙第2号書式(英文書式を含む)の申告書2部に次の各号の書類を添付して受託機関長に提出しなければならない。【改正2010.10.6】</p> <p>1. 令第2条第2項第2号各項目のいずれかに該当する契約書写本1部(令第2条第2項第2号に該当する場合にのみ提出する)</p> <p>2. 令第2条第6項各号の要件をすべて備えたことを証明する書類1部(法第2条第1項第4号ウ.に該当する場合にのみ提出する)</p> <p>3. 令第2条第7項各号のいずれかに該当することを証明する書類1部(法第2条第1項第4号エ.に該当する場合にのみ提出する)</p> <p>4. 外国人の国籍を証明する書類1部(外国人の国籍が変更になった場合にのみ提出する)</p> <p>③令第6条第1項第5号において“産業通商資源部令で定める事項”とは、投資形態、投資目的(法第5条第1項による新株などの取得による外国人投資である場合のみ該当する)および外国人投資企業の住所をいう。【改正2013.3.23第1号(産業通商資源部とその所属機関職制施行規則)】</p> <p>【全文改正2009.7.31】</p> <p>第5条(長期借款方式の外国人投資申告など)①法第8条第1項により申告の対象になる長期借款方式の外国人投資を分割償還したり中途償還する場合、借款期間はその据置期間と償還期間を考慮し</p>
--	---	---

	<p>この場合、市・道知事は委託事務の処理に必要な細部事項を定めることができる。[改正2010.10.5]</p> <p>⑤第1項および第2項により委任または委託を受けた者は産業通商資源部長官に、第3項により委託を受けた者は主務部長官に、第4項により委託を受けた者は市・道知事に委任または委託された事務の処理内容を通知または報告しなければならない。[改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>⑥産業通商資源部長官は第1項から第3項までの規定による委任または委託事務の処理に必要な細部事項を定めることができる。[改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p>	<p>て産業通商資源部長官が告示する基準により算定して、法第8条第1項後段により変更申告の対象になる借款金額は償還される日が属する月の翌月から償還金額を除いて算定する。[改正2007.10.26,2008.3.3第1号(知識經濟部とその所属機関職制施行規則)、2013.3.23第1号(産業通商資源部とその所属機関職制施行規則)]</p> <p>②法第8条第1項前段により長期借款方式による外国人投資をしようとする者は別紙第6号書式(英文書式を含む)の申告書2部に次の各号の書類を添付して受託機関長に提出しなければならない。[改正2004.4.20,2007.10.26][[施行日2007.10.28]]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 海外親会社またはその親会社と資本出資関係がある企業であることを証明する書類写本1部</li> <li>1の2. 外国投資家またはその外国投資家と資本出資関係がある企業であることを証明する書類写本1部</li> <li>2. 借款契約書写本1部</li> <li>3. 借款提供者の国籍を証明する書類1部(外国人投資の申告をした海外親会社が借款を提供する場合を除く)</li> </ol> <p>③法第8条第1項後段により長期借款方式による外国人投資変更申告をしようとする者は別紙第6号書式の申告書2部に次の各号の書類を添付して受託機関長に提出しなければならない。[改正2004.4.20,2007.10.26][[施行日2007.10.28]]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 海外親会社またはその親会社と資本出資関係がある企業であることを証明する書類写本1部(借款提供者が変更される場合に限る)</li> <li>1の2. 外国投資家またはその外国投資家と資本出資関係がある企業であることを証明する書類写本1部</li> </ol>
--	---	---

		<p>2. 変更契約書写本1部 3. 借款提供者の国籍を証明する書類1部(借款提供者の国籍が変更になった場合に限る)</p> <p>第19条(営業以外の事業などの調査)①国税庁長は令第29条第3項により外国人投資企業が法第22条第3項および第4項を違反したかを調査する時、必要に応じて令第40条第1項第4号によりその外国人投資企業をして「法人税法」第60条または「所得税法」第70条による課税標準申告時に別紙第20号書式の報告書を提出させることができる。【改正2011.10.19第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定および運営に関する特別法施行規則など)】</p> <p>②関税庁長は令第29条第3項により外国人投資企業が法第22条第1項を違反したかを調査する時、必要に応じて令第40条第1項第4号により該当外国人投資企業をして別紙第21号書式の報告書を提出させることができる。</p> <p>③第2項による報告書を提出された関税庁長は「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を通じて該当資本財輸入申告済証を確認しなければならない。ただし、申請人が担当公務員の確認に同意しない場合にはその書類を添付するようにしなければならない。【改正2011.10.19第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定および運営に関する特別法施行規則など)】 [全文改正2009.7.31]</p>
<p>第8条の2 (出捐方式の外国人投資)①外国人は第2条第1項第4号ウ.およびエ.に該当する外国人投資をしようとする場合には産業通商資源部令で定め</p>	<p>第6条(外国人投資の変更申告事項など)①法第5条第1項後段、第6条第1項後段および第6条第3項後段において”大統領令で定める事項”とは、次の各</p>	<p>第2条(新株などの取得または出捐方式による外国人投資の申告など)①「外国人投資促進法」(以下”法”という)第5条第1項前段および法第8条の2第1</p>

<p>るところによりあらかじめ産業通商資源部長官に申告しなければならない。申告した内容のうち出資金額、出捐条件など大統領令で定める事項を変更する時にも同様である。【改正2013.3.23第11690号(政府組織法)】</p> <p>②産業通商資源部長官は第1項による申告を受ければ直ちに申告人に申告証明書を発行しなければならない。【改正2013.3.23第11690号(政府組織法)】</p> <p>[全文改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p>	<p>号の事項をいう。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国投資家の商号または名称および国籍</li> <li>2. 外国人投資金額、外国人投資比率(法第5条第1項前段、第6条第1項前段または第6条第3項前段により外国人投資家がそれぞれ申告した分が変更される場合に該当する)および投資の方法</li> <li>3. 営もうとする事業</li> <li>4. 株式などの譲渡者</li> <li>5. その他申告および許可の内容に係る重要事項として産業通商資源部令で定める事項</li> </ol> <p>②法第8条第1項後段において”大統領令で定める事項”とは、次の各号の事項をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第1項第1号および第5号に該当する事項</li> <li>2. 借款提供者、借款金額および借款条件</li> </ol> <p>③法第8条の2第1項後段において”大統領令で定める事項”とは、次の各号の事項をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第1項第1号および第5号に該当する事項</li> <li>2. 出資金額および出捐条件</li> </ol> <p>④産業通商資源部長官は法第8条第1項後段により変更申告を受けた事項のうち借款の早期償還に関する事項がある場合にはその申告内容を直ちに国税庁長、関税庁長、特別市長・広域市長・道知事および特別自治道知事(以下”市・道知事”という)に知らせなければならない。この場合、市・道知事はその内容を直ちに法第18条第5項により該当外国人投資地域を管理する機関の長に知らせなければならない。【改正2010.10.5,2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>第27条(外国人投資企業の登録手続き)①外国投資家や外国人投資企業は法第21条により該当事由</p>	<p>項前段による新株などの取得または出捐方式による外国人投資の申告をしようとする者は別紙第1号書式(英文書式を含む)の申告書2部に次の各号の書類を添付して大韓貿易投資振興公社の長または外国為替銀行の長(以下”受託機関長”という)に提出しなければならない。【改正2010.10.6】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「外国人投資促進法施行令」(以下”令”という)第39条第2項による技術評価機関が評価した産業財産権などの価格評価内容を証明する書類写本1部[法第2条第1項第8号エ.の出資目的物を出資(出捐する場合を含む。以下、この条および第17条で同じ)する場合にのみ提出する]</li> <li>2. 支店・事務所または法人の清算などにより分配される残った財産であることを証明する書類写本1部(法第2条第1項第8号オ.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する)</li> <li>3. 借款やその他海外からの借入金の償還額であることを証明する書類写本1部(法第2条第1項第8号カ.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する)</li> <li>4. 令第2条第10項各号の株式に該当することを証明する書類1部(法第2条第1項第8号キ.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する)</li> <li>5. 出資しようとする不動産に対する「外国為替取引法」第18条による資本取引申告済証写本1部(法第2条第1項第8号ク.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する)</li> <li>6. 令第2条第2項第2号各項目のいずれかに該当する契約書写本1部(令第2条第2項第2号に該当する場合にのみ提出する)</li> <li>7. 法第2条第1項第4号ア.による株式など(以下”株式など”という)と不動産を処分した代金であることを証明する書類写本1部(令第2条第11項に該当</li> </ol>
---	--	--



	<p>発生日から30日以内に産業通商資源部長官に外国人投資企業の登録をしなければならない。ただし、外国投資家や外国人投資企業が法第8条の2により非営利法人に出捐を終えた以後、その非営利法人が第2条第6項各号の要件を備えなかった場合にはその要件を備えた日から30日以内に登録をしなければならない。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)、2013.6.11】</p> <p>②第1項により登録された外国人投資企業は次の各号のいずれかに該当する時には該当事由発生日から30日以内に外国人投資企業の変更登録をしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法第7条により合併などによる株式などの取得を申告した時</li> <li>2. 法第23条第1項により申告をして株式などの譲渡や減少を完了した時</li> <li>3. 外国人投資企業の商号や名称が変更になった時</li> <li>4. 第6条第1項から第3項までの事項が変更になった時</li> </ol> <p>【全文改正2009.7.30】【施行日2009.7.31】</p> <p>第40条(権限の委任・委託)①産業通商資源部長官は法第31条により次の各号の区分によりその権限を委任または委託する。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法第25条第1項から第3項までの規定による技術導入契約の申告に関する権限は主務部長官に委託する。</li> <li>2. 法第28条第2項による権限のうち法第22条第1項に対する違反有無の調査に関する権限は関税庁長に委任する。</li> </ol>	<p>する場合にのみ提出する)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>8. 出捐しようとする非営利法人が令第2条第6項各号の要件をすべて備えたことを証明する書類1部(法第2条第1項第4号ウ.に該当する外国人投資をしようとする場合にのみ提出する)</li> <li>9. 出捐しようとする非営利法人が令第2条第7項各号のいずれかに該当することを証明する書類1部(法第2条第1項第4号エ.に該当する外国人投資をしようとする場合にのみ提出する)</li> <li>10. 株式などを取得したり非営利法人に出捐しようとする外国人の国籍を証明する書類1部(外国人が最初に外国人投資を行う場合にのみ提出する)</li> </ol> <p>②法第5条第1項後段および法第8条の2第1項後段により申告内容の変更申告をしようとする者は別紙第2号書式(英文書式を含む)の申告書2部に次の各号の書類を添付して受託機関長に提出しなければならない。【改正2010.10.6】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令第2条第2項第2号各項目のいずれかに該当する契約書写本1部(令第2条第2項第2号に該当する場合にのみ提出する)</li> <li>2. 令第2条第6項各号の要件をすべて備えたことを証明する書類1部(法第2条第1項第4号ウ.に該当する場合にのみ提出する)</li> <li>3. 令第2条第7項各号のいずれかに該当することを証明する書類1部(法第2条第1項第4号エ.に該当する場合にのみ提出する)</li> <li>4. 外国人の国籍を証明する書類1部(外国人の国籍が変更になった場合にのみ提出する)</li> </ol> <p>③令第6条第1項第5号において“産業通商資源部令で定める事項”とは、投資形態、投資目的(法第5条第1項による新株などの取得による外国人投資である場合のみ該当する)および外国人投資企業の住所をいう。【改正2013.3.23第1号(産業通商</p>
--	---	--

	<p>3. 法第28条第2項による権限のうち法第22条第3項および第4項に対する違反有無の調査に関する権限は国税庁長に委任する。</p> <p>4. 第2号および第3号以外の法第28条による権限のうち外国人・外国投資家・外国人投資企業および技術導入者の許可または申告内容の履行状況に対する調査および是正命令に関する事項はその所管により主務部長官・国税庁長または関税庁長に委任または委託する。</p> <p>②産業通商資源部長官は法第31条により次の各号の権限を大韓貿易投資振興公社の長(大韓貿易投資振興公社の長が指定する貿易館・支社および事務所の長を含む。以下同じ)および外国為替銀行の長(外国為替銀行の長が指定する支店の長を含む。以下同じ)に委託する。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>1. 法第5条から第8条までおよび第8条の2による外国人投資の申告・変更申告の受付および申告済証の交付</p> <p>2. 法第21条による外国人投資企業の登録および登録の抹消(法第21条第3項第2号による場合は除く)3. 法第22条第1項による資本財の譲渡などに関する申告受付</p> <p>4. 第30条による株式などの譲渡などに関する申告受付・登録抹消</p> <p>③主務部長官は第38条第2項による検討・確認に関する業務を外国為替銀行の長および大韓貿易投資振興公社の長に委託する。</p> <p>④市・道知事は法第31条により法第18条第5項による外国人投資地域の管理業務を「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第45条の3による韓国産業団地公団に委託することができる。この場合、市・道知事は委託事務の処理に必要な</p>	<p>資源部とその所属機関職制施行規則】 【全文改正2009.7.31】</p> <p>第17条(外国人投資企業の登録申請)①法第21条第1項および第2項により外国人投資企業の登録をしようとする者は別紙第17号書式の申込書(電子文書となっている申込書を含む)に次の各号の書類(電子文書を含む)を添付して受託機関長に提出しなければならない。【改正2010.10.6,2012.10.5第271号(法令書式改善のための計量に関する法律施行規則など)】</p> <p>1. 送金人が確認される外貨買入証明書または外貨預置証明書(個人事業者である場合、商号名義入金証明書)写本1部[現物出資(現物出捐の場合を含む。以下同じ)以外の場合のみをいい、外国投資家が直接送金したり携帯搬入しない場合には代理して送金・搬入した事実を証明する書類を添付しなければならない]</p> <p>2. 現物出資完了確認書写本1部(資本財を出資する場合にのみ提出する)</p> <p>3. 「商法」第422条による検査人の調査報告書または鑑定人の鑑定結果写本1部(株式、債券および国内不動産を出資する場合にのみ提出する)</p> <p>4. 外国人投資企業で登録しようとする企業の次の各項目に該当する書類写本各1部</p> <p>ア. 法人登記事項証明書(法第6条第1項による既存株式などの取得の場合には株主名簿または株式の譲渡・譲受を証明する書類)</p> <p>イ. 事業者登録証または固有番号証写本</p> <p>ウ. 研究事業概要書、研究専任人員現況および研究施設明細書(法第2条第1項第4号ウ.に該当する場合にのみ提出する)</p> <p>②法第21条第1項および令第27条第2項により外</p>
--	--	--

	<p>細部事項を定めることができる。[改正2010.10.5]</p> <p>⑤第1項および第2項により委任または委託を受けた者は産業通商資源部長官に、第3項により委託を受けた者は主務部長官に、第4項により委託を受けた者は市・道知事に委任または委託された事務の処理内容を通知または報告しなければならない。[改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>⑥産業通商資源部長官は第1項から第3項までの規定による委任または委託事務の処理に必要な細部事項を定めることができる。[改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p>	<p>国人投資企業の変更登録をしようとする者は別紙第17号書式の申込書に次の各号の書類を添付して受託機関長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 変更になった内容を証明する書類1部</li> <li>2. 外国人投資企業登録証明書原本1部</li> </ol> <p>③受託機関長は第1項および第2項による登録申請または変更登録申請をした者が登録要件に適した時には別紙第18号書式の外国人投資企業登録証明書を出さなければならない。</p> <p>[全文改正2009.7.31]</p> <p>第19条(営業以外の事業などの調査)①国税庁長は令第29条第3項により外国人投資企業が法第22条第3項および第4項を違反したかを調査する時、必要に応じて令第40条第1項第4号によりその外国人投資企業をして「法人税法」第60条または「所得税法」第70条による課税標準申告時に別紙第20号書式の報告書を提出させることができる。[改正2011.10.19第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定および運営に関する特別法施行規則など)]</p> <p>②関税庁長は令第29条第3項により外国人投資企業が法第22条第1項を違反したかを調査する時、必要に応じて令第40条第1項第4号により該当外国人投資企業をして別紙第21号書式の報告書を提出させることができる。</p> <p>③第2項による報告書を提出された関税庁長は「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を通じて該当資本財輸入申告済証を確認しなければならない。ただし、申請人が担当公務員の確認に同意しない場合にはその書類を添付す</p>
--	---	---

		<p>るようにしなければならない。 [改正2011.10.19 第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令 一括整備のための経済自由区域の指定および運営 に関する特別法施行規則など)] [全文改正2009.7.31]</p>
<p><b>第3章外国人投資に対する支援</b></p>		
<p>第9条(外国人投資に対する租税減免)外国人投資 に対しては「租税特例制限法」で定めるところに より法人税、所得税、取得税、登録税、財産税お よび総合土地税などの租税を減免することができ る。 [全文改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p>	<p>第21条の2 (プロジェクトマネージャーの指定お よび運営など)①大韓貿易投資振興公社の長は外国 投資家や外国人投資企業の投資業務を効率的に 支援するために外国投資家や外国人投資企業別に 次の各号のいずれかに該当する者をプロジェクト マネージャーに指定することができる。 この場 合、大韓貿易投資振興公社の長は指定されたプロ ジェクトマネージャーを該当外国投資家および外 国人投資企業に通知しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大韓貿易投資振興公社所属職員</li> <li>2. 派遣官</li> <li>3. 外国人投資関連中央行政機関、地方自治体お よび「公共機関の運営に関する法律」による公共 機関(以下"公共機関"という)の所属公務員や職 員。この場合、所属機関または団体の長の承認を 受けなければならない。</li> </ol> <p>②大韓貿易投資振興公社の長は第1項により外国 投資家および外国人投資企業別に指定されたプロ ジェクトマネージャー(以下"プロジェクトマネー ジャー"という)を外国人投資関連業務を担当する 中央行政機関、地方自治体および公共機関(以 下、この条において"関係行政機関など"という) に通知することができる。</p> <p>③第2項による通知を受けた関係行政機関などは プロジェクトマネージャーが外国人投資に係る資 料提供、苦情事務処理などに対し協力を要請する 場合、これに対し積極的に協力しなければならな</p>	

	<p>い。</p> <p>④プロジェクトマネージャーは次の各号のいずれかに該当する業務を遂行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国投資家や外国人投資企業の要請による資料や情報の収集・提供および面談の斡旋</li> <li>2. 法第9条、第13条、第14条および第14条の2による外国人投資関連支援に関する意見提示</li> <li>3. 法第15条および第17条による外国人投資に係る業務支援と苦情の代行</li> <li>4. 住宅賃借、学校入学の案内など外国投資家や外国人投資企業の役職員とその家族の生活定着支援</li> <li>5. その他外国人投資に係る業務</li> </ol> <p>⑤大韓貿易投資振興公社の長は、プロジェクトマネージャーの資質向上と専門性向上のために必要な教育機会を提供しなければならない。</p> <p>⑥大韓貿易投資振興公社の長は、プロジェクトマネージャーに対し昇進・転補および褒賞などに関して優待することができる。</p> <p>[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p>	
第10条削除[1999・5・24]		
第11条削除[1999・5・24]		
第12条削除[1999・5・24]		
<p>第13条(国有・共有財産の賃貸および売却)①企画      財政部長官、国有財産の管理庁、地方自治体の      長、「公共機関の運営に関する法律」による公共      機関(以下"公共機関"という)の長または「地方公      企業法」による地方公企業(地方直営企業は除い      て、以下、この条において"地方公企業"という)      の長は国家・地方自治体・公共機関または地方公      企業が所有する土地・工場またはその他の財産      (以下"土地など"という)を次の各号のいずれかに      該当する法律の関連規定にもかかわらず、随意契</p>	<p>第19条(国有・共有財産の賃貸など)①法第13条第      2項本文において"大統領令で定める最低外国人投      資比率を充足した企業"とは、外国投資家が該当      外国人投資企業の議決権付株式総数または出資総      額の100分の30以上を所有する企業をいう。こ      の場合、最低外国人投資比率を算定する時、大韓      民国国民(第3条に該当する者は除く)や大韓民国      法人が株式や出資持分を直接または間接に所有し      た外国法人の場合には「租税特例制限法施行令」      第116条の2第11項および第12項の計算方法によ</p>	

<p>約で外国人投資企業または外国人投資環境改善施設運営者(以下、この条および第14条において”外国人投資企業など”という)に使用・収益または貸付(以下”賃貸”という)するか売却することができる。【改正2010.4.5,2012.12.11】[[施行日2013.6.12]]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「国有財産法」</li> <li>2. 「共有財産および物品管理法」</li> <li>3. 「公共機関の運営に関する法律」</li> <li>4. 「都市開発法」</li> <li>5. 「物流施設の開発および運営に関する法律」</li> <li>6. 「漁村・漁港法」</li> <li>7. 「マリーナ港湾の造成および管理などに関する法律」</li> </ol> <p>②第1項により土地などを使用・収益または貸付を受けたり買入できる外国人投資企業は大統領令で定める最低外国人投資比率を充足した企業に限り、同項による随意契約後には大統領令で定める期間の間に最低外国人投資比率を維持(産業通商資源部令で定める期間の範囲で一時的に維持できない場合は除く。以下同じ)しなければならない。ただし、雇用創出規模、外国人投資金額および技術移転効果など国民経済に対する寄与度が高い外国人投資企業として大統領令で定める基準を備えた場合にはその限りでない。【新設2012.12.11,2013.3.23第11690号(政府組織法)】[[施行日2013.6.12]]</p> <p>③第1項により国家・地方自治体・公共機関または地方公企業が所有する土地などを賃貸する場合、同項第1号から第5号までの規定に該当する賃貸期間は次の各号の規定にかかわらず、50年の範囲内にすることができる。【改正2010.4.5,2012.12.11】[[施行日2013.6.12]]</p>	<p>り算定した所有比率を外国人投資比率に算入しない。【新設2013.6.11】</p> <p>②法第13条第2項本文において”大統領令で定める期間”とは、法第13条第1項による随意契約締結日から5年をいう。【新設2013.6.11】</p> <p>③法第13条第2項但書において”大統領令で定める基準を備えた場合”とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。【新設2013.6.11】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第20条の2第3項および別表2による常時勤労者数を超過する規模の新規雇用を創り出す場合</li> <li>2. 第25条第1項による外国人投資金額以上を投資する場合</li> <li>3. 「租税特例制限法」第121条の2第1項第1号により租税減免決定を受けた場合</li> <li>4. 社会間接資本の拡充、産業構造の調停または地方自治体の財政自立などに相当な寄与をする事業として外国人投資委員会の審議を経て必要だと認められる場合</li> </ol> <p>④法第13条第5項による土地などの賃貸料はその土地などの価額に1千分の10以上の料率を乗じて算出した金額とする。ただし、法第18条第1項各号以外の部分前段により外国人投資地域と指定された同項第1号による地域にある土地などの賃貸料の料率は次の各号に従う。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)、2013.6.11】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 該当土地などが国有財産である場合には産業通商資源部長官が企画財政部長官と協議して定める料率</li> <li>2. 該当土地などが共有財産である場合には産業通商資源部長官が該当土地などの所有者である地方自治体の長と協議して定める料率</li> </ol> <p>⑤法第13条第6項による土地などの買入代金の納</p>	
--	---	--

<p>1. 「国有財産法」第35条第1項および第46条第1項</p> <p>2. 「共有財産および物品管理法」第21条第1項および第31条第1項</p> <p>3. 「都市開発法」第69条第2項</p> <p>④第1項により国家や地方自治体が所有する土地を賃貸する場合には「国有財産法」第18条および「共有財産および物品管理法」第13条にもかかわらず、その土地に工場やその他の永久施設を築造させることができる。この場合、該当施設の種類などを考慮して賃貸期間が終了する時にこれを国家や地方自治体に寄付したり原状で回復して返還する条件で土地を賃貸することができる。[改正2009.1.30,2012.12.11][[施行日2013.6.12]]</p> <p>⑤第1項により国家・地方自治体・公共機関または地方公企業が所有する土地などを賃貸する場合、同項第1号から第5号までの規定に該当する賃貸料は次の各号の規定にもかかわらず、大統領令で定めるところに従うものの、必要に応じてこれを外貨で表示することができる。[改正2010.4.5,2012.12.11][[施行日2013.6.12]]</p> <p>1. 「国有財産法」第32条第1項および第47条</p> <p>2. 「共有財産および物品管理法」第22条・第32条および第35条</p> <p>3. 「都市開発法」第26条および第69条</p> <p>4. 「物流施設の開発および運営に関する法律」第50条</p> <p>⑥第1項による土地などを外国人投資企業などに売却する時、買いとる者が買入代金をいっぺんに納付することが困ると認められる場合には「国有財産法」第50条第1項、「共有財産および物品管理法」第37条および「公共機関の運営に関する法律」第39条第3項にもかかわらず、大統領令で</p>	<p>付期日延期または分割納付は次の各号の方法に従う。この場合、適用される利子は年4パーセントを超過できない。[改正2013.6.11]</p> <p>1. 国家が所有する土地などの場合：1年の範囲で納付期日を延期したり20年の範囲で分割納付</p> <p>2. 地方自治体が所有する土地などの場合：条例で定めるところにより納付期日延期または分割納付</p> <p>⑥法第13条第7項各号以外の部分において”大統領令で定める事業を営む外国人投資企業”とは、次の各号のいずれかに該当する事業を営むために新しく工場施設[「統計法」第22条により統計庁長が作成・告示する韓国標準産業分類(以下”韓国標準産業分類”という)上の製造業以外の事業の場合には事業場をいう。以下同じ]を設置する企業をいう。[改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)、2013.6.11]</p> <p>1. 雇用増大など国民経済に相当な寄与をする事業</p> <p>ア. 法第18条第1項各号以外の部分前段により外国人投資地域と指定された同項第2号による地域で外国人投資企業が営む事業</p> <p>イ. 「租税特例制限法」第121条の2第1項第1号により租税減免決定を受けた事業として外国人投資金額がUS\$1百万ドル以上である事業</p> <p>ウ. 外国人投資金額がUS\$500万ドル以上として製造業(韓国標準産業分類上の製造業をいう。以下同じ)を営もうとする事業</p> <p>2. 社会間接資本の拡充、産業構造の調停または地方自治体の財政自立などに相当な寄与をする事業として産業通商資源部長官が外国人投資委員会の審議を経て定める事業</p> <p>⑦法第13条第7項による国家所有土地などの賃貸</p>	
---	---	--

<p>定めるところにより納付期日を延期したり分割納付させることができる。[改正2009.1.30,2012.12.11][[施行日2013.6.12]]</p> <p>⑦企画財政部長官または国有財産の管理庁は次の各号のいずれかに該当する国家所有の土地などを大統領令で定める事業を営む外国人投資企業に賃貸する場合には産業通商資源部長官と協議して「産業立地および開発に関する法律」第38条にもかかわらず、大統領令で定めるところによりその土地などの賃貸料を減免することができる。[改正2012.12.11,2013.3.23第11690号(政府組織法)][[施行日2013.6.12]]</p> <p>1. 第18条による外国人投資地域にある土地など  2. 「産業立地および開発に関する法律」第6条による国家産業団地(以下"国家産業団地"という)にある土地など  3. 「産業立地および開発に関する法律」第7条・第7条の2および第8条による一般産業団地、都市先端産業団地および農工団地にある土地など</p> <p>⑧企画財政部長官または国有財産の管理庁は国家所有の土地などを外国人投資環境改善施設運営者に賃貸する場合、「国有財産法」第32条第1項および第47条にもかかわらず、大統領令で定めるところによりその土地などの賃貸料を減免することができる。[改正2009.1.30,2012.12.11][[施行日2013.6.12]]</p> <p>⑨地方自治体の長はその地方自治体が所有している土地などを外国人投資企業などに賃貸する場合には「共有財産および物品管理法」第22条・第24条・第32条および第34条にもかかわらず、大統領令で定めるところによりその土地などの賃貸料を減免することができる。[改正2012.12.11][[施行日2013.6.12]]</p>	<p>料減免率は次の各号の範囲で該当国有財産の所管中央官署の長(「国有財産法」第21条および第32条第3項により委任または委託を受けた者を含む。以下同じ)が定める。[改正2011.4.1第22815号(国有財産法施行令)、2013.6.11]</p> <p>1. 法第13条第7項第1号に該当する土地など：次の各項目による減免率  ア. 次の事業に対しては該当土地などの賃貸料の100分の100  1)第6項第1号ア.およびイ.の事業  2)第6項第1号ウ.の事業のうち「部品・素材専門企業などの育成に関する特別措置法」第2条第1号による部品・素材を生産する事業(同法第2条第1号による部品・素材を生産する外国人投資企業に専用で賃貸または分譲するために作った法第18条による外国人投資地域に入居する事業のみ該当する)  イ. 第6項第1号ウ.[ア.2)による減免対象事業は除く]および同項第2号の事業に対しては該当土地などの賃貸料の100分の75  2. 法第13条第7項第2号および第3号に該当する土地など：該当土地などの賃貸料の100分の50</p> <p>⑧法第13条第8項による国家所有土地などの賃貸料減免率は100分の100の範囲で該当国有財産の所管中央官署の長が定める。[改正2011.4.1第22815号(国有財産法施行令)、2013.6.11]</p> <p>⑨法第13条第7項または第8項により国家所有土地などの賃貸料を減免してもらおうとする外国人投資企業や外国人投資環境改善施設運営者(以下、この条において"外国人投資企業など"という)は該当国有財産の所管中央官署の長に減免申請をしなければならない。[改正2011.4.1第22815号(国有財産法施行令)、2013.6.11]</p>	
---	---	--



<p>⑩第7項から第9項までの規定により外国人投資企業などに賃貸料を減免して賃貸する土地などが「産業立地および開発に関する法律」第2条第8号による産業団地の土地などである場合、その賃貸期間は同法第38条にもかかわらず、50年の範囲内にすることができる。【改正2011.8.4第11020号(産業立地および開発に関する法律)、2012.12.11】【施行日2013.6.12】</p> <p>⑪第3項および第10項の賃貸期間は更新することができる。この場合、更新期間は更新するたびに第3項および第10項による期間を超過できない。【改正2012.12.11】【施行日2013.6.12】</p> <p>【全文改正2009.1.30】【施行日2009.7.31】</p> <p>【本条の題名改正2012.12.11】【施行日2013.6.12】</p>	<p>⑩法第13条第9項により地方自治体所有土地などの賃貸料を減免してもらおうとする外国人投資企業などは該当地方自治体の長に減免申請をしなければならない。【改正2013.6.11】</p> <p>⑪法第13条第9項による地方自治体所有土地などの賃貸料減免対象事業および賃貸料の減免率など細部的な事項は雇用創出、技術移転、地方自治体の財政自立に及ぼす影響など外国人投資がもたらす経済的効果を考慮して該当地方自治体が条例で定める。【改正2013.6.11】</p> <p>⑫法第13条による国家や地方自治体が所有する土地などの売却および賃貸に関して法およびこの令で規定した事項を除いては「国有財産法」および「共有財産および物品管理法」で定めるところに従う。【改正2013.6.11】</p> <p>【全文改正2009.7.30】【施行日2009.7.31】</p> <p>第21条の2(プロジェクトマネージャーの指定および運営など)①大韓貿易投資振興公社の長は外国投資家や外国人投資企業の投資業務を効率的に支援するために外国投資家や外国人投資企業別に次の各号のいずれかに該当する者をプロジェクトマネージャーに指定することができる。この場合、大韓貿易投資振興公社の長は指定されたプロジェクトマネージャーを該当外国投資家および外国人投資企業に通知しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大韓貿易投資振興公社所属職員</li> <li>2. 派遣官</li> <li>3. 外国人投資関連中央行政機関、地方自治体および「公共機関の運営に関する法律」による公共機関(以下"公共機関"という)の所属公務員や職員。この場合、所属機関または団体の長の承認を受けなければならない。</li> </ol>	
---	--	--

	<p>②大韓貿易投資振興公社の長は第1項により外国投資家および外国人投資企業別に指定されたプロジェクトマネージャー(以下"プロジェクトマネージャー"という)を外国人投資関連業務を担当する中央行政機関、地方自治体および公共機関(以下、この条において"関係行政機関など"という)に通知することができる。</p> <p>③第2項による通知を受けた関係行政機関などはプロジェクトマネージャーが外国人投資に係る資料提供、苦情事務処理などに対し協力を要請する場合、これに積極的に協力しなければならない。</p> <p>④プロジェクトマネージャーは次の各号のいずれかに該当する業務を遂行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国投資家や外国人投資企業の要請による資料や情報の収集・提供および面談の斡旋</li> <li>2. 法第9条、第13条、第14条および第14条の2による外国人投資関連支援に関する意見提示</li> <li>3. 法第15条および第17条による外国人投資に係る業務支援と苦情の代行</li> <li>4. 住宅賃借、学校入学の案内など外国投資家や外国人投資企業の役職員とその家族の生活定着支援</li> <li>5. その他外国人投資に係る業務</li> </ol> <p>⑤大韓貿易投資振興公社の長は、プロジェクトマネージャーの資質向上と専門性向上のために必要な教育機会を提供しなければならない。</p> <p>⑥大韓貿易投資振興公社の長は、プロジェクトマネージャーに対し昇進・転補および褒賞などに関して優待することができる。</p> <p>[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p>	
<p>第14条(地方自治体の外国人投資誘致活動に対する支援)①国家は地方自治体が第18条による外国人投資地域の造成、外国人投資企業などに賃貸す</p>	<p>第20条(地方自治体に対する支援基準など)①法第14条第1項により国家が地方自治体に対し支援する資金支援の基準は雇用創出および技術移転など</p>	

<p>る敷地購入費の融資、土地などの賃貸料減免および分譲価額引き下げ(大統領令で定める者が所有している土地などを外国人投資企業などに賃貸料を減免して賃貸したり造成原価以下で分譲できるようにその減免分または分譲価額と造成原価の差額に対し地方自治体が支援する場合を含む)、教育訓練補助金など各種補助金の支払、その他外国人投資誘致事業に必要な資金支援を要請する場合には最大限支援しなければならない。</p> <p>②第1項により国家が地方自治体に資金を支援する基準と手続きは大統領令で定めるところにより外国人投資委員会が定める。この場合、資金支援基準には地方自治体の外国人投資誘致努力と実績などを考慮しなければならない。</p> <p>③国家は毎年第1項による支援資金の規模をあらかじめ予測してこれを予算に計上しなければならない。</p> <p>④地方自治体は外国人投資誘致を促進したり外国人投資環境の改善のために必要に応じて大統領令で定める雇用補助金などを条例に定めるところにより外国人投資企業などに支払うことができる。</p> <p>[全文改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p>	<p>外国人投資がもたらす国民経済的効果と入居地域などを総合的に考慮して外国人投資委員会が定める。</p> <p>②中央行政機関の長は地方自治体から資金支援要請を受けた場合には外国人投資委員会が定めた資金支援基準により支援しなければならない。</p> <p>③法第14条第1項において"大統領令で定める者"とは、「産業立地および開発に関する法律」第16条第1項による産業団地開発事業の施行者をいう。</p> <p>④法第14条第4項において"大統領令で定める雇用補助金など"とは、次の各号のものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国人投資企業の新規雇用創出規模により支給する雇用補助金</li> <li>2. 「小・中等教育法」第60条の2による外国人学校を新築または建増するために必要な敷地買入費および建築費</li> </ol> <p>[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>第21条の2 (プロジェクトマネージャーの指定および運営など)①大韓貿易投資振興公社の長は外国投資家や外国人投資企業の投資業務を効率的に支援するために外国投資家や外国人投資企業別に次の各号のいずれかに該当する者をプロジェクトマネージャーに指定することができる。この場合、大韓貿易投資振興公社の長は指定されたプロジェクトマネージャーを該当外国投資家および外国人投資企業に通知しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大韓貿易投資振興公社所属職員</li> <li>2. 派遣官</li> <li>3. 外国人投資関連中央行政機関、地方自治体および「公共機関の運営に関する法律」による公共機関(以下"公共機関"という)の所属公務員や職</li> </ol>	
---	---	--

	<p>員。この場合、所属機関または団体の長の承認を受けなければならない。</p> <p>②大韓貿易投資振興公社の長は第1項により外国投資家および外国人投資企業別に指定されたプロジェクトマネージャー(以下"プロジェクトマネージャー"という)を外国人投資関連業務を担当する中央行政機関、地方自治体および公共機関(以下、この条において"関係行政機関など"という)に通知することができる。</p> <p>③第2項による通知を受けた関係行政機関などはプロジェクトマネージャーが外国人投資に係る資料提供、苦情事務処理などに対し協力を要請する場合、これに積極的に協力しなければならない。</p> <p>④プロジェクトマネージャーは次の各号のいずれかに該当する業務を遂行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国投資家や外国人投資企業の要請による資料や情報の収集・提供および面談の斡旋</li> <li>2. 法第9条、第13条、第14条および第14条の2による外国人投資関連支援に関する意見提示</li> <li>3. 法第15条および第17条による外国人投資に係る業務支援と苦情の代行</li> <li>4. 住宅賃借、学校入学の案内など外国投資家や外国人投資企業の役職員とその家族の生活定着支援</li> <li>5. その他外国人投資に係る業務</li> </ol> <p>⑤大韓貿易投資振興公社の長は、プロジェクトマネージャーの資質向上と専門性向上のために必要な教育機会を提供しなければならない。</p> <p>⑥大韓貿易投資振興公社の長は、プロジェクトマネージャーに対し昇進・転補および褒賞などに関して優待することができる。</p> <p>[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p>	
--	--	--

<p>第14条の2 (外国人投資に対する現金支援)①国家と地方自治体は外国人が次の各号のいずれかに該当する外国人投資を行う場合には外国人投資の高度技術随伴有無、ならびに技術移転効果、雇用創出規模、国内投資との重複有無、立地地域の適正性を考慮してその外国人に工場施設の新築など大統領令で定める用途に必要な資金を現金で支援することができる。 [改正2010.4.5][[施行日2010.10.6]]</p> <p>1. 「租税特例制限法」第121条の2第1項第1号による事業を営むために工場施設(製造業でない場合には事業場をいう)を新しく設置または増設する場合</p> <p>2. 「部品・素材専門企業などの育成に関する特別措置法」第2条第1号による部品・素材として大統領令で定める部品・素材を生産するために工場施設を新しく設置または増設する場合</p> <p>3. 大統領令で定める常時勤労者数を超過する規模の新規雇用を創り出す場合として工場施設(製造業でない場合には事業場をいう)を新しく設置または増設する場合</p> <p>4. 「租税特例制限法」第121条の2第1項第1号による事業(以下、この号において“事業”という)に係る分野で修士学位以上の学位を有するか、事業に係る分野の学士学位所持者として3年以上研究経歴を持つ研究専任人員の常時雇用規模が5人以上で、次のいずれかに該当する要件を備えた場合</p> <p>ア. 事業のための研究開発活動のために研究施設を新しく設置または増設する場合</p> <p>イ. 第2条第1項第4号ウ.により出捐を受けた非営利法人が研究施設を新しく設置または増設する場合</p>	<p>第20条の2 (外国人投資に対する現金支援の用途など)①法第14条の2第1項各号以外の部分で“工場施設の新築など大統領令で定める用途”とは、次の各号のいずれかに該当する用途をいう。 [改正2010.10.5]</p> <p>1. 工場施設や研究施設の設置のための土地または建物の購入費または賃貸料</p> <p>2. 工場施設や研究施設の建築費</p> <p>3. 工場施設や研究施設で事業用や研究用で使う資本財および研究機資材の購入費</p> <p>4. 工場施設や研究施設の新築に必要な電気・通信施設など基盤施設の設置費</p> <p>5. 雇用補助金および教育訓練補助金</p> <p>②法第14条の2第1項第2号において“大統領令で定める部品・素材”とは、次の各号のいずれかに該当する部品・素材(別表1による業種に属するもののみ該当する)として産業通商資源部令で定めるものをいう。 [改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>1. 最終生産物の高付加価値化に寄与が大きいもの</p> <p>2. 先端技術やコア高度技術を伴う部品・素材として技術波及効果や付加価値創出効果が大きいもの</p> <p>3. 産業の基盤になったり産業間関連効果が大きいもの</p> <p>③法第14条の2第1項第3号による常時勤労者数は別表2の通りである。</p> <p>④法第14条の2第1項第5号において“大統領令で定める基準”とは、外国投資家が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>1. 3ヶ国以上の地域に事業体を所有した外国企業として2ヶ国以上の地域を管轄する地域本部を国</p>	<p>第9条の2 (部品・素材の範囲)令第20条の2第2項において“産業通商資源部令で定めるもの”とは、「部品・素材専門企業などの育成に関する特別措置法施行規則」別表1による部品・素材をいう。 [改正2013.3.23第1号(産業通商資源部とその所属機関職制施行規則)] [全文改正2009.7.31]</p> <p>第9条の3 (現金支援の申請)法第14条の2第1項により現金支援を受けようとする外国人は別紙第11号の2書式の申込書に次の各号の書類を添付して産業通商資源部長官に提出しなければならない。 [改正2013.3.23第1号(産業通商資源部とその所属機関職制施行規則)]</p> <p>1. 投資計画書およびその要約書</p> <p>2. 申請人(法人である場合のみ該当する)の財務諸表(増額投資の場合には該当外国人投資企業の財務諸表を含む)</p> <p>3. 投資資金の調達院別内訳およびその確認書</p> <p>4. 外国人投資申告書写本(申告をした場合にのみ提出する)</p> <p>5. プロジェクトマネージャーから外国人投資関連意見提示を受けた場合、その意見書 [全文改正2009.7.31]</p>
---	---	--

<p>5. その他投資金額に比べて国内経済に及ぼす効果が大きい投資として外国人投資家の要件などに関して大統領令で定める基準により外国人投資委員会が支援する必要があると認める場合</p> <p>②第1項による現金支援金額はその外国人との交渉および外国人投資委員会の審議を経て定める。</p> <p>③第1項による現金支援の方法および手続きなどに関して必要な事項は大統領令で定める。</p> <p>④地方自治体は第1項による現金支援をする場合、第3項で定める事項のほか、現金支援の決定、現金支援限度の算定方法および外国人との投資支援交渉手続きなどに必要な事項を条例で定めることができる。</p> <p>[全文改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p>	<p>内に設立する場合</p> <p>2. 「国家均衡発展特別法」第2条第5号による地域戦略産業または同条第6号による地域先導産業を遂行する場合として該当産業が地域経済発展に寄与することと認められる場合</p> <p>[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>第20条の3 (外国人投資に対する現金支援申請および支払など)①法第14条の2第1項により国家から現金支援を受けようとする外国人は現金支援申込書に次の各号の事項が含まれた投資計画書を添付して産業通商資源部長官に提出しなければならない。 [改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総投資金額および内訳</li> <li>2. 雇用規模</li> <li>3. 技術波及効果</li> <li>4. 地域経済に対する寄与度</li> <li>5. その他産業通商資源部長官が定める事項</li> </ol> <p>②第1項による申請を受けた産業通商資源部長官は外国人との交渉後現金支援の有無および支援金額などに関して企画財政部長官と協議しなければならない。 [改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>③産業通商資源部長官は現金支援金を現金支援が決定された日から1年以内に一時に支給したり決定された日から5年以内に10回以内で分割して支払うことができる。 [改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>④産業通商資源部長官は第3項により現金支援金を分割して支給する場合、投資計画の変更または分割支給された現金支援金の執行実績などを考慮して分割支給する現金支援金の金額または支援時</p>	
--	--	--

	<p>期などを調停することができる。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>⑤第1項から第4項まで規定したもの以外に現金支援などに関して必要な事項は産業通商資源部長官が外国人投資委員会の審議を経て定める。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>【全文改正2009.7.30】【施行日2009.7.31】】</p> <p>第21条の2 (プロジェクトマネージャーの指定および運営など)①大韓貿易投資振興公社の長は外国投資家や外国人投資企業の投資業務を効率的に支援するために外国投資家や外国人投資企業別に次の各号のいずれかに該当する者をプロジェクトマネージャーに指定することができる。この場合、大韓貿易投資振興公社の長は指定されたプロジェクトマネージャーを該当外国投資家および外国人投資企業に通知しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大韓貿易投資振興公社所属職員</li> <li>2. 派遣官</li> <li>3. 外国人投資関連中央行政機関、地方自治体および「公共機関の運営に関する法律」による公共機関(以下"公共機関"という)の所属公務員や職員。この場合、所属機関または団体の長の承認を受けなければならない。</li> </ol> <p>②大韓貿易投資振興公社の長は第1項により外国投資家および外国人投資企業別に指定されたプロジェクトマネージャー(以下"プロジェクトマネージャー"という)を外国人投資関連業務を担当する中央行政機関、地方自治体および公共機関(以下、この条において"関係行政機関など"という)に通知することができる。</p>	
--	---	--

	<p>③第2項による通知を受けた関係行政機関などはプロジェクトマネージャーが外国人投資に係る資料提供、苦情事務処理などに対し協力を要請する場合、これに積極的に協力しなければならない。</p> <p>④プロジェクトマネージャーは次の各号のいずれかに該当する業務を遂行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国投資家や外国人投資企業の要請による資料や情報の収集・提供および面談の斡旋</li> <li>2. 法第9条、第13条、第14条および第14条の2による外国人投資関連支援に関する意見提示</li> <li>3. 法第15条および第17条による外国人投資に係る業務支援と苦情の代行</li> <li>4. 住宅賃借、学校入学の案内など外国投資家や外国人投資企業の役職員とその家族の生活定着支援</li> <li>5. その他外国人投資に係る業務</li> </ol> <p>⑤大韓貿易投資振興公社の長は、プロジェクトマネージャーの資質向上と専門性向上のために必要な教育機会を提供しなければならない。</p> <p>⑥大韓貿易投資振興公社の長は、プロジェクトマネージャーに対し昇進・転補および褒賞などに関して優待することができる。</p> <p>[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p>	
<p>第14条の3 (外国人投資誘致報奨金)①地方自治体の長は外国人投資誘致に尽くした功労が大きいと認められる者に条例に定めるところにより外国人投資の誘致実績による報奨金を支払うことができる。</p> <p>②公共機関の長は外国人投資の誘致に尽くした功労が大きいと認められる者に産業通商資源部長官が外国人投資委員会の審議を経て定める基準により外国人投資の誘致実績による報奨金を支払うことができる。ただし、第1項による報奨金と重複</p>		



<p>して支給することはできない。 [改正2013.3.23第11690号(政府組織法)] [全文改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p>		
<p>第15条(外国人投資支援センターの設置)①外国人投資に係る相談・案内・広報・調査・研究と苦情事務の処理および代行、創業保育、その他外国投資家および外国人投資企業に対する支援業務を総合的に遂行するために大韓貿易投資振興公社に外国人投資支援センター(以下"投資支援センター"という)を置く。 [改正2010.4.5][[施行日2010.10.6]]</p> <p>②大韓貿易投資振興公社の長は外国人投資関連業務を遂行するために必要に応じて関係行政機関および外国人投資に係る法人または団体(以下"関連機関"という)に対し公務員または関連機関の役職員を投資支援センターに派遣して勤めるように要請することができる。ただし、公務員の派遣を要請する時にはあらかじめ主務部長官と協議しなければならない。</p> <p>③大韓貿易投資振興公社の長は外国投資家または外国人投資企業の外国人投資に係る事務を効率的に処理するために必要に応じてその事務を掌握する関係行政機関の長に投資支援センターにその機関の出張所を設置することを要請することができる。この場合、要請を受けた関係行政機関の長は特別な事由がなければ要請に従わなければならない。</p> <p>④投資支援センターは外国人投資関連業務に対し相当な知識と経験がある大韓貿易投資振興公社所属役職員を中心に運営して、第2項により投資支援センターに派遣された公務員または関連機関の役職員(以下"派遣官"という)は投資支援センターの業務を支援する。</p>	<p>第21条(外国人投資支援センターの運営など)①法第15条第2項により外国人投資支援センター(以下"投資支援センター"という)に派遣された公務員や関連機関の役職員(以下"派遣官"という)はその服務に関して大韓貿易投資振興公社の長の指揮・監督を受ける。 [改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>②大韓貿易投資振興公社の長は第1項により派遣された公務員に対し「公務員成果評価などに関する規定」第17条第3項または「地方公務員任用令」第31条の3第3項により勤務成績評価に関する意見書を作成してその公務員を派遣した関係行政機関の長にこれを送付しなければならない。意見書を受けた関係行政機関の長は勤務成績評価時にこれを参照しなければならない。 [改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>③大韓貿易投資振興公社の長は外国人投資支援業務を効率的に推進するために派遣官を中心に構成する総合行政支援室と大韓貿易投資振興公社の所属役職員を中心に構成する投資誘致専任チームを運営することができ、派遣官に第21条の4第5項による苦情処理専任要員の業務を兼任させることができる。 [改正2009.7.30,2010.10.5]</p> <p>④大韓貿易投資振興公社の長は毎年1月31日まで年間外国人投資誘致総合計画を作成して産業通商資源部長官に報告しなければならない。四半期別投資誘致実績を分析して毎四半期終了後1ヶ月以内に産業通商資源部長官に報告しなければならない。 [改正2009.7.30,2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p>	

<p>⑤第2項により公務員または役職員の派遣を要請された関係行政機関または関連機関の長は特別な事由がなければ業務遂行に適した者を選抜・派遣しなければならない。派遣期間中に派遣勤務を解除するためには大韓貿易投資振興公社の長とあらかじめ協議しなければならない。</p> <p>⑥第2項により公務員または役職員を派遣した関係行政機関または関連機関の長は派遣官に対し昇進、電報、褒賞、厚生福祉などで優待措置を取ることができる。</p> <p>⑦大韓貿易投資振興公社の長は第1項による業務を遂行する時、必要に応じて関係行政機関または関連機関に協力を要請することができ、要請を受けた機関の長は特別な事由がなければ要請に従わなければならない。</p> <p>⑧削除[2010.4.5][[施行日2010.10.6]]</p> <p>⑨投資支援センターの組織と運営に必要な事項は大統領令で定める。[改正2010.4.5][[施行日2010.10.6]]</p> <p>[全文改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>[本条の題名改正2010.4.5][[施行日2010.10.6]]</p>	<p>⑤削除[99・10・27]</p> <p>⑥削除[99・10・27]</p> <p>⑦削除[99・10・27]</p> <p>⑧第1項から第4項まで規定した事項のほか、投資支援センターの組織と運営に関して必要な事項は大韓貿易投資振興公社の長が外国人投資委員会の審議を経て定める。[改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>第21条の2 (プロジェクトマネージャーの指定および運営など)①大韓貿易投資振興公社の長は外国投資家や外国人投資企業の投資業務を効率的に支援するために外国投資家や外国人投資企業別に次の各号のいずれかに該当する者をプロジェクトマネージャーに指定することができる。この場合、大韓貿易投資振興公社の長は指定されたプロジェクトマネージャーを該当外国投資家および外国人投資企業に通知しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大韓貿易投資振興公社所属職員</li> <li>2. 派遣官</li> <li>3. 外国人投資関連中央行政機関、地方自治体および「公共機関の運営に関する法律」による公共機関(以下"公共機関"という)の所属公務員や職員。この場合、所属機関または団体の長の承認を受けなければならない。</li> </ol> <p>②大韓貿易投資振興公社の長は第1項により外国投資家および外国人投資企業別に指定されたプロジェクトマネージャー(以下"プロジェクトマネージャー"という)を外国人投資関連業務を担当する中央行政機関、地方自治体および公共機関(以下、この条において"関係行政機関など"という)に通知することができる。</p> <p>③第2項による通知を受けた関係行政機関などは</p>	
--	--	--

	<p>プロジェクトマネージャーが外国人投資に係る資料提供、苦情事務処理などに対し協力を要請する場合、これに積極的に協力しなければならない。</p> <p>④プロジェクトマネージャーは次の各号のいずれかに該当する業務を遂行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国投資家や外国人投資企業の要請による資料や情報の収集・提供および面談の斡旋</li> <li>2. 法第9条、第13条、第14条および第14条の2による外国人投資関連支援に関する意見提示</li> <li>3. 法第15条および第17条による外国人投資に係る業務支援と苦情の代行</li> <li>4. 住宅賃借、学校入学の案内など外国投資家や外国人投資企業の役職員とその家族の生活定着支援</li> <li>5. その他外国人投資に係る業務</li> </ol> <p>⑤大韓貿易投資振興公社の長は、プロジェクトマネージャーの資質向上と専門性向上のために必要な教育機会を提供しなければならない。</p> <p>⑥大韓貿易投資振興公社の長は、プロジェクトマネージャーに対し昇進・転補および褒賞などに関して優待することができる。</p> <p>[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p>	
<p>第15条の2 (外国人投資オンブズマンなど)①外国投資家および外国人投資企業の隘路事項を処理するために外国人投資業務に関して学識と経験が豊富な者の中で外国人投資オンブズマンを委嘱する。 [改正2010.4.5][[施行日2010.10.6]]</p> <p>②第1項による外国人投資オンブズマン(以下"外国人投資オンブズマン"という)は産業通商資源部長官の推薦と外国人投資委員会の審議を経て大統領が委嘱する。 [改正2013.3.23第11690号(政府組織法)]</p> <p>③外国人投資オンブズマンは外国投資家および外</p>	<p>第21条の3 (外国人投資オンブズマンの機能など)</p> <p>①法第15条の2第1項による外国人投資オンブズマン(以下"外国人投資オンブズマン"という)の任期は3年とする。 [改正2010.10.5]</p> <p>②外国人投資オンブズマンは次の各号の業務を遂行する。 [改正2010.10.5]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国投資家および外国人投資企業の隘路事項関連調査と処理</li> <li>2. 外国人投資制度の改善法案用意と関係行政機関および公共機関に対する履行建議</li> <li>3. その他外国投資家および外国人投資企業の隘</li> </ol>	

<p>国人投資企業の隘路事項を処理するために必要に応じて関係行政機関および関連機関(以下"関係行政機関など"という)の長に次の各号のような必要な協力を要請することができる。この場合、要請を受けた関係行政機関などの長は特別な事由がなければこれに従わなければならない。[改正2010.4.5][[施行日2010.10.6]]</p> <p>1. 関係行政機関などに対する説明または大統領令で定める基準による資料の提出</p> <p>2. 関連職員・利害関係者などの開陳</p> <p>3. 現場訪問協力</p> <p>④外国人投資オンブズマンは外国投資家および外国人投資企業の隘路事項処理結果により必要に応じて該当関係行政機関および公共機関の長に関連事項の改善を勧告することができる。[新設2010.4.5][[施行日2010.10.6]]</p> <p>⑤第4項により改善勧告を受けた関係行政機関および公共機関の長は大統領令で定める期間内にその処理結果を外国人投資オンブズマンに文書をもって通知しなければならない。[新設2012.12.11][[施行日2013.6.12]]</p> <p>⑥外国人投資オンブズマンは関係行政機関および公共機関の長が第4項による改善勧告を履行しない場合、その改善勧告に関する事項を外国人投資委員会に案件として上程するように要請することができる。[新設2012.12.11][[施行日2013.6.12]]</p> <p>⑦外国人投資オンブズマンは外国投資家および外国人投資企業の隘路事項に係る規制の改善を体系的に推進するために大統領令で定めるところにより外国人投資を阻害する規制・制度の現況とその改善実績など整備活動に関する年次報告書を作成して外国人投資委員会に報告しなければならない</p>	<p>路事項処理業務に必要な事項</p> <p>③法第15条の2第3項第1号において"大統領令で定める基準"とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。[改正2010.10.5]</p> <p>1. 外国人投資に係る制度が国際的慣行や基準に適合してから可否に関する調査に必要な場合</p> <p>2. 外国人投資企業の経営上の苦情解消や関連制度の改善などに必要な場合</p> <p>3. その他外国投資家および外国人投資企業に従事する外国人の国内居住条件などの改善に必要な場合</p> <p>④法第15条の2第4項による改善勧告(以下、この条において"改善勧告"という)は次の各号の事項を具体的に記入した書面をもってしなければならない。[新設2010.10.5]</p> <p>1. 関連法令・制度・政策の現況および問題点</p> <p>2. 改善勧告の内容</p> <p>3. 関係行政機関および公共機関の回答期限など外国人投資オンブズマンが必要だと認める事項</p> <p>⑤法第15条の2第5項において"大統領令で定める期間"とは、法第15条の2第4項により外国人投資オンブズマンの改善勧告を受けた日から30日をいう。[新設2013.6.11]</p> <p>⑥外国人投資オンブズマンは改善勧告の履行実態を確認・点検することができる。[新設2010.10.5, 2013.6.11]</p> <p>⑦外国人投資オンブズマンは法第15条の2第7項により次の各号の事項が含まれた年次報告書を作成して翌年2月末日まで外国人投資委員会に提出しなければならない。[新設2013.6.11]</p> <p>1. 外国投資家および外国人投資企業が隘路事項で提起した規制・制度の現況</p> <p>2. 前年度外国人投資オンブズマンの規制・制度</p>	
---	--	--

<p>い。 [新設2012.12.11][[施行日2013.6.12]]</p> <p>⑧外国人投資オンブズマンは第3項により関係行政機関などの長から受けた資料や業務遂行上知り得た秘密をこの法で定める用途外に使ったり他の者に漏洩してはならない。 [改正2010.4.5,2012.12.11][[施行日2013.6.12]]</p> <p>⑨外国人投資オンブズマンは「刑法」第129条から第132条までの規定による罰則を適用する時には公務員とみる。 [改正2010.4.5,2012.12.11][[施行日2013.6.12]]</p> <p>⑩外国人投資オンブズマンの業務を支援するために大韓貿易投資振興公社に苦情処理機構を置く。 [新設2010.4.5,2012.12.11][[施行日2013.6.12]]</p> <p>⑪苦情処理機構の組織および運営に必要な事項は大統領令で定める。 [新設2010.4.5,2012.12.11][[施行日2013.6.12]]</p> <p>[全文改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>[本条の題名改正2010.4.5][[施行日2010.10.6]]</p>	<p>改善実績</p> <p>3. その他外国投資家および外国人投資企業の隘路事項解消のための支援活動に関する事項</p> <p>[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>[本条改正2010.10.5第21条の4で移動、従来の第21条の3は第21条の4に移動]</p> <p>第21条の4 (苦情処理機構の運営など)①削除[2001.2.24]</p> <p>②法第15条の2第10項による苦情処理機構(以下"苦情処理機構"という)の長は外国人投資オンブズマンとする。 [改正2010.10.5,2013.6.11]</p> <p>③苦情処理機構の長は外国投資家および外国人投資企業の隘路事項を処理するために関係行政機関や関連機関に協力要請ができる。 この場合、協力要請を受けた機関は7日以内にそれに対する処理結果または意見を通知しなければならない。 [改正2009.7.30,2010.10.5]</p> <p>④削除[2001.12.31.]</p> <p>⑤苦情処理機構の長は外国投資家および外国人投資企業の隘路事項を効率的に処理するために地域別・投資企業別に苦情処理専任要員を指定して運営することができる。 [改正2010.10.5]</p> <p>⑥苦情処理機構の所属職員が外国人投資オンブズマンの業務を支援するために法第15条の2第3項により意見を聞いたり現場訪問をする場合にはその権限を示す証票を持ってこれを関係者に見せなければならない。 [新設2010.10.5]</p> <p>⑦苦情処理機構の長は四半期別隘路事項の処理実績を分析して毎四半期終了後1ヶ月以内に産業通商資源部長官に報告しなければならない。 [改正2009.7.30,2010.10.5,2013.3.23第24442号(産業通</p>	
---	---	--

	<p>商資源部とその所属機関職制]</p> <p>⑧第2項・第3項・第5項・第6項および第7項に規定した事項のほか、苦情処理機構の組織と運営に関して必要な事項は大韓貿易投資振興公社の長が外国人投資委員会の審議を経て定める。【改正2009.7.30,2010.10.5】</p> <p>[本条新設99・10・27]</p> <p>[本条改正2010.10.5第21条の3で移動、従来の第21条の4は第21条の3に移動]</p>	
<p>第16条(外国人投資振興官室)①外国人投資に係る許可・認可・免許・承認・指定・解除・申告・推薦・協議など(以下"許可など"という)に関する苦情事務の円滑な処理を促して、外国投資家および外国人投資企業の隘路事項に対する迅速な処理を支援して、関係機関間の協力体制を構築するなど外国人投資を効率的に支援するために中央行政機関、特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道および時・グン・九(自治区をいう)の外国人投資業務を担当する部署を外国人投資振興官室に指定したり外国人投資振興官系を設置することができる。【改正2010.4.5,2012.12.11】[施行日2012.12.31]</p> <p>②外国人投資振興官は関係行政機関、投資支援センターまたは苦情処理機構から外国人投資に関する苦情事務などと関連して協力要請を受ければこれに積極的に協力しなければならない。【改正2010.4.5】[施行日2010.10.6]</p> <p>③第1項および第2項に規定した事項のほか、外国人投資振興官室の機能および業務に関して必要な事項は大統領令で定める。 [全文改正2009.1.30][施行日2009.7.31]</p>	<p>第22条(外国人投資振興官室の業務など)①法第16条による外国人投資振興官室は次の各号の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法第17条第3項により移送された苦情事務処理の督励および点検</li> <li>2. 外国人投資関連苦情申請書類の作成および提出など苦情事務の代行</li> <li>3. 外国人投資の誘致・広報および支援</li> <li>4. 外国投資家や外国人投資企業の苦情事項または建議事項の受付・調査および処理</li> <li>5. 投資支援センター、大韓貿易投資振興公社の貿易館・支社・事務所および外国人投資の誘致に係る機関との情報交換・業務連絡および行政協力</li> <li>6. 法第17条第5項後段により通報された許可拒否事由の適正性検討</li> <li>7. 第23条による外国人投資誘致協議会の運営</li> <li>8. その他外国人投資に係る各種行政支援</li> </ol> <p>②外国人投資振興官は苦情処理機構の長から第1項第4号による受付・調査および処理現況の提出要請を受けた場合には毎四半期終了後10日以内にこれを提出するように協力しなければならない。【改正2010.10.5】</p> <p>[全文改正2009.7.30][施行日2009.7.31]</p>	

<p>第17条(外国投資家などの苦情事務処理に関する特例)①外国投資家または外国人投資企業に対し別表1左欄の許可などがある場合には同表右欄の許可などとみる。【改正2009.1.30】〔施行日2009.7.31〕</p> <p>②外国投資家または外国人投資企業の外国人投資に係る苦情事務のうち大統領令で定める苦情事務(以下“直接処理苦情事務”という)は派遣官が直接処理することができる。この場合、派遣官が所属した関係行政機関の長は直接処理苦情を所属派遣官に委任専決するようにしなければならない。【改正2009.1.30】〔施行日2009.7.31〕</p> <p>③外国投資家または外国人投資企業は苦情申込書類の作成・提出など苦情の代行を投資支援センターに依頼することができ、依頼を受けた投資支援センターの長はそのうち別表1の許可などに関する苦情事務(以下“一括処理苦情事務”という)と別表2の外国人投資関連個別処理苦情事務(以下“個別処理苦情事務”という)を苦情処理機関の長(一括処理苦情事務の場合には別表1左欄の許可などに関する苦情事務の処理機関の長をいう。以下同じ)に移送して処理するようにして、その事実を管轄外国人投資振興官に知らせなければならない。【改正2009.1.30】〔施行日2009.7.31〕</p> <p>④第3項により苦情申込書類を受けたり外国投資家または外国人投資企業から苦情申込書類を受け付けた苦情処理機関の長は直ちに関係機関の長と協議しなければならない。協議要請を受けた関係機関の長は第5項による処理期間に意見を提出しなければならない。この場合、関係機関の長は協議事項に同意しない時にはその理由を具体的に明らかにしなければならない。関係機関の長が第5項による処理期間に意見を提出しなければ意見がな</p>	<p>第21条の2(プロジェクトマネージャーの指定および運営など)①大韓貿易投資振興公社の長は外国投資家や外国人投資企業の投資業務を効率的に支援するために外国投資家や外国人投資企業別に次の各号のいずれかに該当する者をプロジェクトマネージャーに指定することができる。この場合、大韓貿易投資振興公社の長は指定されたプロジェクトマネージャーを該当外国投資家および外国人投資企業に通知しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大韓貿易投資振興公社所属職員</li> <li>2. 派遣官</li> <li>3. 外国人投資関連中央行政機関、地方自治体および「公共機関の運営に関する法律」による公共機関(以下“公共機関”という)の所属公務員や職員。この場合、所属機関または団体の長の承認を受けなければならない。</li> </ol> <p>②大韓貿易投資振興公社の長は第1項により外国投資家および外国人投資企業別に指定されたプロジェクトマネージャー(以下“プロジェクトマネージャー”という)を外国人投資関連業務を担当する中央行政機関、地方自治体および公共機関(以下、この条において“関係行政機関など”という)に通知することができる。</p> <p>③第2項による通知を受けた関係行政機関などはプロジェクトマネージャーが外国人投資に係る資料提供、苦情事務処理などに対し協力を要請する場合、これに積極的に協力しなければならない。</p> <p>④プロジェクトマネージャーは次の各号のいずれかに該当する業務を遂行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国投資家や外国人投資企業の要請による資料や情報の収集・提供および面談の斡旋</li> <li>2. 法第9条、第13条、第14条および第14条の2による外国人投資関連支援に関する意見提示</li> </ol>	<p>第11条(工場設立などの承認申請など)①「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第13条第1項により工場設立などの承認を受けようとする外国投資家または外国人投資企業(法第17条第3項により苦情代行の依頼を受けた投資支援センターの長を含む。以下第12条から第15条までおよび第15条の2から第15条の6までの規定で同じ)は別紙第12号書式の申込書に次の各号の書類を添付して管轄市長・郡守・区庁長に提出(投資支援センターの長が代行する場合には移送をいう。以下同じ)しなければならない。承認を受けた事項のうち「産業集積活性化および工場設立に関する法律施行規則」第7条第1項各号の事項を変更しようとする場合にも同様である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業計画書1部</li> <li>2. 法第17条第1項により工場設立などの承認でみなし処理される許可などの明細書1部</li> <li>3. 土地および建築物(既存建築物を使って工場設立などの承認を受けようとする場合にのみ提出する)に対する使用権を証明できる書類1部</li> </ol> <p>②第1項による申請を受けた市長・郡守・区庁長は「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を通じて土地または建物(既存建築物を使って工場設立などの承認を受けようとする場合のみ該当する)の登記簿謄本を確認しなければならない。【改正2011.10.19第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定および運営に関する特別法施行規則など)】</p> <p>【全文改正2009.7.31】</p> <p>第12条(事業計画の承認申請など)「中小企業創業支援法」第33条により事業計画の承認を受け</p>
--	---	---

<p>いこととみる。 [改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>⑤苦情処理機関の長または派遣官は他の法令の規定にもかかわらず、一括処理苦情事務(別表1右欄の許可などに関する苦情事務を個別に受け付けた場合にはその苦情事務をいう)、個別処理苦情事務および直接処理苦情事務を大統領令で定める処理期間に処理しなければならない、その処理期間に許可などの拒否に関する通知をしない場合には処理期間が終わった日の翌日にその許可などをしたとみる。この場合、処理期間に許可などの拒否に関して通知をする際には大統領令で定めるところにより書面で外国人投資振興官と外国投資家または外国人投資企業にその理由を知らせなければならない。 [改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>⑥第5項前段により許可などをしたとみる場合、苦情処理機関の長と派遣官は外国投資家または外国人投資企業の申請を受けて直ちにその許可などをしたことを証明する書類を外国投資家または外国人投資企業に発行しなければならない。 [改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>⑦苦情処理機関の長または派遣官は第5項後段により拒否通知を受けた外国投資家または外国人投資企業がその拒否事由を解消して関係法令による許可などの要件を備えたことを証明する書類を提出する場合には大統領令で定める期間に当初の許可などをしなければならない。この場合、許可などをする時、当初の拒否事由以外の事由でその許可などを拒否できない。 [改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>⑧第4項による協議に関しては第7項を準用する。 [改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>⑨外国投資家または外国人投資企業は第2項から</p>	<p>3. 法第15条および第17条による外国人投資に係る業務支援と苦情の代行</p> <p>4. 住宅賃借、学校入学の案内など外国投資家や外国人投資企業の役職員とその家族の生活定着支援</p> <p>5. その他外国人投資に係る業務</p> <p>⑤大韓貿易投資振興公社の長は、プロジェクトマネージャーの資質向上と専門性向上のために必要な教育機会を提供しなければならない。</p> <p>⑥大韓貿易投資振興公社の長は、プロジェクトマネージャーに対し昇進・転補および褒賞などに関して優待することができる。</p> <p>[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>第22条(外国人投資振興官室の業務など)①法第16条による外国人投資振興官室は次の各号の業務を行う。</p> <p>1. 法第17条第3項により移送された苦情事務処理の督励および点検</p> <p>2. 外国人投資関連苦情申請書類の作成および提出など苦情事務の代行</p> <p>3. 外国人投資の誘致・広報および支援</p> <p>4. 外国投資家や外国人投資企業の苦情事項または建議事項の受付・調査および処理</p> <p>5. 投資支援センター、大韓貿易投資振興公社の貿易館・支社・事務所および外国人投資の誘致に係る機関との情報交換・業務連絡および行政協力</p> <p>6. 法第17条第5項後段により通報された許可拒否事由の適正性検討</p> <p>7. 第23条による外国人投資誘致協議会の運営</p> <p>8. その他外国人投資に係る各種行政支援</p> <p>②外国人投資振興官は苦情処理機構の長から第1</p>	<p>ようとする外国投資家または外国人投資企業は別紙第13号書式の申込書に次の各号の書類を添付して工場設置予定地を管轄する市長・郡守・区庁長に提出しなければならない。事業計画の変更承認を受けようとする場合にも同様である。</p> <p>1. 事業計画書(承認申請の場合にのみ提出する) 1部</p> <p>2. 変更計画書および変更理由書(変更承認申請の場合にのみ提出する) 1部</p> <p>3. 変更内容の新・旧対比表(変更承認申請の場合にのみ提出する) 1部</p> <p>4. 法第17条第1項により事業計画の承認でみなし処理される許可などの明細書1部</p> <p>[全文改正2009.7.31]</p> <p>第13条(建築許可申請)①「建築法」第11条により建築許可を受けようとする外国投資家または外国人投資企業は別紙第14号書式の申込書に次の各号の書類および図書を添付して管轄市長・郡守・区庁長に提出しなければならない。 [改正2011.10.19第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定および運営に関する特別法施行規則など)]</p> <p>1. 建築する敷地の範囲とその敷地の使用に関する権利を証明する書類</p> <p>2. 事前決定書(建築に関する立地および規模の事前決定書を受けた場合のみ該当する) 1部</p> <p>3. 設計図書1部(建築物棟別概要を含む)</p> <p>4. 法第17条第1項により建築許可でみなし処理される許可などの明細書1部</p> <p>②第1項による申請を受けた市長・郡守・区庁長は「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を通じて土地または建物の登記事項証明</p>
---	--	--



<p>第8項までの規定により一括処理苦情事務、個別処理苦情事務および直接処理苦情事務の許可などを受けるためには他の法令にもかかわらず、産業通商資源部令で定める申込書類を提出しなければならない。【改正2009.1.30,2013.3.23第11690号(政府組織法)】</p> <p>⑩苦情処理機関の長は大統領令で定めるところにより一括処理苦情事務の許可などと関連して添付書類など一部要件を備えなかった場合にもこれを補完することを条件に許可などができる。【改正2009.1.30】[[施行日2009.7.31]]</p> <p>⑪外国人投資申告をした時から事業を開始するまで関係法令などによる許可などを受けてのみ外国人投資企業がその目的を実現できる苦情事務として次の各号のいずれかに該当しない苦情事務が他の法令に規定されている場合には外国投資家および外国人投資企業の外国人投資事業に対してはその法令を適用しない。【改正2009.1.30】[[施行日2009.7.31]]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一括処理苦情事務</li> <li>2. 個別処理苦情事務</li> <li>3. 直接処理苦情事務</li> <li>4. その他この法による許可などに関する苦情事務</li> </ol> <p>⑫削除【2003.12.31】</p> <p>⑬第1項から第11項まで規定した事項のほか、外国人投資に係る苦情事務の処理に必要な事項は大統領令で定める。【改正2009.1.30】[[施行日2009.7.31]]</p>	<p>項第4号による受付・調査および処理現況の提出要請を受けた場合には毎四半期終了後10日以内にこれを提出するように協力しなければならない。【改正2010.10.5】</p> <p>【全文改正2009.7.30】[[施行日2009.7.31]]</p> <p>第23条(外国人投資誘致協議会)①次の各号の事項を審議するために特別市・広域市・道および特別自治道(以下"市・道"という)に外国人投資誘致協議会(以下"協議会"という)を置くことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国人投資の誘致・広報および支援計画</li> <li>2. 外国投資家や外国人投資企業の苦情事項の処理協議</li> <li>3. 法第17条による苦情事務処理の協議に関する事項</li> <li>4. その他市・道知事が外国人投資誘致のために必要だと認める事項</li> </ol> <p>②協議会の委員長は市・道所属公務員のうち局長級以上の公務員になり、委員は次の各号の者になる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市・道知事が所属公務員の中で指定する者</li> <li>2. 管轄市・郡・区(自治区をいう)、管轄特別地方行政機関または法別表1および別表2に規定された苦情事務の処理に関わる機関の公務員または職員の中で市・道知事の要請により該当市長・郡守・区庁長(自治区の区庁長をいう。以下同じ)、該当特別地方行政機関の長または機関の長が指定する者</li> <li>3. 大韓貿易投資振興公社の貿易館・支社および事務所の長の中で市・道知事の要請により投資支援センターの長が指定する者</li> <li>4. 外国人投資に関して豊富な経験と識見を備えた者の中で市・道知事が委嘱する者</li> </ol>	<p>書を確認しなければならない。【新設2011.10.19第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定および運営に関する特別法施行規則など)、2012.10.5第271号(法令書式改善のための計量に関する法律施行規則など)】</p> <p>【全文改正2009.7.31】</p> <p>第14条(排出施設の設置許可申請)「水質および水生生態系保全に関する法律」第33条または「大気環境保全法」第23条により廃水排出施設の設置許可または大気汚染物質排出施設の設置許可を受けようとする外国投資家または外国人投資企業は別紙第15号書式の申込書に次の各号の書類を添付して「水質および水生生態系保全に関する法律施行令」第81条または「大気環境保全法施行令」第63条により環境部長官の権限を委任された市・道知事に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生産工程フロー図1部</li> <li>2. 法第17条第1項により廃水または大気汚染物質排出施設許可でみなし処理される許可などの明細書1部</li> </ol> <p>【全文改正2009.7.31】</p> <p>第15条(建築物の使用承認申請)①「建築法」第22条により建築物の使用承認を受けようとする外国投資家または外国人投資企業は別紙第16号書式の申込書に次の各号の書類を添付して管轄市長・郡守・区庁長に提出しなければならない。【改正2011.10.19第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定および運営に関する特別法施行規則など)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事監理完了報告書1部</li> </ol>
---	--	--

	<p>③第2項による委員を指定したり委嘱する時には協議会のすべての会議に出席できる委員と委員長との決定により該当委員に関連する案件が付議された会議に限って出席できる委員に区分して指定したり委嘱することができる。</p> <p>④協議会の会議は第3項によりその会議に出席できる委員過半数の出席と出席委員過半数の賛成で議決する。</p> <p>⑤第1項から第4項まで規定した事項のほか、協議会の運営に必要な事項は協議会の議決を経て市・道知事が定める。</p> <p>[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>第24条(外国投資家などの苦情事務処理など)①法第17条第2項および同条第5項による直接処理苦情事務の範囲とその処理期間は別表3の通りである。 [改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>②法第17条第5項による一括処理苦情事務および個別処理苦情事務の処理期間は次の各号の通りである。 [改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>1. 一括処理苦情事務：別表4の期間。ただし、法別表1右欄の許可などに関する苦情事務を個別に受け付ける場合には該当法令上の処理期間</p> <p>2. 個別処理苦情事務：該当法令上の処理期間</p> <p>③苦情処理機関の長が一括処理苦情事務を受け付けて法第17条第4項により関係機関の長と協議する場合、その関係機関の長は別表4の期間の満了日前日(別表4の期間が7日を超過する場合には満了日2日前日)まで苦情処理機関の長に意見を提出しなければならない。 [改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>④第1項および第2項の処理期間の起算日は苦情処理機関の長または派遣官が該当苦情を受け付け</p>	<p>2. 設計変更事項が反映された最終工事完了図書(建築許可図書に変更がある場合のみ該当する) 1部</p> <p>3. 現況図面(「建築法」第14条第1項による申告対象のみ該当する) 1部</p> <p>4. 削除[2011.10.19第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定および運営に関する特別法施行規則など)]</p> <p>5. 法第17条第1項により建築物の使用承認でみなし処理される許可などの明細書1部</p> <p>②第1項による申請を受けた市長・郡守・区庁長は「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を通じて液化石油ガス使用施設完成検査証明書(液化石油ガスの使用施設に対する完成検査を受けるべき場合にのみ該当する)を確認しなければならない。ただし、申請人が確認に同意しない場合にはその書類を添付するようしなければならない。 [新設2011.10.19第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定および運営に関する特別法施行規則など)]</p> <p>[全文改正2009.7.31]</p> <p>第15条の2(観光団地造成計画の承認申請)法第17条第9項により「観光振興法」第54条による観光団地造成計画の承認を受けようとする外国投資家または外国人投資企業は別紙第16号の2書式の申込書に次の各号の書類を添付して関する市・道知事に提出しなければならない。</p> <p>1. 投資計画書、観光地などの管理計画書および次の各項目の内容を含む観光施設計画書</p> <p>ア. 公共便益施設、宿泊施設、商業用ビル施設、</p>
--	---	---

	<p>た日とする。 [改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>⑤法別表2第13号において”大統領令で定める許可など”とは、別表5の苦情事務をいう。 [改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>⑥苦情処理機関の長または派遣官は法第17条第5項後段により許可などの拒否通知をする場合には拒否の原因になる事由およびその法的根拠を具体的に明示しなければならない。 [改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>⑦法第17条第7項前段において”大統領令で定める期間”とは、3日をいう。 [改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>⑧苦情処理機関の長は法第17条第10項により条件付きで許可などをする場合には次の各号の時期まで不備な要件を補完することを条件で付けなければならない。 [改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>1.法別表1第1号・第2号による許可などの場合：建築許可申請時(建築許可のみなしを受けた場合には着工申告時)</p> <p>2.法別表1第3号による許可などの場合：着工申告時</p> <p>3.法別表1第4号による許可などの場合：稼動開始申告時</p> <p>4.法別表1第5号による許可などの場合：建築物台帳登録時</p> <p>⑨法第17条第10項により条件付きで許可などを受けた者は第8項各号の許可などを申請する時には条件を履行したという確認書を苦情処理機関の長に提出しなければならない。 [改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>⑩削除[2004.1.13]</p>	<p>運動・娯楽施設、休養・文化施設およびその他の施設地区に区分された土地利用計画</p> <p>イ. 施設の数量、建築延面積および建築物の階数などが表示された施設設置計画(縮尺500分の1から6千分の1までの地籍図に表示したものでなければならない)</p> <p>ウ. 造景施設・造景構造物および造景植栽計画が含まれた造景計画</p> <p>エ. 電気・通信、上・下水道の設置計画</p> <p>2. 地番・地目・地籍・所有者および施設別面積が表示された土地調書</p> <p>3. 鳥瞰図</p> <p>4. 造成対象土地の所有権または使用権を証明できる書類(該当土地のうち私有地の3分の2以上を取得した場合には取得した土地に対する所有権を証明できる書類)</p> <p>5. 法第17条第1項により観光団地造成計画の承認でみなし処理される許可などの明細書 [全文改正2009.7.31]</p> <p>第15条の3 (観光事業の登録申請)①法第17条第9項により「観光振興法」第4条第2項による観光事業の登録をしようとする外国投資家または外国人投資企業は第16号の3書式の観光事業登録申込書に次の各号の書類を添付して関する市・道知事に提出しなければならない。 [改正2011.10.19第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定および運営に関する特別法施行規則など)]</p> <p>1. 「観光振興法」第15条第1項による事業計画書</p> <p>2. 「観光振興法」第7条第1項第1号および第2号に該当しないことを証明する該当国家の政府など権限ある機関が発行した書類または公証人が公証</p>
--	---	---

	<p>⑪ 苦情処理機関の長は第1項または第2項の期間内に苦情を処理できない合理的かつ客観的な事由があると認められる場合には一回だけその処理期間を延長することができる。この場合、該当許可などの申請人(投資支援センターが代行処理する場合には投資支援センターの長)にその理由および処理に必要とされると予想される追加期間を定めて通知しなければならない。投資支援センターの長が通報された場合にはその内容を直ちにその許可などの申請人に通知しなければならない。 [改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>⑫ 苦情処理機関の長または派遣官は法第17条による一括処理苦情事務、個別処理苦情事務および直接処理苦情事務の申請内容に対し補完や補正が必要だと認められる場合には期間を定めてその補完や補正を要求することができる。この場合、第1項および第2項による処理期間にその補完や補正に必要とされた期間は算入しない。 [改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>⑬ 外国人投資に関する苦情の処理に関して法およびこの令で規定した事項を除いては「苦情事務処理に関する法律」で定めるところに従う。 [改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p>	<p>した申請人の陳述書として「在外公館公証法」により該当国家に駐在する大韓民国公館の領事館が確認した書類</p> <p>3. 不動産の使用権を証明する書類(家族ホテル業または休養コンドミニアム業の場合、各不動産に抵当権が設定されていれば「観光振興法施行令」第24条第1項第2号但書による保証保険加入証明書類を共に提出しなければならない)</p> <p>4. 法第17条第1項により観光事業の登録でみなし処理される許可などの明細書</p> <p>5. 旅行業および国際会議企画業の場合、管轄税務署長または公認会計士が確認した登録申請当時の貸借対照表(個人の場合は営業用資産額明細書およびその証明書類)</p> <p>6. 観光宿泊業・観光客利用施設業および国際会議施設業の場合、次の各項目の書類(事業計画が承認された内容に変更がない場合には第1号から第4号までの書類のうちそれに係る書類を提出しない)</p> <p>ア. 「観光振興法」第15条により承認を受けた事業計画書に含まれた附帯営業を営むために他の法令により所管官庁に申告をしたか、許・認可などを受けた場合にはそれぞれこれを証明する書類(第5号に該当する事項は除く)</p> <p>イ. 施設の平面図および配置図各1部</p> <p>ウ. 観光宿泊業の場合、「観光振興法施行規則」別紙第2号書式の施設別一覧表</p> <p>エ. 専門休養業および総合休養業の場合、「観光振興法施行規則」別紙第3号書式の施設別一覧表</p> <p>オ. 国際会議施設業の場合、「観光振興法施行規則」別紙第4号書式の施設別一覧表</p> <p>②第1項による申請を受けた市・道知事は「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用</p>
--	---	--

		<p>を通じて次の各号の書類を確認しなければならない。[改正2011.10.19第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定および運営に関する特別法施行規則など)、2012.10.5第271号(法令書式改善のための計量に関する法律施行規則など)]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法人登記事項証明書(法人である場合のみ該当する)</li> <li>2. 申請人所有の土地登記事項証明書および建物登記事項証明書 [全文改正2009.7.31]</li> </ol> <p>第15条の4(登録体育施設業に対する事業計画の承認申請)①法第17条第9項により「体育施設の設置・利用に関する法律」第12条による登録体育施設業に対する事業計画の承認を受けようとする外国投資家または外国人投資企業は別紙第16号の4書式の申込書に次の各号の書類を添付して管轄市長・郡守または区庁長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総敷地面積および土地利用計画書</li> <li>2. 土地明細書</li> <li>3. 不動産の賃貸契約書など使用権を証明できる書類(その不動産が他人所有である場合にのみ提出する)</li> <li>4. 建築物の層別面積および施設内容</li> <li>5. 工事計画および所要資金の調達方法</li> <li>6. 主要設備・機器および器具など設置計画</li> <li>7. 運営計画書(体育指導者の配置、保険加入など)</li> <li>8. 法第17条第1項により事業計画の承認でみなし処理される許可などの明細書</li> </ol> <p>②第1項による申請を受けた市長・郡守・区庁長は「電子政府法」第36条第1項による行政情報の</p>
--	--	--

		<p>共同利用を通じて次の各号の書類を確認しなければならない。【改正2011.10.19第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定および運営に関する特別法施行規則など)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法人登記事項証明書(法人である場合のみ該当する)</li> <li>2. 不動産登記簿謄本 [全文改正2009.7.31]</li> </ol> <p>第15条の5(濟州国際自由都市開発事業の施行承認申請)法第17条第9項により「濟州特別自治道設置および国際自由都市造成のための特別法」第229条による開発事業の施行承認を受けようとする外国投資家または外国人投資企業は別紙第16号の5書式の申込書に次の各号の書類を添付して濟州特別自治道知事に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業計画書</li> <li>2. 基礎調査書(基礎調査対象事業である場合にのみ提出する)</li> <li>3. 統合影響評価書(統合影響評価書対象事業である場合にのみ提出する)</li> <li>4. 開発事業施行地区位置図(縮尺2万5千分の1基本図)および近隣現況図</li> <li>5. 土地、建物、その他土地に定着した物件の所有権などの明細書と利害関係者の明細書</li> <li>6. 毀損地に対する造景および復旧計画</li> <li>7. 国有地・公有地またはその他の公共施設に対する管理計画</li> <li>8. 土地売渡人に対する支援計画</li> <li>9. 分野別雇用計画</li> <li>10. 法第17条第1項により開発事業施行の承認で</li> </ol>
--	--	---

		<p>みなし処理される許可などの明細書 [全文改正2009.7.31]</p> <p>第15条の6（工場登録の申請）①法第17条第9項により「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第16条による工場登録を申請しようとする外国投資家または外国人投資企業は別紙第16号の6書式の申込書に次の各号の書類を添付して管轄市長・郡守・区庁長または同法第2条第17号による管理機関に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業計画書(登録申請の場合にのみ提出する)</li> <li>2. 登録変更申請の場合、変更事項を証明する書類(登録された工場を譲受または賃借する場合、その事実を証明する書類を含む)</li> <li>3. 法第17条第1項により工場の登録でみなし処理される許可などの明細書</li> </ol> <p>②第1項による申請を受けた市長・郡守・区庁長または管理機関長は「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を通じて工場建築物の建築物台帳謄本(工場建築物登録である場合のみ該当する)を確認しなければならない。 [改正2011.10.19第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定および運営に関する特別法施行規則など)、2012.10.5第271号(法令書式改善のための計量に関する法律施行規則など)] [全文改正2009.7.31]</p>
<b>第4章外国人投資地域</b>		
<p>第18条(外国人投資地域の指定・開発)①市・道知事は次の各号の地域を外国人投資委員会の審議を経て外国人投資地域(以下"外国人投資地域"という)に指定することができる。この場合、第2号に該当する外国人投資地域を「産業立地および開</p>	<p>第6条(外国人投資の変更申告事項など)①法第5条第1項後段、第6条第1項後段および第6条第3項後段において"大統領令で定める事項"とは、次の各号の事項をいう。 [改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p>	<p>第2条(新株などの取得または出捐方式による外国人投資の申告など)①「外国人投資促進法」(以下"法"という)第5条第1項前段および法第8条の2第1項前段による新株などの取得または出捐方式による外国人投資の申告をしようとする者は別紙第1</p>

<p>発に関する法律」第7条および第7条の2による一般産業団地および都市先端産業団地として開発する時にはあらかじめ開発計画を樹立しなければならない。[改正2010.4.5,2012.1.26第11232号(研究開発特区の育成に関する特別法)][[施行日2012.7.27]]</p> <p>1. 「産業立地および開発に関する法律」第6条による国家産業団地および同法第7条による一般産業団地内で外国人投資企業に専用で賃貸または譲渡するために指定する地域</p> <p>2. 外国投資家が大統領令で定める基準に該当する外国人投資を行う場合、その外国投資家が投資を希望する地域</p> <p>3. 「研究開発特区の育成に関する特別法」第2条第1号による研究開発特区など大統領令で定める地域(地域内の建物を含む。以下、この号において同じ)内で研究開発を遂行する外国人投資企業に専用で賃貸または譲渡するために指定する地域</p> <p>4. 金融など付加価値の高いサービス業として大統領令で定めるサービス業を営む外国人投資企業に賃貸または譲渡するために関係中央行政機関の長と協議を経て指定する地域(建物を含む)。この場合、外国人投資誘致のために必要だと認められる時には全体指定面積(建物の場合は各階の床面積を合わせた面積)のうち大統領令で定める比率以下の範囲で外国人投資企業と同じ業種の企業に対し賃貸または譲渡することができる。</p> <p>②二つ以上の外国投資家が第1項各号以外の部分前段により同項第2号の地域を市・道知事から外国人投資地域に指定してもらおうとする場合にはその外国投資家が投資しようとする業種および地域などが大統領令で定める基準を充足しなければ</p>	<p>1. 外国投資家の商号または名称および国籍</p> <p>2. 外国人投資金額、外国人投資比率(法第5条第1項前段、第6条第1項前段または第6条第3項前段により外国人投資家がそれぞれ申告した分が変更される場合に該当する)および投資の方法</p> <p>3. 営もうとする事業</p> <p>4. 株式などの譲渡者</p> <p>5. その他申告および許可の内容に係る重要事項として産業通商資源部令で定める事項</p> <p>②法第8条第1項後段において”大統領令で定める事項”とは、次の各号の事項をいう。</p> <p>1. 第1項第1号および第5号に該当する事項</p> <p>2. 借款提供者、借款金額および借款条件</p> <p>③法第8条の2第1項後段において”大統領令で定める事項”とは、次の各号の事項をいう。</p> <p>1. 第1項第1号および第5号に該当する事項</p> <p>2. 出資金額および出捐条件</p> <p>④産業通商資源部長官は法第8条第1項後段により変更申告を受けた事項のうち借款の早期償還に関する事項がある場合にはその申告内容を直ちに国税庁長、関税庁長、特別市長・広域市長・道知事および特別自治道知事(以下”市・道知事”という)に知らせなければならない。この場合、市・道知事はその内容を直ちに法第18条第5項により該当外国人投資地域を管理する機関の長に知らせなければならない。[改正2010.10.5,2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)][全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>第19条(国有・共有財産の賃貸など)①法第13条第2項本文において”大統領令で定める最低外国人投資比率を充足した企業”とは、外国人投資家が該当外国人投資企業の議決権付株式総数または出資総</p>	<p>号書式(英文書式を含む)の申告書2部に次の各号の書類を添付して大韓貿易投資振興公社の長または外国為替銀行の長(以下”受託機関長”という)に提出しなければならない。[改正2010.10.6]</p> <p>1. 「外国人投資促進法施行令」(以下”令”という)第39条第2項による技術評価機関が評価した産業財産権などの価格評価内容を証明する書類写本1部[法第2条第1項第8号エ.の出資目的物を出資(出捐する場合を含む。以下、この条および第17条で同じ)する場合にのみ提出する]</p> <p>2. 支店・事務所または法人の清算などにより分配される残った財産であることを証明する書類写本1部(法第2条第1項第8号オ.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する)</p> <p>3. 借款やその他海外からの借入金の償還額であることを証明する書類写本1部(法第2条第1項第8号カ.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する)</p> <p>4. 令第2条第10項各号の株式に該当することを証明する書類1部(法第2条第1項第8号キ.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する)</p> <p>5. 出資しようとする不動産に対する「外国為替取引法」第18条による資本取引申告済証写本1部(法第2条第1項第8号ク.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する)</p> <p>6. 令第2条第2項第2号各項目のいずれかに該当する契約書写本1部(令第2条第2項第2号に該当する場合にのみ提出する)</p> <p>7. 法第2条第1項第4号ア.による株式など(以下”株式など”という)と不動産を処分した代金であることを証明する書類写本1部(令第2条第11項に該当する場合にのみ提出する)</p> <p>8. 出捐しようとする非営利法人が令第2条第6項</p>
---	--	---



<p>ならない。</p> <p>③市・道知事は第1項各号以外の部分前段により同項第1号から第4号までの地域を外国人投資地域に指定しようとする場合には次の各号の事項が含まれた指定計画を樹立して産業通商資源部長官に提出しなければならない。【新設2010.4.5,2013.3.23第11690号(政府組織法)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>外国人投資地域の目的、名称、位置および範囲</li> <li>外国人投資地域入居対象業種および入居企業の資格</li> <li>外国人投資地域指定による費用および効果</li> <li>外国人投資地域の開発方法および管理方法</li> <li>外国人投資地域造成事業の施行方法および期間</li> <li>土地利用、人口過密防止など各地域の特性により大統領令で定める事項</li> </ol> <p>④市・道知事は第1項および第2項により外国人投資地域を指定する時には次の各号の事項を告示しなければならない。【改正2010.4.5】【施行日2010.10.6】】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>外国人投資地域の名称・位置および面積</li> <li>開発または管理方法</li> <li>「産業立地および開発に関する法律」第7条の4による告示事項(該当外国人投資地域を一般産業団地および都市先端産業団地として開発する場合のみをいう)</li> <li>外国人投資地域に入居する外国人投資企業の投資内容、雇用規模および事業内容</li> <li>その他大統領令で定める事項</li> </ol> <p>⑤産業団地のうち国家産業団地に指定された外国人投資地域はその国家産業団地の管理機関が管理して、国家産業団地でない産業団地に指定された</p>	<p>額の100分の30以上を所有する企業をいう。この場合、最低外国人投資比率を算定する時、大韓民国国民(第3条に該当する者は除く)や大韓民国法人が株式や出資持分を直接または間接に所有した外国法人の場合には「租税特例制限法施行令」第116条の2第11項および第12項の計算方法により算定した所有比率を外国人投資比率に算入しない。【新設2013.6.11】</p> <p>②法第13条第2項本文において”大統領令で定める期間”とは、法第13条第1項による随意契約締結日から5年をいう。【新設2013.6.11】</p> <p>③法第13条第2項但書において”大統領令で定める基準を備えた場合”とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。【新設2013.6.11】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第20条の2第3項および別表2による常時勤労者数を超過する規模の新規雇用を創り出す場合</li> <li>第25条第1項による外国人投資金額以上を投資する場合</li> <li>「租税特例制限法」第121条の2第1項第1号により租税減免決定を受けた場合</li> <li>社会間接資本の拡充、産業構造の調停または地方自治体の財政自立などに相当な寄与をする事業として外国人投資委員会の審議を経て必要だと認められる場合</li> </ol> <p>④法第13条第5項による土地などの賃貸料はその土地などの価額に1千分の10以上の料率を乗じて算出した金額とする。ただし、法第18条第1項各号以外の部分前段により外国人投資地域と指定された同項第1号による地域にある土地などの賃貸料の料率は次の各号に従う。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)、2013.6.11】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>該当土地などが国有財産である場合には産業</li> </ol>	<p>各号の要件をすべて備えたことを証明する書類1部(法第2条第1項第4号ウ.に該当する外国人投資をしようとする場合にのみ提出する)</p> <p>9. 出捐しようとする非営利法人が令第2条第7項各号のいずれかに該当することを証明する書類1部(法第2条第1項第4号エ.に該当する外国人投資をしようとする場合にのみ提出する)</p> <p>10. 株式などを取得したり非営利法人に出捐しようとする外国人の国籍を証明する書類1部(外国人が最初に外国人投資を行う場合にのみ提出する)</p> <p>②法第5条第1項後段および法第8条の2第1項後段により申告内容の変更申告をしようとする者は別紙第2号書式(英文書式を含む)の申告書2部に次の各号の書類を添付して受託機関長に提出しなければならない。【改正2010.10.6】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>令第2条第2項第2号各項目のいずれかに該当する契約書写本1部(令第2条第2項第2号に該当する場合にのみ提出する)</li> <li>令第2条第6項各号の要件をすべて備えたことを証明する書類1部(法第2条第1項第4号ウ.に該当する場合にのみ提出する)</li> <li>令第2条第7項各号のいずれかに該当することを証明する書類1部(法第2条第1項第4号エ.に該当する場合にのみ提出する)</li> <li>外国人の国籍を証明する書類1部(外国人の国籍が変更になった場合にのみ提出する)</li> </ol> <p>③令第6条第1項第5号において”産業通商資源部令で定める事項”とは、投資形態、投資目的(法第5条第1項による新株などの取得による外国人投資である場合のみ該当する)および外国人投資企業の住所をいう。【改正2013.3.23第1号(産業通商資源部とその所属機関職制施行規則)】</p> <p>【全文改正2009.7.31】</p>
---	--	--

<p>外国人投資地域は関する市・道知事が管理し、産業団地でない地域に指定された外国人投資地域は関する市・道知事が開発・管理する。[改正2010.4.5][[施行日2010.10.6]]</p> <p>⑥外国人投資地域と指定された地域に工場などを設立するために新しい敷地の造成が必要な場合はその外国人投資地域を一般産業団地および都市先端産業団地として開発することができる。[改正2010.4.5][[施行日2010.10.6]]</p> <p>⑦外国人投資地域を第6項により一般産業団地または都市先端産業団地として開発する場合には第1項および第2項による外国人投資地域は一般産業団地および都市先端産業団地と指定されたこととみる。この場合、第1項各号以外の部分後段による開発計画は「産業立地および開発に関する法律」第7条第2項および第7条の2第4項による開発計画とみて、第4項による告示は「産業立地および開発に関する法律」第7条の4による告示とみる。[改正2010.4.5][[施行日2010.10.6]]</p> <p>⑧外国人投資地域を第6項により一般産業団地および都市先端産業団地として開発する時、第1項から第4項までの規定による指定・告示がある場合には「産業立地および開発に関する法律」第12条第1項における“産業団地”を、“外国人投資地域”に、同法第22条第2項における“産業団地の指定・告示がある時”を“外国人投資地域の指定・告示がある時”とみる。[改正2010.4.5][[施行日2010.10.6]]</p> <p>⑨すでに開発が完了した国家産業団地、一般産業団地および都市先端産業団地の全部または一部を外国人投資地域に指定した場合には第19条第1項を適用しない。[改正2010.4.5][[施行日2010.10.6]]</p>	<p>通商資源部長官が企画財政部長官と協議して定める料率</p> <p>2. 該当土地などが共有財産である場合には産業通商資源部長官が該当土地などの所有者である地方自治体の長と協議して定める料率</p> <p>⑤法第13条第6項による土地などの買入代金の納付期日延期または分割納付は次の各号の方法に従う。この場合、適用される利子は年4パーセントを超過できない。[改正2013.6.11]</p> <p>1. 国家が所有する土地などの場合：1年の範囲で納付期日を延期したり20年の範囲で分割納付</p> <p>2. 地方自治体が所有する土地などの場合：条項で定めるところにより納付期日延期または分割納付</p> <p>⑥法第13条第7項各号以外の部分において“大統領令で定める事業を営む外国人投資企業”とは、次の各号のいずれかに該当する事業を営むために新しく工場施設[「統計法」第22条により統計庁長が作成・告示する韓国標準産業分類(以下“韓国標準産業分類”という)上の製造業以外の事業の場合には事業場をいう。以下同じ]を設置する企業をいう。[改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)、2013.6.11]</p> <p>1. 雇用増大など国民経済に相当な寄与をする事業として次のいずれかに該当する事業</p> <p>ア. 法第18条第1項各号以外の部分前段により外国人投資地域と指定された同項第2号による地域で外国人投資企業が営む事業</p> <p>イ. 「租税特例制限法」第121条の2第1項第1号により租税減免決定を受けた事業として外国人投資金額がUS\$1百万ドル以上である事業</p> <p>ウ. 外国人投資金額がUS\$500万ドル以上として製造業(韓国標準産業分類上の製造業をいう。以</p>	<p>第9条(国有財産の賃貸料減免申請)令第19条第9項により国家所有土地などの賃貸料減免を受けようとする者は別紙第11号書式の申込書2部に次の各号の書類を添付して国有財産管理庁の長に提出しなければならない。[改正2013.6.10]</p> <p>1. 法第13条第7項または第8項による賃貸料減免対象になる事業であることを証明する書類写本1部</p> <p>2. 土地などに対する賃貸借契約書写本1部 [全文改正2009.7.31]</p> <p>第16条(環境性検討関連資料)令第25条第6項第2号ケ.において“環境性検討に係る資料として産業通商資源部令で定める資料”とは、「産業立地および開発に関する法律施行令」第7条第2項第5号の資料をいう。[改正2010.10.6,2013.3.23第1号(産業通商資源部とその所属機関職制施行規則)] [全文改正2009.7.31]</p> <p>第19条(営業以外の事業などの調査)①国税庁長は令第29条第3項により外国人投資企業が法第22条第3項および第4項を違反したかを調査する時、必要に応じて令第40条第1項第4号によりその外国人投資企業をして「法人税法」第60条または「所得税法」第70条による課税標準申告時に別紙第20号書式の報告書を提出させることができる。[改正2011.10.19第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定および運営に関する特別法施行規則など)]</p> <p>②関税庁長は令第29条第3項により外国人投資企業が法第22条第1項を違反したかを調査する時、</p>
--	--	---

<p>⑩市・道知事は第4項により告示した事項を変更するためには外国人投資委員会の審議を経なければならない。ただし、大統領令で定める軽微な変更である場合にはその限りでない。[改正2010.4.5][[施行日2010.10.6]]</p> <p>⑪外国人投資地域の指定手続きおよび方法に必要な事項は大統領令で定める。[改正2010.4.5][[施行日2010.10.6]]</p> <p>⑫第5項による開発および管理に必要な事項は大統領令で定める。[改正2010.4.5][[施行日2010.10.6]]</p> <p>[全文改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p>	<p>下同じ)を営もうとする事業</p> <p>2. 社会間接資本の拡充、産業構造の調停または地方自治体の財政自立などに相当な寄与をする事業として産業通商資源部長官が外国人投資委員会の審議を経て定める事業</p> <p>⑦法第13条第7項による国家所有土地などの賃貸料減免率は次の各号の範囲で該当国有財産の所管中央官署の長(「国有財産法」第21条および第32条第3項により委任または委託を受けた者を含む。以下同じ)が定める。[改正2011.4.1第22815号(国有財産法施行令)、2013.6.11]</p> <p>1. 法第13条第7項第1号に該当する土地など：次の各項目による減免率</p> <p>ア. 次の事業に対しては該当土地などの賃貸料の100分の100</p> <p>1)第6項第1号ア.およびイ.の事業</p> <p>2)第6項第1号ウ.の事業のうち「部品・素材専門企業などの育成に関する特別措置法」第2条第1号による部品・素材を生産する事業(同法第2条第1号による部品・素材を生産する外国人投資企業に専用で賃貸または分譲するために作った法第18条による外国人投資地域に入居する事業のみ該当する)</p> <p>イ. 第6項第1号ウ.[ア.2)による減免対象事業は除く]および同項第2号の事業に対しては該当土地などの賃貸料の100分の75</p> <p>2. 法第13条第7項第2号および第3号に該当する土地など：該当土地などの賃貸料の100分の50</p> <p>⑧法第13条第8項による国家所有土地などの賃貸料減免率は100分の100の範囲で該当国有財産の所管中央官署の長が定める。[改正2011.4.1第22815号(国有財産法施行令)、2013.6.11]</p> <p>⑨法第13条第7項または第8項により国家所有土</p>	<p>必要に応じて令第40条第1項第4号により該当外国人投資企業をして別紙第21号書式の報告書を提出させることができる。</p> <p>③第2項による報告書を提出された関税庁長は「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を通じて該当資本財輸入申告済証を確認しなければならない。ただし、申請人が担当公務員の確認に同意しない場合にはその書類を添付するようにしなければならない。[改正2011.10.19第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定および運営に関する特別法施行規則など)]</p> <p>[全文改正2009.7.31]</p>
---	---	--

	<p>地などの賃貸料を減免してもらおうとする外国人投資企業や外国人投資環境改善施設運営者(以下、この条において"外国人投資企業など"という)は該当国有財産の所管中央官署の長に減免申請をしなければならない。【改正2011.4.1第22815号(国有財産法施行令)、2013.6.11】</p> <p>⑩法第13条第9項により地方自治体所有土地などの賃貸料を減免してもらおうとする外国人投資企業などは該当地方自治体の長に減免申請をしなければならない。【改正2013.6.11】</p> <p>⑪法第13条第9項による地方自治体所有土地などの賃貸料減免対象事業および賃貸料の減免率など細部的な事項は雇用創出、技術移転、地方自治体の財政自立に及ぼす影響など外国人投資がもたらす経済的効果を考慮して該当地方自治体が条例で定める。【改正2013.6.11】</p> <p>⑫法第13条による国家や地方自治体が所有する土地などの売却および賃貸に関して法およびこの令で規定した事項を除いては「国有財産法」および「共有財産および物品管理法」で定めるところに従う。【改正2013.6.11】</p> <p>【全文改正2009.7.30】【施行日2009.7.31】</p> <p>第25条(外国人投資地域の指定など)①法第18条第1項第2号において"大統領令で定める基準に該当する外国人投資"とは、次の各号のいずれかに該当する外国人投資をいう。この場合、外国人投資金額を算定する時、大韓民国国民(第3条に該当する者は除く)や大韓民国法人が株式や出資持分を直接または間接に所有した外国法人の場合には「租税特例制限法施行令」第116条の2第11項および第12項の計算方法により算定した所有比率に該当する部分を外国人投資金額に算入しない。</p>	
--	--	--

	<p>[改正2009.9.9第21719号(航空法施行令)、2010.10.5.2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)、2013.6.11]</p> <p>1. 外国人投資金額がUS\$3千万ドル以上として次のいずれかに該当する事業を営むために工場施設(製造業でない場合には事業場をいう)を新しく設置する場合</p> <p>ア. 製造業</p> <p>イ. 「租税特例制限法施行令」第116条の2第1項による事業(産業支援サービス業の場合には産業通商資源部長官が決めて告示する産業に該当する事業のみをいう)</p> <p>ウ. 韓国標準産業分類上の知識サービス産業のうちコンピュータプログラミング、システム統合および管理業、情報サービス業のうち資料処理、ホスティングおよび関連サービス業</p> <p>2. 外国人投資金額がUS\$2千万ドル以上として次のいずれかに該当する事業を営むための施設を新しく設置する場合</p> <p>ア. 「観光振興法」第3条第1項第2号イ.による休養コンドミニアム業</p> <p>イ. 「観光振興法施行令」第2条第1項第2号による観光ホテル業・水上観光ホテル業および韓国伝統ホテル業</p> <p>ウ. 「観光振興法施行令」第2条第1項第3号による専門休養業・総合休養業および同項第5号による総合遊園施設業</p> <p>エ. 「国際会議産業育成に関する法律」第2条第3号による国際会議施設</p> <p>オ. 「租税特例制限法施行令」第116条の2第1項による産業支援サービス業(第1号ア.により産業通商資源部長官が決めて告示する産業に該当する事業は除く)</p>	
--	---	--

	<p>カ. 「青少年活動振興法」第10条第1号による青少年修練施設</p> <p>3. 外国人投資金額がUS\$1千万ドル以上として次のいずれかに該当する事業を営むための施設を新しく設置する場合</p> <p>ア. 「物流施設の開発および運営に関する法律」第2条第4号による複合物流ターミナル事業</p> <p>イ. 「流通産業発展法」第2条第15号による共同集配送センターを作って運営する事業</p> <p>ウ. 「港湾法」第2条第5号による港湾施設を運営する事業および同条第7号による港湾背後団地内で経営する「租税特例制限法施行令」第5条第8項による物流産業</p> <p>エ. 「航空法」第2条第8号による空港施設を運営する事業および同条第9号による空港区域内で経営する「租税特例制限法施行令」第5条第8項による物流産業</p> <p>オ. 「社会基盤施設に対する民間投資法」第2条第5号による民間投資事業の施行で社会基盤施設(同条第3号による帰属施設にのみ該当する)を作る事業</p> <p>4. 「租税特例制限法施行令」第116条の2第1項による事業(以下、この号において"事業"という)のための研究開発活動を行うために研究施設を新しく設置または増設する場合として次の各項目の要件をすべて備えた場合</p> <p>ア. 外国人投資金額がUS\$2百万ドル以上であること</p> <p>イ. 事業に係る分野の修士以上の学位を持った者として3年以上研究経歴を持つ研究専任人員の常時雇用規模が10人以上であること</p> <p>②法第18条第1項第3号において"「研究開発特区などの育成に関する特別法」第2条第1号による</p>	
--	--	--

	<p>研究開発特区など大統領令で定める地域"とは、次の各号のいずれかに該当する地域をいう。[新設2010.10.5,2012.7.26第23993号(研究開発特区の育成に関する特別法施行令)]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「研究開発特区などの育成に関する特別法」第2条第1号による研究開発特区</li> <li>2. 「産業技術団地支援に関する特例法」第2条第1号による産業技術団地</li> <li>3. 「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第2条第13号による知識産業センター</li> <li>4. 「先端医療複合団地指定および支援に関する特別法」第2条第1号による先端医療複合団地</li> </ol> <p>③法第18条第1項第4号前段において"大統領令で定めるサービス業"とは、次の各号のサービス業をいう。[新設2010.10.5,2013.6.11]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「統計法」第22条第1項により統計庁長が告示する韓国標準産業分類による金融および保険業</li> <li>2. 「産業発展法施行令」別表2による知識サービス産業</li> <li>3. 「租税特例制限法施行令」第116条の2第1項による産業支援サービス業</li> <li>4. 「文化産業振興基本法」第2条第1号による文化産業</li> <li>5. 「観光振興法」第2条第1号による観光事業(同法第3条第1項第5号によるカジノ業は除く)</li> </ol> <p>④法第18条第1項第4号後段において"大統領令で定める比率"とは、100分の50をいう。[改正2010.10.5]</p> <p>⑤法第18条第2項において"大統領令で定める基準"とは、次の各号のすべての事項をいう。[改正2010.10.5,2011.11.16第23297号(産業立地および開発に関する法律施行令)]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2人以上の外国投資家が投資した金額の合計額</li> </ol>	
--	--	--

	<p>がUS\$3千万ドル以上であること</p> <p>2. 経営する業種や事業が第1項各号による業種や事業に該当すること</p> <p>3. 第1項各号による施設を同じ国家産業団地、一般産業団地または都市先端産業団地(「産業立地および開発に関する法律」第2条第8号ア・イおよびウ.による国家産業団地、一般産業団地、都市先端産業団地をいう。以下同じ)内や隣接した地域に設置すること</p> <p>⑥法第18条第3項第6号において”大統領令で定める事項”とは、次の各号の区分による事項をいう。[新設2010.10.5,2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>1. 法第18条第1項第1号および第3号の地域を外国人投資地域に指定しようとする場合には次の各項目の事項</p> <p>ア. 開発事業の施行者および管理機関</p> <p>イ. 土地利用計画および主要基盤施設計画</p> <p>ウ. その他各地域の特性により外国人投資委員会が定める事項</p> <p>2. 法第18条第1項第2号の地域を外国人投資地域に指定しようとする場合には次の各項目の事項。</p> <p>ただし、すでに開発が完了した国家産業団地、一般産業団地または都市先端産業団地の一部や全部を該当外国人投資地域に指定しようとする場合にはカ.からケ.までの事項は省略することができる。</p> <p>ア. 外国人投資地域に入居する外国人投資企業の投資内訳、雇用規模および事業内容</p> <p>イ. 誘致対象外国人投資の実行可能性</p> <p>ウ. 財源調達計画</p> <p>エ. 外国人投資地域に対する主要施設の支援計画</p> <p>オ. 管理機関</p>	
--	---	--



	<p>カ. 開発事業の施行者</p> <p>キ. 土地利用計画および主な基盤施設計画</p> <p>ク. 収用・使用する土地、建築物、その他の物件や権利がある場合にはその税目</p> <p>ケ. 環境性検討に関する資料として産業通商資源部令で定める資料</p> <p>コ. その他外国人投資委員会が定める事項</p> <p>3. 法第18条第1項第4号の地域を外国人投資地域に指定しようとする場合には次の各項目の事項</p> <p>ア. 第2号ウ.からク.までの事項</p> <p>イ. 外国人投資地域および近隣地域の不動産価格安定案</p> <p>ウ. 人口過密防止案(外国人投資地域が「首都圏整備計画法」第6条第1項第1号による過密抑制圏域に位置する場合のみ該当する)</p> <p>エ. その他外国人投資委員会が定める事項</p> <p>⑦法第18条第1項各号以外の部分後段により開発計画を樹立する場合にはその開発計画に法第18条第3項各号およびが令第6項第2号各項目の事項を含ませる方法で開発計画と法第18条第3項による指定計画(以下"指定計画"という)を共に樹立しなければならない。[新設2010.10.5]</p> <p>⑧市・道知事は指定計画を樹立しようとする場合には該当市長・郡守・区庁長と住民および関係専門家の意見を聞かなければならない。[改正2010.10.5]</p> <p>⑨外国人投資委員会は指定計画に基づいて該当誘致対象外国人投資の実行可能性、地域間均衡発展および国土の効率的利用、雇用増大など国民経済に及ぼす影響を総合的に考慮して指定有無を審議しなければならない。[改正2010.10.5]</p> <p>⑩市・道知事は第9項による審議結果、指定の必要性が認められない場合には該当地域を外国人投</p>	
--	--	--

	<p>資地域に指定できない。[改正2010.10.5]</p> <p>①外国人投資企業は法第18条第4項の告示日から5年以内に指定計画により第1項および第5項の基準を満たさなければならない。[改正2010.10.5]</p> <p>②法第18条第4項第5号において”大統領令で定める事項”とは、次の各号のすべての事項をいう。 [改正2010.10.5]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国人投資地域の指定目的</li> <li>2. 外国人投資地域の開発期間</li> <li>3. 入居企業の資格および誘致業種(法第18条第1項第1号の地域を外国人投資地域に指定した場合のみをいう)</li> <li>4. 関連図面および書類の閲覧方法(法第18条第1項第1号の地域を外国人投資地域に指定した場合のみをいう)</li> </ol> <p>③法第18条第10項但書において”大統領令で定める軽微な変更”とは、次の各号のいずれかに該当する変更をいう。[改正2010.10.5,2013.6.11]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国人投資地域面積の変更(100分の30以内の変更のみをいう)</li> <li>2. 外国人投資規模の増額または100分の30以内の減額変更(変更以後も法第18条第1項による外国人投資地域指定要件を充足する場合のみ該当する)</li> <li>3. 外国人投資企業の雇用規模の変更</li> <li>4. 主な誘致業種の変更(法第18条第1項第1号の地域を外国人投資地域に指定した場合のみをいう)</li> <li>5. 外国人投資企業の事業内容の変更(法第18条第1項第2号の地域を外国人投資地域に指定した場合のみをいう)</li> <li>6. その他外国人投資委員会が定める事項</li> </ol> <p>④市・道知事は第13項各号のいずれかに該当する変更の場合には産業通商資源部長官とあらかじめ</p>	
--	--	--

	<p>め協議しなければならない。[改正2010.10.5,2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>⑤第1項から第14項まで規定した事項のほか、外国人投資地域の指定および開発に必要な事項は外国人投資委員会が定める。[改正2010.10.5] [全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>第26条(外国人投資地域の管理)①法第18条第5項により外国人投資地域を管理する機関(以下、この条において"管理機関"という)は指定計画により外国人投資地域を管理する。[改正2010.10.5]</p> <p>②管理機関は第1項により外国人投資地域を管理する場合には外国投資家や外国人投資企業の便宜を優先的に考慮しなければならない、外国人投資地域内に金融機関・情報通信施設・物流施設など外国人投資企業の事業を支援するために必要な各種基盤施設の拡充および医療施設・教育施設・住宅などの支援に積極的に努力しなければならない。</p> <p>③第1項および第2項で規定した事項のほか、外国人投資地域の管理に必要な事項は外国人投資委員会が定める。 [全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>第26条の2 (外国人投資地域の指定解除)①法第18条の2により市・道知事は外国人投資地域と指定された法第18条第1項第2号の地域に入居した外国人投資企業および第4号の地域が第25条による指定基準に合わなくなった場合には次の各号の区分による措置を取らなければならない。[改正2010.10.5,2013.3.23第24442号(産業通商資源部とそ</p>	
--	--	--

	<p>の所属機関職制)]</p> <p>1. 法第18条第1項第2号の地域の場合 外国人投資企業に対し6ヶ月の範囲で一定の期間(以下"履行期間"という)を定めてその基準を備えることを命じること。この場合、やむを得ない事由があると認められる場合には本来の履行期間の範囲でその期間を一回だけ延長することができる。</p> <p>2. 法第18条第1項第4号の地域の場合 産業通商資源部長官と協議して6ヶ月の範囲で定めた履行期間内にその基準を備えること。この場合、やむを得ない事情がある場合には産業通商資源部長官と協議して本来の履行期間の範囲でその期間を一回だけ延長することができる。</p> <p>②市・道知事は外国人投資企業や外国人投資地域が履行期間内に指定基準を充足できなくなった場合には30日以内に外国人投資委員会に指定解除に対する審議を要請しなければならない。[改正2010.10.5]</p> <p>③第1項および第2項で規定した事項のほか、外国人投資地域の指定解除に必要な事項は外国人投資委員会が定める。 [全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>第35条(外国人投資実務委員会の構成および運営など)①外国人投資委員会が法第27条第3項により外国人投資実務委員会(以下"実務委員会"という)に委任する事項は次の各号の通りである。[改正2010.10.5]</p> <p>1. 法第2条第1項第4号エ.による外国人投資の認定に関する事項</p> <p>2. 法第18条第10項による外国人投資地域の変更指定および法第18条の2第1項による外国人投資</p>	
--	---	--

	<p>地域の指定解除に関する事項</p> <p>3. 第21条第8項による投資支援センターの組織と運営に関する事項</p> <p>4. 第21条の4第8項による苦情処理機構の組織と運営に関する事項</p> <p>5. その他外国人投資委員会の審議を経て必要だと認める事項</p> <p>②実務委員会の委員長は産業通商資源部次官になり、委員は次の各号の者になる。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)、2013.6.11】</p> <p>1. 産業通商資源部やその他の関係部署の高位公務員団に属する一般職公務員のうち産業通商資源部長官の要請で該当機関の長が指定する者</p> <p>2. 関係市・道の副市長(ソウル特別市の場合、所属1級公務員の中でソウル特別市長が指定する者をいう)または副知事および外国人投資業務に関して豊富な経験と識見を持つ者として外国人投資委員会の委員長が委嘱する者</p> <p>3. 投資支援センターの長および外国人投資オンブズマン</p> <p>③実務委員会の庶務を処理するために実務委員会に幹事1人を置くものの、幹事は産業通商資源部所属公務員の中で産業通商資源部長官が任命する。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>④外国人投資委員会は外国人投資誘致状況の総合・管理、外国人投資に係る苦情事務処理の督促・点検および外国人投資誘致活動に係る実務委員会案件の検討のために実務委員会傘下に産業通商資源部所属実務委員会委員を委員長とする外国人投資誘致小委員会を置く。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p>	
--	--	--

	<p>⑤この令で規定した事項のほか、外国人投資委員会・実務委員会および小委員会の運営などに関して必要な事項は外国人投資委員会の議決を経て外国人投資委員会の委員長が定める。 [全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>第40条(権限の委任・委託)①産業通商資源部長官は法第31条により次の各号の区分によりその権限を委任または委託する。 [改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法第25条第1項から第3項までの規定による技術導入契約の申告に関する権限は主務部長官に委託する。</li> <li>2. 法第28条第2項による権限のうち法第22条第1項に対する違反有無の調査に関する権限は関税庁長に委任する。</li> <li>3. 法第28条第2項による権限のうち法第22条第3項および第4項に対する違反有無の調査に関する権限は国税庁長に委任する。</li> <li>4. 第2号および第3号のほか、法第28条による権限のうち外国人・外国投資家・外国人投資企業および技術導入者の許可または申告内容の履行状況に対する調査および是正命令に関する事項はその所管により主務部長官・国税庁長または関税庁長に委任または委託する。</li> </ol> <p>②産業通商資源部長官は法第31条により次の各号の権限を大韓貿易投資振興公社の長(大韓貿易投資振興公社の長が指定する貿易館・支社および事務所の長を含む。以下同じ)および外国為替銀行の長(外国為替銀行の長が指定する支店の長を含む。以下同じ)に委託する。 [改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法第5条から第8条までおよび第8条の2による</li> </ol>	
--	---	--

	<p>外国人投資の申告・変更申告の受付および申告済証の交付</p> <p>2. 法第21条による外国人投資企業の登録および登録の抹消(法第21条第3項第2号による場合は除く)</p> <p>3. 法第22条第1項による資本財の譲渡などに関する申告受付</p> <p>4. 第30条による株式などの譲渡などに関する申告受付・登録抹消</p> <p>③主務部長官は第38条第2項による検討・確認に関する業務を外国為替銀行の長および大韓貿易投資振興公社の長に委託する。</p> <p>④市・道知事は法第31条により法第18条第5項による外国人投資地域の管理業務を「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第45条の3による韓国産業団地公団に委託することができる。この場合、市・道知事は委託事務の処理に必要な細部事項を定めることができる。[改正2010.10.5]</p> <p>⑤第1項および第2項により委任または委託を受けた者は産業通商資源部長官に、第3項により委託を受けた者は主務部長官に、第4項により委任または委託された事務の処理内容を通知または報告しなければならない。[改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>⑥産業通商資源部長官は第1項から第3項までの規定による委任または委託事務の処理に必要な細部事項を定めることができる。[改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p>	
第18条の2 (外国人投資地域の指定解除)①市・道	第26条の2 (外国人投資地域の指定解除)①法第18	

<p>知事は外国人投資企業や外国人投資地域が第18条第1項および第2項による大統領令で定める基準を充足できなくなった場合には外国人投資委員会の審議を経て外国人投資地域の指定を解除しなければならない。 [改正2010.4.5][[施行日2010.10.6]]</p> <p>②第1項による外国人投資地域の指定解除に関する手続きなどに関して必要な事項は大統領令で定める。 [全文改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p>	<p>条の2により市・道知事は外国人投資地域と指定された法第18条第1項第2号の地域に入居した外国人投資企業および第4号の地域が第25条による指定基準に合わなくなった場合には次の各号の区分による措置を取らなければならない。 [改正2010.10.5,2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>1. 法第18条第1項第2号の地域の場合 外国人投資企業に対し6ヶ月の範囲で一定の期間(以下"履行期間"という)を決めてその基準を備えることを命じること。 この場合、やむを得ない事由があると認められる場合には本来の履行期間の範囲でその期間を一回だけ延長することができる。</p> <p>2. 法第18条第1項第4号の地域の場合 産業通商資源部長官と協議して6ヶ月の範囲で定めた履行期間内にその基準を備えること。 この場合、やむを得ない事情がある場合には産業通商資源部長官と協議して本来の履行期間の範囲でその期間を一回だけ延長することができる。</p> <p>②市・道知事は外国人投資企業や外国人投資地域が履行期間内に指定基準を充足できなくなった場合には30日以内に外国人投資委員会に指定解除に対する審議を要請しなければならない。 [改正2010.10.5]</p> <p>③第1項および第2項で規定した事項のほか、外国人投資地域の指定解除に必要な事項は外国人投資委員会が定める。 [全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>第35条(外国人投資実務委員会の構成および運営など)①外国人投資委員会が法第27条第3項により外国人投資実務委員会(以下"実務委員会"という)</p>	
---	--	--



	<p>に委任する事項は次の各号の通りである。[改正2010.10.5]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法第2条第1項第4号エ.による外国人投資の認定に関する事項</li> <li>2. 法第18条第10項による外国人投資地域の変更指定および法第18条の2第1項による外国人投資地域の指定解除に関する事項</li> <li>3. 第21条第8項による投資支援センターの組織と運営に関する事項</li> <li>4. 第21条の4第8項による苦情処理機構の組織と運営に関する事項</li> <li>5. その他外国人投資委員会の審議を経て必要だと認める事項</li> </ol> <p>②実務委員会の委員長は産業通商資源部次官になり、委員は次の各号の者になる。[改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)、2013.6.11]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 産業通商資源部やその他の関係部署の高位公務員団に属する一般職公務員のうち産業通商資源部長官の要請で該当機関の長が指定する者</li> <li>2. 関係市・道の副市長(ソウル特別市の場合、所属1級公務員の中でソウル特別市長が指定する者をいう)または副知事および外国人投資業務に関して豊富な経験と識見を持つ者として外国人投資委員会の委員長が委嘱する者</li> <li>3. 投資支援センターの長および外国人投資オンブズマン</li> </ol> <p>③実務委員会の庶務を処理するために実務委員会に幹事1人を置くものの、幹事は産業通商資源部所属公務員の中で産業通商資源部長官が任命する。[改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>④外国人投資委員会は外国人投資誘致状況の総</p>	
--	--	--

	<p>合・管理、外国人投資に係る苦情事務処理の督促・点検および外国人投資誘致活動に係る実務委員会案件の検討のために実務委員会傘下に産業通商資源部所属実務委員会委員を委員長とする外国人投資誘致小委員会を置く。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>⑤この令で規定した事項のほか、外国人投資委員会・実務委員会および小委員会の運営などに関して必要な事項は外国人投資委員会の議決を経て外国人投資委員会の委員長が定める。</p> <p>[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p>	
<p>第19条(外国人投資地域に対する支援)①外国人投資地域の開発に必要な費用の負担と外国人投資地域の造成を円滑にするために必要な港湾、また、用水施設、鉄道、通信、電気施設など基盤施設の支援に関しては「産業立地および開発に関する法律」第28条および第29条を準用する。</p> <p>②外国人投資地域の施設などの建築に対しては「都市交通整備促進法」第36条による交通誘発負担金を免除する。</p> <p>[全文改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p>		
<p>第20条(他の法律に対する特例)①外国人投資地域で土地を分割する場合には「国土の計画および利用に関する法律」第56条第1項第4号を適用しない。</p> <p>②外国人投資地域に入居する外国人投資企業に対しては「対外貿易法」第11条にもかかわらず、産業通商資源部長官が定めるところにより輸出または輸入に関する制限を緩和することができる。</p> <p>[改正2013.3.23第11690号(政府組織法)]</p> <p>③外国人投資地域に入居する外国人投資企業に対しては次の各号の法律を適用しない。【改正2011.8.4第11029号(特殊任務有功者優遇および団体</p>		

<p>設立に関する法律)、2011.9.15第11042号(報勲補償対象者支援に関する法律)[[施行日2012.7.1]]</p> <p>1. 「大・中小企業共生協力促進に関する法律」第30条</p> <p>2. 「国家有功者など優遇および支援に関する法律」第33条の2第1項、「報勲補償対象者支援に関する法律」第39条第1項、「5・18民主有功者優遇に関する法律」第24条の2第1項、「特殊任務有功者優遇および団体設立に関する法律」第21条第2項[[2011.12.31まで有効、2004.12.31第7281号附則第2条]]</p> <p>④外国人投資地域に入居する外国人投資企業は「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第20条第1項本文にもかかわらず、成長管理圏域で工場建築面積500平方メートル以上の工場(知識産業センターを含む)を新設・増設または移転したり業種を変更することができる。[新設2010.4.5][[施行日2010.10.6]]</p> <p>[全文改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p>		
<p><b>第5章外国人投資の事後管理</b></p>		
<p>第21条(外国人投資の事後管理)①外国投資家または外国人投資企業は次の各号のいずれかに該当する場合(増資によって次の各号のいずれかに該当することになった場合を含む)には大統領令で定めるところにより外国人投資企業の登録をしなければならない。</p> <p>1. 出資目的物の払込を終えた場合</p> <p>2. 第6条により既存株式などを取得(その既存株式などの代金を精算したことをいう)ある場合</p> <p>3. 第7条第1項第5号により株式などを取得する場合</p> <p>4. 第8条の2による出捐を終えた場合</p> <p>②外国投資家または外国人投資企業は第1項第1</p>	<p>第2条(外国人投資などの定義)①「外国人投資促進法」(以下"法"という)第2条第1項第1号において"大統領令で定める国際経済協力機構"とは、次の各号のものをいう。</p> <p>1. 外国政府の対外経済協力業務を代行する機関</p> <p>2. 国際復興開発銀行・国際金融公社・アジア開発銀行など開発金融に関する業務を取り扱う国際機構</p> <p>3. 対外投資業務を取り扱ったり代行する国際機構</p> <p>②法第2条第1項第4号ア.による外国人投資は投資金額が1億ウォン以上として次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、法第21条第1</p>	<p>第2条(新株などの取得または出捐方式による外国人投資の申告など)①「外国人投資促進法」(以下"法"という)第5条第1項前段および法第8条の2第1項前段による新株などの取得または出捐方式による外国人投資の申告をしようとする者は別紙第1号書式(英文書式を含む)の申告書2部に次の各号の書類を添付して大韓貿易投資振興公社の長または外国為替銀行の長(以下"受託機関長"という)に提出しなければならない。[改正2010.10.6]</p> <p>1. 「外国人投資促進法施行令」(以下"令"という)第39条第2項による技術評価機関が評価した産業財産権などの価格評価内容を証明する書類写本1部[法第2条第1項第8号エ.の出資目的物を出資(出</p>

<p>号による出資目的物の払込を終える前または第1項第2号による既存株式などの取得代金を精算する前でも第2条第1項第4号ア.に該当する外国人投資をした場合には外国人投資企業の登録ができる。</p> <p>③産業通商資源部長官は外国投資家または外国人投資企業が次の各号のいずれかに該当する場合にはその許可を取り消したり登録を抹消することができる。【改正2013.3.23第11690号(政府組織法)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第1項により登録された外国人投資企業が廃業したり継続して2年以上事業活動をしない場合</li> <li>2. 第1項により登録された外国人投資企業または第6条第3項により許可を得た外国投資家が第28条第5項による是正命令やその他必要な措置を取らない場合</li> <li>3. 第1項により登録された外国人投資企業に解散事由が発生した場合</li> <li>4. 外国投資家または外国人投資企業が大統領令で定めるところにより登録抹消を申請した場合</li> <li>5. 外国人投資企業登録証を他の者に譲渡したり貸与した場合</li> <li>6. 出資目的物の払込を仮装して外国人投資企業の登録をした場合</li> </ol> <p>【全文改正2009.1.30】【施行日2009.7.31】</p>	<p>項および第2項により外国人投資企業で登録した後、株式や持分(以下"株式など"という)の一部譲渡や減資(減資)等で本文の要件を充足しなくなる場合にもこれを外国人投資とみる。【改正2010.10.5】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国人が大韓民国法人(設立中の法人を含む。以下同じ)または大韓民国国民が営む企業が発行した議決権付株式総数や出資総額の100分の10以上を所有すること</li> <li>2. 外国人が大韓民国法人または大韓民国国民が営む企業の株式などを所有しつつその法人や企業と次のいずれかに該当する契約を締結すること       <ol style="list-style-type: none"> <li>ア. 役員(理事、代表理事、業務執行をする無限責任社員、監事やこれに準じる者として経営上重要意思決定に出席できる権限を有した者をいう。以下同じ)を派遣または選任できる契約</li> <li>イ. 1年以上の期間の間に原材料や製品を納品したり購入する契約</li> <li>ウ. 技術の提供・導入または共同研究開発契約</li> </ol> </li> </ol> <p>③第2項各号以外の部分本文において"投資金額"とは、株式などの取得(外国人投資企業が「商法」第458条による利益準備金を同法第461条により資本に繰り入れて外国投資家が株式を所有するものを含む)金額をいい、2人以上の外国人が共に投資する場合には1人当たり投資金額をいう。【新設2010.10.5】</p> <p>④法第2条第1項第4号イ.2)において"大統領令で定める資本出資関係がある企業"とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。【改正2010.10.5】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 海外親会社の発行株式総数や出資総額の100分の50以上を所有している企業</li> <li>2. 海外親会社が外国人投資企業の発行株式総数</li> </ol>	<p>捐する場合を含む。以下、この条および第17条で同じ)する場合にのみ提出する]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 支店・事務所または法人の清算などにより分配される残った財産であることを証明する書類写本1部(法第2条第1項第8号オ.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する)</li> <li>3. 借款やその他海外からの借入金の償還額であることを証明する書類写本1部(法第2条第1項第8号カ.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する)</li> <li>4. 令第2条第10項各号の株式に該当することを証明する書類1部(法第2条第1項第8号キ.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する)</li> <li>5. 出資しようとする不動産に対する「外国為替取引法」第18条による資本取引申告済証写本1部(法第2条第1項第8号ク.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する)</li> <li>6. 令第2条第2項第2号各項目のいずれかに該当する契約書写本1部(令第2条第2項第2号に該当する場合にのみ提出する)</li> <li>7. 法第2条第1項第4号ア.による株式など(以下"株式など"という)と不動産を処分した代金であることを証明する書類写本1部(令第2条第11項に該当する場合にのみ提出する)</li> <li>8. 出捐しようとする非営利法人が令第2条第6項各号の要件をすべて備えたことを証明する書類1部(法第2条第1項第4号ウ.に該当する外国人投資をしようとする場合にのみ提出する)</li> <li>9. 出捐しようとする非営利法人が令第2条第7項各号のいずれかに該当することを証明する書類1部(法第2条第1項第4号エ.に該当する外国人投資をしようとする場合にのみ提出する)</li> <li>10. 株式などを取得したり非営利法人に出捐しよ</li> </ol>
---	---	--

	<p>や出資総額の100分の50以上を所有している場合として次のいずれかに該当する企業</p> <p>ア. 海外親会社の発行株式総数や出資総額の100分の10以上を所有している企業</p> <p>イ. 海外親会社または第1号による企業が発行株式総数や出資総額の100分の50以上を所有している企業</p> <p>⑤法第2条第1項第4号イ.4)において”大統領令で定める資本出資関係がある企業”とは、外国人投資企業の発行株式総数や出資総額の100分の50以上を所有している外国投資家が発行株式総数や出資総額の100分の50以上を所有している企業をいう。[改正2010.10.5]</p> <p>⑥法第2条第1項第4号ウ.において”大統領令で定める基準”とは、非営利法人が次の各号の要件をすべて備えた場合をいう。[改正2010.10.5,2013.6.11]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 独立した研究施設を備えること</li> <li>2. 次のいずれかに該当すること</li> </ol> <p>ア. 科学技術分野学士学位所持者として3年以上研究経歴を有したり科学技術分野修士学位以上の学位を持つ研究専任人員の常時雇用規模が5人以上であること</p> <p>イ. 「租税特例制限法施行令」第116条の2第1項による高度な技術を伴う事業のための研究開発活動を行うこと</p> <p>⑦法第2条第1項第4号エ.において”大統領令で定める基準”とは、出資金額が5千万ウォン以上として出捐しようとする非営利法人が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。[改正2010.10.5]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学術、芸術、医療および教育振興などを目的に設立された非営利法人として該当分野の専門家養成および国際間交流拡大のための事業を持続的</li> </ol>	<p>うとする外国人の国籍を証明する書類1部(外国人が最初に外国人投資を行う場合にのみ提出する)</p> <p>②法第5条第1項後段および法第8条の2第1項後段により申告内容の変更申告をしようとする者は別紙第2号書式(英文書式を含む)の申告書2部に次の各号の書類を添付して受託機関長に提出しなければならない。[改正2010.10.6]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令第2条第2項第2号各項目のいずれかに該当する契約書写本1部(令第2条第2項第2号に該当する場合にのみ提出する)</li> <li>2. 令第2条第6項各号の要件をすべて備えたことを証明する書類1部(法第2条第1項第4号ウ.に該当する場合にのみ提出する)</li> <li>3. 令第2条第7項各号のいずれかに該当することを証明する書類1部(法第2条第1項第4号エ.に該当する場合にのみ提出する)</li> <li>4. 外国人の国籍を証明する書類1部(外国人の国籍が変更になった場合にのみ提出する)</li> </ol> <p>③令第6条第1項第5号において”産業通商資源部令で定める事項”とは、投資形態、投資目的(法第5条第1項による新株などの取得による外国人投資である場合のみ該当する)および外国人投資企業の住所をいう。[改正2013.3.23第1号(産業通商資源部とその所属機関職制施行規則)]</p> <p>[全文改正2009.7.31]</p> <p>第3条(既存株式などの取得による外国人投資の申告など)①法第6条第1項前段および第3項前段により既存株式などの取得による外国人投資の申告または許可申請をしようとする者は別紙第3号書式(英文書式を含む)の申告書または許可申込書2部に次の各号の書類を添付して受託機関長または産業通商資源部長官に提出しなければならない。</p>
--	--	---

	<p>に営む場合</p> <p>2. 民間または政府間国際協力事業を遂行する国際機構の地域本部である場合</p> <p>⑧法第2条第1項第7号において”大統領令で定める施設”とは、次の各号のいずれかに該当する施設をいう。[改正2010.10.5,2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「小・中等教育法」第60条の2による外国人学校</li> <li>2. 「医療法」第3条第2項による総合病院・病院・歯科病院・漢方病院・療養病院・医院・歯科医院・漢方医院および助産院</li> <li>3. 「薬事法」第2条第3号による薬局</li> <li>4. 「建築法施行令」別表1第1号および第2号による一戸建て住宅および共同住宅</li> <li>5. その他外国投資家に対する創業保育施設など産業通商資源部長官が法第27条による外国人投資委員会(以下”外国人投資委員会”という)の審議を経て定めて告示する施設</li> </ol> <p>⑨法第2条第1項第8号エ.において”大統領令で定める知識財産権”とは、「著作権法」による著作権のうち産業活動に利用される権利と「半導体集積回路の配置設計に関する法律」第2条第5号による配置設計権をいう。[改正2010.10.5]</p> <p>⑩法第2条第1項第8号キ.において”大統領令で定める株式”とは、次の各号に該当する株式をいう。[改正2010.10.5]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国の証券市場に上場された外国法人の株式</li> <li>2. 法や「外国為替取引法」により外国人が所有している株式</li> </ol> <p>⑪法第2条第1項第8号ケ.において”大統領令で定める内国支払手段”とは、法および「外国為替取引法」により外国人が所有している大韓民国法人</p>	<p>[改正2010.10.6,2013.3.23第1号(産業通商資源部とその所属機関職制施行規則)]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第2条第1項第2号・第3号・第6号および第7号の書類写本1部</li> <li>2. 譲受人が2人以上である場合には譲受人間の特殊関係者有無を確認できる書類写本1部</li> <li>3. 出資する株式が令第2条第10項各号に該当することを証明する書類と出資する株式および取得する株式間の交換金額、交換比率など交換条件が明示された株式譲受(譲渡)契約書写本各1部(法第2条第1項第8号キ.に該当する株式を出資して既存株式などを取得する場合にのみ提出する)</li> <li>4. 株式などを取得しようとする外国人の国籍を証明する書類(外国投資家が外国人投資企業の株式などを追加で取得しようとする場合は除く)1部</li> </ol> <p>②法第6条第1項後段および第3項後段による変更申告または変更許可申請をしようとする者は別紙第4号書式(英文書式を含む)の申告書または変更許可申込書2部に次の各号の書類を添付して受託機関長または産業通商資源部長官に提出しなければならない。[改正2013.3.23第1号(産業通商資源部とその所属機関職制施行規則)]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令第2条第2項第2号各項目のいずれかに該当する契約書写本1部(令第2条第2項第2号に該当する場合にのみ提出する)</li> <li>2. 譲受人が2人以上である場合には譲受人間の特殊関係者有無を確認できる書類写本1部(譲受人が変更される場合にのみ提出する)</li> <li>3. 株式などを取得しようとする外国人の国籍を証明する書類(外国人の国籍が変更になった場合にのみ提出する)1部</li> </ol> <p>[全文改正2009.7.31]</p>
--	---	--

	<p>または大韓民国国民が営む企業の株式などと不動産を処分した代金をいう。[改正2010.10.5] [全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>第27条(外国人投資企業の登録手続き)①外国投資家や外国人投資企業は法第21条により該当事由発生日から30日以内に産業通商資源部長官に外国人投資企業の登録をしなければならない。ただし、外国投資家や外国人投資企業が法第8条の2により非営利法人に出捐を終えた以後、その非営利法人が第2条第6項各号の要件を備えなかった場合にはその要件を備えた日から30日以内に登録をしなければならない。[改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)、2013.6.11]</p> <p>②第1項により登録された外国人投資企業は次の各号のいずれかに該当する時には該当事由発生日から30日以内に外国人投資企業の変更登録をしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法第7条により合併などによる株式などの取得を申告した時</li> <li>2. 法第23条第1項により申告をして株式などの譲渡や減少を完了した時</li> <li>3. 外国人投資企業の商号や名称が変更になった時</li> <li>4. 第6条第1項から第3項までの事項が変更になった時</li> </ol> <p>[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>第28条(登録抹消申請)①外国投資家や外国人投資企業は法第21条第3項第1号から第3号までまたはこの令第30条第2項に該当することになった時には法第21条第3項第4号により産業通商資源部長</p>	<p>第4条(株式などの取得申告)法第7条第1項により株式などを取得した者はその取得日から30日以内に別紙第5号書式(英文書式を含む)の申告書2部に次の各号の書類を添付して受託機関長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 株式または持分の取得を証明する書類写本1部</li> <li>2. 令第2条第2項第2号各項目のいずれかに該当する契約書写本1部(令第2条第2項第2号に該当する場合にのみ提出する)</li> <li>3. 株式などを取得した外国人の国籍を証明する書類1部(既存の外国投資家が該当外国人投資企業の株式などを追加で取得した場合は除く)</li> </ol> <p>[全文改正2009.7.31]</p> <p>第17条(外国人投資企業の登録申請)①法第21条第1項および第2項により外国人投資企業の登録をしようとする者は別紙第17号書式の申込書(電子文書となっている申込書を含む)に次の各号の書類(電子文書を含む)を添付して受託機関長に提出しなければならない。[改正2010.10.6,2012.10.5第271号(法令書式改善のための計量に関する法律施行規則など)]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 送金人が確認される外貨買入証明書または外貨預置証明書(個人事業者である場合、商号名義入金証明書)写本1部[現物出資(現物出捐の場合を含む。以下同じ)以外の場合のみをいい、外国投資家が直接送金したり携帯搬入しない場合には代理して送金・搬入した事実を証明する書類を添付しなければならない]</li> <li>2. 現物出資完了確認書写本1部(資本財を出資する場合にのみ提出する)</li> </ol>
--	---	--

	<p>官に登録抹消を申請することができる。〔改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)〕</p> <p>②法第21条第3項第1号による外国人投資企業の廃業日は「付加価値税法」第8条第6項により申告した廃業日とする。〔改正2013.6.28第24638号(付加価値税法施行令)〕 〔全文改正2009.7.30〕〔施行日2009.7.31〕〕</p> <p>第30条(株式などの譲渡など)①法第23条第1項により株式などの譲渡などを申告しようとする外国投資家は次の各号の日から30日以内に産業通商資源部長官にこれを申告しなければならない。 〔改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 株式などの譲渡の場合には譲渡契約の締結日</li> <li>2. 資本減少の場合には「商法」第439条による債権者に対する催告期間の終了日または「債務者回復および破産に関する法律」第51条による再生手続き開始の公告日</li> </ol> <p>②産業通商資源部長官は外国投資家が自分所有の株式などの全部を大韓民国国民や大韓民国法人に譲渡したり、該当外国人投資企業の資本減少で自分所有の株式などの全部がなくなることになった時には法第21条第1項による外国人投資企業の登録を抹消しなければならない。〔改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)〕</p> <p>③外国人が外国投資家から外国人投資企業の株式などを譲り受ける場合として該当外国投資家が第1項による申告をした時には法第7条第1項第3号による申告をしたとみる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>3. 「商法」第422条による検査人の調査報告書または鑑定人の鑑定結果写本1部(株式、債券および国内不動産を出資する場合にのみ提出する)</li> <li>4. 外国人投資企業で登録しようとする企業の次の各項目に該当する書類写本各1部       <ol style="list-style-type: none"> <li>ア. 法人登記事項証明書(法第6条第1項による既存株式などの取得の場合には株主名簿または株式の譲渡・譲受を証明する書類)</li> <li>イ. 事業者登録証または固有番号証写本</li> <li>ウ. 研究事業概要書、研究専任人員現況および研究施設明細書(法第2条第1項第4号ウ.に該当する場合にのみ提出する)</li> </ol> </li> </ol> <p>②法第21条第1項および令第27条第2項により外国人投資企業の変更登録をしようとする者は別紙第17号書式の申込書に次の各号の書類を添付して受託機関長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 変更になった内容を証明する書類1部</li> <li>2. 外国人投資企業登録証明書原本1部</li> </ol> <p>③受託機関長は第1項および第2項による登録申請または変更登録申請をした者が登録要件に適した時には別紙第18号書式の外国人投資企業登録証明書を出さなければならない。 〔全文改正2009.7.31〕</p> <p>第17条の2 (外国人投資企業の登録抹消申請)①令第28条第1項により外国人投資企業の登録抹消を申請しようとする者は別紙第18号の2書式(英文書式を含む)の申込書2部に次の各号の書類を添付して受託機関長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 登録抹消事由を証明する書類1部</li> <li>2. 外国人投資企業登録証明書原本1部</li> </ol> <p>②受託機関長は第1項による登録抹消の申請が適</p>
--	---	---



	<p>④産業通商資源部長官は第1項により外国投資家から株式などの譲渡または減少申告を受けた場合にはその申告内容を直ちに国税庁長、関税庁長および市・道知事に知らせなければならない。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】 【全文改正2009.7.30】[[施行日2009.7.31]]</p> <p>第40条(権限の委任・委託)①産業通商資源部長官は法第31条により次の各号の区分によりその権限を委任または委託する。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法第25条第1項から第3項までの規定による技術導入契約の申告に関する権限は主務部長官に委託する。</li> <li>2. 法第28条第2項による権限のうち法第22条第1項に対する違反有無の調査に関する権限は関税庁長に委任する。</li> <li>3. 法第28条第2項による権限のうち法第22条第3項および第4項に対する違反有無の調査に関する権限は国税庁長に委任する。</li> <li>4. 第2号および第3号以外の法第28条による権限のうち外国人・外国投資家・外国人投資企業および技術導入者の許可または申告内容の履行状況に対する調査および是正命令に関する事項はその所管により主務部長官・国税庁長または関税庁長に委任または委託する。</li> </ol> <p>②産業通商資源部長官は法第31条により次の各号の権限を大韓貿易投資振興公社の長(大韓貿易投資振興公社の長が指定する貿易館・支社および事務所の長を含む。以下同じ)および外国為替銀行の長(外国為替銀行の長が指定する支店の長を含む。以下同じ)に委託する。【改正2013.3.23第</p>	<p>合した場合には外国人投資企業の登録を抹消して、申請人に別紙第18号の2書式の外国人投資企業登録抹消証明書を出さなければならない。 【全文改正2009.7.31】</p> <p>第19条(営業以外の事業などの調査)①国税庁長は令第29条第3項により外国人投資企業が法第22条第3項および第4項を違反したかを調査する時、必要に応じて令第40条第1項第4号によりその外国人投資企業をして「法人税法」第60条または「所得税法」第70条による課税標準申告時に別紙第20号書式の報告書を提出させることができる。【改正2011.10.19第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定および運営に関する特別法施行規則など)】</p> <p>②関税庁長は令第29条第3項により外国人投資企業が法第22条第1項を違反したかを調査する時、必要に応じて令第40条第1項第4号により該当外国人投資企業をして別紙第21号書式の報告書を提出させることができる。</p> <p>③第2項による報告書を提出された関税庁長は「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を通じて該当資本財輸入申告済証を確認しなければならない。ただし、申請人が担当公務員の確認に同意しない場合にはその書類を添付するようにしなければならない。【改正2011.10.19第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定および運営に関する特別法施行規則など)】 【全文改正2009.7.31】</p>
--	---	--

	<p>24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>1. 法第5条から第8条までおよび第8条の2による外国人投資の申告・変更申告の受付および申告済証の交付</p> <p>2. 法第21条による外国人投資企業の登録および登録の抹消(法第21条第3項第2号による場合は除く)</p> <p>3. 法第22条第1項による資本財の譲渡などに関する申告受付</p> <p>4. 第30条による株式などの譲渡などに関する申告受付・登録抹消</p> <p>③主務部長官は第38条第2項による検討・確認に関する業務を外国為替銀行の長および大韓貿易投資振興公社の長に委託する。</p> <p>④市・道知事は法第31条により法第18条第5項による外国人投資地域の管理業務を「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第45条の3による韓国産業団地公団に委託することができる。この場合、市・道知事は委託事務の処理に必要な細部事項を定めることができる。[改正2010.10.5]</p> <p>⑤第1項および第2項により委任または委託を受けた者は産業通商資源部長官に、第3項により委託を受けた者は主務部長官に、第4項により委任を受けた者は市・道知事に委任または委託された事務の処理内容を通知または報告しなければならない。[改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>⑥産業通商資源部長官は第1項から第3項までの規定による委任または委託事務の処理に必要な細部事項を定めることができる。[改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p>	
--	--	--

<p>第22条(資本財の処分制限など)①外国投資家または外国人投資企業が第9条により関税などの免除を受けて導入した資本財を譲渡または貸与したり申告された目的以外の用途で使おうとする時には大統領令で定める場合以外には、あらかじめ産業通商資源部長官に申告しなければならない。【改正2013.3.23第11690号(政府組織法)】</p> <p>②産業通商資源部長官は第1項による申告を受ければ直ちに申告人に申告証明書を発行しなければならない。【改正2013.3.23第11690号(政府組織法)】</p> <p>③登録された外国人投資企業は大統領令で定める基準に該当する場合以外には、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。</p> <p>1. 第4条第3項により外国人投資が制限される業種をその許容基準を超過して運営する行為</p> <p>2. 第4条第3項により外国人投資が制限される業種を運営する他の国内企業の株式などをその許容基準を超過して取得する行為</p> <p>④外国投資家または外国人投資企業はその投資資金を申告した目的または許可を得た目的以外の用途で使ってはならない。</p> <p>【全文改正2009.1.30】【施行日2009.7.31】</p>	<p>【全文改正2009.7.30】【施行日2009.7.31】</p> <p>第29条(資本財の処分制限など)①法第22条第1項において”大統領令で定める場合”とは、「租税特例制限法」第121条の3第1項による関税などの減免を受けて導入した資本財として「関税法」による輸入申告修理日から5年が経過した後、これを処分したり使う場合をいう。</p> <p>②法第22条第3項において”大統領令で定める基準に該当する場合”とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>1. 法第22条第3項第1号の場合には外国人投資比率が100分の10未満の場合</p> <p>2. 法第22条第3項第2号の場合には次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア. 外国人投資比率が100分の50未満で、外国投資家(第7条第1項による特殊関係者を含む)が筆頭株主でない企業が国内企業の株式などを取得する場合</p> <p>イ. 金融業や保険業などを営む外国人投資企業として他の企業の株式などを取得することが事業内容の全部や一部である外国人投資企業(「資本市場と金融投資業に関する法律」第9条第18項第7号による私募投資専門会社は除く)が他の法令により他の企業の株式などを取得する場合</p> <p>ウ. 国内企業の発行株式総数や出資総額の100分の10以内で取得する場合</p> <p>③国税庁長および関税庁長はその所管業務に係る事項に関して外国人投資企業が法第22条第1項・第3項および第4項を違反したかを調査してこれを産業通商資源部長官に報告しなければならない。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>【全文改正2009.7.30】【施行日2009.7.31】</p>	<p>第18条(資本財処分の申告)法第22条第1項により資本財処分の申告をしようとする者は別紙第19号書式の申告書2部を受託機関長に提出しなければならない。</p> <p>【全文改正2009.7.31】</p> <p>第19条(営業以外の事業などの調査)①国税庁長は令第29条第3項により外国人投資企業が法第22条第3項および第4項を違反したかを調査する時、必要に応じて令第40条第1項第4号によりその外国人投資企業をして「法人税法」第60条または「所得税法」第70条による課税標準申告時に別紙第20号書式の報告書を提出させることができる。【改正2011.10.19第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定および運営に関する特別法施行規則など)】</p> <p>②関税庁長は令第29条第3項により外国人投資企業が法第22条第1項を違反したかを調査する時、必要に応じて令第40条第1項第4号により該当外国人投資企業をして別紙第21号書式の報告書を提出させることができる。</p> <p>③第2項による報告書を提出された関税庁長は「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を通じて該当資本財輸入申告済証を確認しなければならない。ただし、申請人が担当公務員の確認に同意しない場合にはその書類を添付するようにしなければならない。【改正2011.10.19第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定および運営に関する特別法施行規則など)】</p> <p>【全文改正2009.7.31】</p>
---	---	---

	<p>第40条(権限の委任・委託)①産業通商資源部長官は法第31条により次の各号の区分によりその権限を委任または委託する。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法第25条第1項から第3項までの規定による技術導入契約の申告に関する権限は主務部長官に委託する。</li> <li>2. 法第28条第2項による権限のうち法第22条第1項に対する違反有無の調査に関する権限は関税庁長に委任する。</li> <li>3. 法第28条第2項による権限のうち法第22条第3項および第4項に対する違反有無の調査に関する権限は国税庁長に委任する。</li> <li>4. 第2号および第3号以外の法第28条による権限のうち外国人・外国投資家・外国人投資企業および技術導入者の許可または申告内容の履行状況に対する調査および是正命令に関する事項はその所管により主務部長官・国税庁長または関税庁長に委任または委託する。</li> </ol> <p>②産業通商資源部長官は法第31条により次の各号の権限を大韓貿易投資振興公社の長(大韓貿易投資振興公社の長が指定する貿易館・支社および事務所の長を含む。以下同じ)および外国為替銀行の長(外国為替銀行の長が指定する支店の長を含む。以下同じ)に委託する。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法第5条から第8条までおよび第8条の2による外国人投資の申告・変更申告の受付および申告済証の交付</li> <li>2. 法第21条による外国人投資企業の登録および登録の抹消(法第21条第3項第2号による場合は除く)</li> </ol>	<p>第19条(営業以外の事業などの調査)①国税庁長は令第29条第3項により外国人投資企業が法第22条第3項および第4項を違反したかを調査する時、必要に応じて令第40条第1項第4号によりその外国人投資企業をして「法人税法」第60条または「所得税法」第70条による課税標準申告時に別紙第20号書式の報告書を提出させることができる。【改正2011.10.19第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定および運営に関する特別法施行規則など)】</p> <p>②関税庁長は令第29条第3項により外国人投資企業が法第22条第1項を違反したかを調査する時、必要に応じて令第40条第1項第4号により該当外国人投資企業をして別紙第21号書式の報告書を提出させることができる。</p> <p>③第2項による報告書を提出された関税庁長は「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を通じて該当資本財輸入申告済証を確認しなければならない。ただし、申請人が担当公務員の確認に同意しない場合にはその書類を添付するようしなければならない。【改正2011.10.19第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定および運営に関する特別法施行規則など)】</p> <p>【全文改正2009.7.31】</p>
--	--	--

	<p>3. 法第22条第1項による資本財の譲渡などに関する申告受付</p> <p>4. 第30条による株式などの譲渡などに関する申告受付・登録抹消</p> <p>③主務部長官は第38条第2項による検討・確認に関する業務を外国為替銀行の長および大韓貿易投資振興公社の長に委託する。</p> <p>④市・道知事は法第31条により法第18条第5項による外国人投資地域の管理業務を「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第45条の3による韓国産業団地公団に委託することができる。この場合、市・道知事は委託事務の処理に必要な細部事項を定めることができる。[改正2010.10.5]</p> <p>⑤第1項および第2項により委任または委託を受けた者は産業通商資源部長官に、第3項により委託を受けた者は主務部長官に、第4項により委任を受けた者は市・道知事に委任または委託された事務の処理内容を通知または報告しなければならない。[改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>⑥産業通商資源部長官は第1項から第3項までの規定による委任または委託事務の処理に必要な細部事項を定めることができる。[改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p>	
<p>第23条(株式などの譲渡など)①外国投資家が第5条から第7条までの規定により取得した株式などを他人に譲渡しようとしたり、資本減少によって自分が所有した株式などを減少させようとする時には大統領令で定めるところにより産業通商資源部長官に申告しなければならない。[改正2013.</p>	<p>第27条(外国人投資企業の登録手続き)①外国投資家や外国人投資企業は法第21条により該当事由発生日から30日以内に産業通商資源部長官に外国人投資企業の登録をしなければならない。ただし、外国投資家や外国人投資企業が法第8条の2により非営利法人に出捐を終えた以後、その非</p>	<p>第17条(外国人投資企業の登録申請)①法第21条第1項および第2項により外国人投資企業の登録をしようとする者は別紙第17号書式の申込書(電子文書となっている申込書を含む)に次の各号の書類(電子文書を含む)を添付して受託機関長に提出しなければならない。[改正2010.10.6,2012.10.5]</p>

<p>3.23第11690号(政府組織法)]</p> <p>②外国投資家は第21条第3項各号により許可が取り消しになったり登録が抹消された場合には自分が所有した株式などを許可が取り消しになった日や登録が抹消された日から6ヶ月以内に大韓民国国民または大韓民国法人に譲渡しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には産業通商資源部長官の承認を得て6ヶ月の範囲で譲渡期間を延長することができる。 [改正2013.3.23第11690号(政府組織法)]</p> <p>③第21条第1項により登録をしない外国投資家が第28条第5項による是正命令を受けても履行しない場合には自分が所有している株式などをその是正命令履行期間が終わった日から6ヶ月以内に大韓民国国民または大韓民国法人に譲渡しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には産業通商資源部長官の承認を得て6ヶ月の範囲で譲渡期間を延長することができる。 [改正2013.3.23第11690号(政府組織法)]</p> <p>[全文改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p>	<p>営利法人が第2条第6項各号の要件を備えなかった場合にはその要件を備えた日から30日以内に登録をしなければならない。 [改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)、2013.6.11]</p> <p>②第1項により登録された外国人投資企業は次の各号のいずれかに該当する時には該当事由発生日から30日以内に外国人投資企業の変更登録をしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法第7条により合併などによる株式などの取得を申告した時</li> <li>2. 法第23条第1項により申告をして株式などの譲渡や減少を完了した時</li> <li>3. 外国人投資企業の商号や名称が変更になった時</li> <li>4. 第6条第1項から第3項までの事項が変更になった時</li> </ol> <p>[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>第30条(株式などの譲渡など)①法第23条第1項により株式などの譲渡などを申告しようとする外国投資家は次の各号の日から30日以内に産業通商資源部長官にこれを申告しなければならない。 [改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 株式などの譲渡の場合には譲渡契約の締結日</li> <li>2. 資本減少の場合には「商法」第439条による債権者に対する催告期間の終了日または「債務者回復および破産に関する法律」第51条による再生手続き開始の公告日</li> </ol> <p>②産業通商資源部長官は外国投資家が自分所有の株式などの全部を大韓民国国民や大韓民国法人に譲渡したり、該当外国人投資企業の資本減少で自</p>	<p>第271号(法令書式改善のための計量に関する法律施行規則など)]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 送金人が確認される外貨買入証明書または外貨預置証明書(個人事業者である場合、商号名義入金証明書)写本1部[現物出資(現物出捐の場合を含む。以下同じ)以外の場合のみをいい、外国投資家が直接送金したり携帯搬入しない場合には代理して送金・搬入した事実を証明する書類を添付しなければならない]</li> <li>2. 現物出資完了確認書写本1部(資本財を出資する場合にのみ提出する)</li> <li>3. 「商法」第422条による検査人の調査報告書または鑑定人の鑑定結果写本1部(株式、債券および国内不動産を出資する場合にのみ提出する)</li> <li>4. 外国人投資企業で登録しようとする企業の次の各項目に該当する書類写本各1部       <ol style="list-style-type: none"> <li>ア. 法人登記事項証明書(法第6条第1項による既存株式などの取得の場合には株主名簿または株式の譲渡・譲受を証明する書類)</li> <li>イ. 事業者登録証または固有番号証写本</li> <li>ウ. 研究事業概要書、研究専任人員現況および研究施設明細書(法第2条第1項第4号ウ.に該当する場合にのみ提出する)</li> </ol> </li> </ol> <p>②法第21条第1項および令第27条第2項により外国人投資企業の変更登録をしようとする者は別紙第17号書式の申込書に次の各号の書類を添付して受託機関長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 変更になった内容を証明する書類1部</li> <li>2. 外国人投資企業登録証明書原本1部</li> </ol> <p>③受託機関長は第1項および第2項による登録申請または変更登録申請をした者が登録要件に適した時には別紙第18号書式の外国人投資企業登録証明書を出さなければならない。</p>
---	---	---

	<p>分所有の株式などの全部がなくなることになった時には法第21条第1項による外国人投資企業の登録を抹消しなければならない。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>③外国人が外国投資家から外国人投資企業の株式などを譲り受ける場合として該当外国投資家が第1項による申告をした時には法第7条第1項第3号による申告をしたとみる。</p> <p>④産業通商資源部長官は第1項により外国投資家から株式などの譲渡または減少申告を受けた場合にはその申告内容を直ちに国税庁長、関税庁長および市・道知事に知らせなければならない。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p>	<p>[全文改正2009.7.31]</p> <p>第20条(株式などの譲渡などの申告)法第23条第1項により株式などの譲渡または減少申告をしようとする者は別紙第22号書式(英文書式を含む)の申告書2部に次の各号の書類を添付して受託機関長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 譲渡または減少を証明する書類写本1部</li> <li>2. 譲受人の国籍を証明する書類1部(譲受人が外国人である場合として法第2条第1項第5号による該当企業の外国投資家である場合は除く)</li> </ol> <p>[全文改正2009.7.31]</p>
<p>第24条(外国人投資に関する統計資料の収集・作成)①産業通商資源部長官は市・道知事、大韓貿易投資振興公社の長および外国人投資企業に外国人投資家経済成長、国際収支、雇用など国民経済に及ぼす影響を分析するために必要な資料・統計などの提供を要求することができる。【改正2013.3.23第11690号(政府組織法)】</p> <p>②第1項により資料・統計などの提供を要求されていた市・道知事、大韓貿易投資振興公社の長および外国人投資企業は特別な事由がなければ要求に従わなければならない。</p> <p>③第1項および第2項により外国人投資に関する資料・統計などを収集・作成する公務員は当該企業の営業秘密に係る情報を漏洩してはならない。</p> <p>[全文改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p>		<p>第21条(外国人投資に関する営業秘密関連情報の対外公開禁止)法第24条第3項により外国人投資に関する資料・統計などを収集・作成する公務員は外国人投資企業の営業秘密に係る重要な事項として産業通商資源部長官が定める資料を対外に公開してはならない。【改正2013.3.23第1号(産業通商資源部とその所属機関職制施行規則)】</p> <p>[全文改正2009.7.31]</p>
<b>第6章技術導入契約</b>		
第25条(技術導入契約の申告)①大韓民国国民また	第31条(申告対象技術導入契約の範囲)①法第25条	第19条(営業以外の事業などの調査)①国税庁長は

<p>は大韓民国法人が外国人と大統領令で定める技術導入契約を締結した時には産業通商資源部令で定めるところにより産業通商資源部長官に申告しなければならない。申告した技術導入契約内容を変更した時にも同様である。【改正2013.3.23第1690号(政府組織法)】</p> <p>②産業通商資源部長官は第1項による申告を受ければ大統領令で定める期間に申告人に申告証明書を発行しなければならない。【改正2013.3.23第1690号(政府組織法)】</p> <p>③第1項により申告すべき技術導入契約は申告日から6ヶ月以内に効力を発生しなければならず、申告した技術導入契約がこの期間に効力を発生しない場合にはその申告の効力がないこととみる。ただし、効力発生期間に関してあらかじめ産業通商資源部長官の承認を受けた場合にはその限りでない。【改正2013.3.23第1690号(政府組織法)】</p> <p>④技術導入が第4条第2項各号のいずれかに該当する場合には技術導入ができない。 【全文改正2009.1.30】[[施行日2009.7.31]]</p>	<p>第1項により申告すべき技術導入契約の範囲はその技術導入対価の支払期間も契約期間が1年以上として次の各号のいずれかに該当する契約とする。</p> <p>1. 「租税特例制限法」第121条の6第1項による国内産業の国際競争力強化に肝要な高度技術に該当して企画財政部長官に租税免除を申請する契約</p> <p>2. 「航空宇宙産業開発促進法」第2条第2号および第3号による航空機および宇宙飛行体(地上支援設備を含む)とその部分品に関する技術を導入する契約</p> <p>3. 「防衛事業法」第35条第2項第1号・第2号・第4号・第6号・第7号および第10号による防衛産業物資に関する技術を導入する契約</p> <p>②すでに発効中である契約の期間を延長する場合、第1項各号以外の部分本文の期間を計算する時、最初契約と延長契約の期間を合わせて算定する。 【全文改正2009.7.30】[[施行日2009.7.31]]</p> <p>第32条(技術導入契約の申告手続き)法第25条第2項において”大統領令で定める期間”とは、即時をいう。ただし、技術導入契約申告とともに「租税特例制限法」第121条の6により租税免除申請をする場合には7日をいう。 【全文改正2009.7.30】[[施行日2009.7.31]]</p> <p>第36条(外国人投資現況資料の報告など)①韓国銀行総裁は毎月外国人投資資金の輸出入現況と法第25条による技術導入契約による技術導入対が支払現況を総合して翌月10日まで産業通商資源部長官に報告しなければならない。【改正2013.3.23】</p>	<p>令第29条第3項により外国人投資企業が法第22条第3項および第4項を違反したかを調査する時、必要に応じて令第40条第1項第4号によりその外国人投資企業をして「法人税法」第60条または「所得税法」第70条による課税標準申告時に別紙第20号書式の報告書を提出させることができる。【改正2011.10.19第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定および運営に関する特別法施行規則など)】</p> <p>②関税庁長は令第29条第3項により外国人投資企業が法第22条第1項を違反したかを調査する時、必要に応じて令第40条第1項第4号により該当外国人投資企業をして別紙第21号書式の報告書を提出させることができる。</p> <p>③第2項による報告書を提出された関税庁長は「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を通じて該当資本財輸入申告済証を確認しなければならない。ただし、申請人が担当公務員の確認に同意しない場合にはその書類を添付するようにしなければならない。【改正2011.10.19第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定および運営に関する特別法施行規則など)】 【全文改正2009.7.31】</p> <p>第22条(技術導入契約の申告など)①法第25条第1項による技術導入契約の申告または変更申告をしようとする者は別紙第23号書式の申告書2部に技術導入契約書を添付して該当技術を導入する事業の主務部長官に提出しなければならない。この場合、変更申告は技術導入契約期間が満了する前に行わなければならない。</p>
---	--	---



	<p>3第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>②産業通商資源部長官は外国人投資および外国人投資企業現況に関する資料を定期的に作成して外国人投資誘致関連機関に送付しなければならない。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>第40条(権限の委任・委託)①産業通商資源部長官は法第31条により次の各号の区分によりその権限を委任または委託する。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法第25条第1項から第3項までの規定による技術導入契約の申告に関する権限は主務部長官に委託する。</li> <li>2. 法第28条第2項による権限のうち法第22条第1項に対する違反有無の調査に関する権限は関税庁長に委任する。</li> <li>3. 法第28条第2項による権限のうち法第22条第3項および第4項に対する違反有無の調査に関する権限は国税庁長に委任する。</li> <li>4. 第2号および第3号以外の法第28条による権限のうち外国人・外国投資家・外国人投資企業および技術導入者の許可または申告内容の履行状況に対する調査および是正命令に関する事項はその所管により主務部長官・国税庁長または関税庁長に委任または委託する。</li> </ol> <p>②産業通商資源部長官は法第31条により次の各号の権限を大韓貿易投資振興公社の長(大韓貿易投資振興公社の長が指定する貿易館・支社および事務所の長を含む。以下同じ)および外国為替銀行の長(外国為替銀行の長が指定する支店の長を</p>	<p>②法第25条第3項により申告人から技術導入契約の効力発生期間に対する延長承認申請を受けた主務部長官は3日以内にその承認の有無を決めて結果を申請人に通知しなければならない。</p> <p>[全文改正2009.7.31]</p>
--	---	---

	<p>含む。以下同じ)に委託する。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>1. 法第5条から第8条までおよび第8条の2による外国人投資の申告・変更申告の受付および申告済証の交付</p> <p>2. 法第21条による外国人投資企業の登録および登録の抹消(法第21条第3項第2号による場合は除く)3. 法第22条第1項による資本財の譲渡などに関する申告受付</p> <p>4. 第30条による株式などの譲渡などに関する申告受付・登録抹消</p> <p>③主務部長官は第38条第2項による検討・確認に関する業務を外国為替銀行の長および大韓貿易投資振興公社の長に委託する。</p> <p>④市・道知事は法第31条により法第18条第5項による外国人投資地域の管理業務を「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第45条の3による韓国産業団地公団に委託することができる。この場合、市・道知事は委託事務の処理に必要な細部事項を定めることができる。【改正2010.10.5】</p> <p>⑤第1項および第2項により委任または委託を受けた者は産業通商資源部長官に、第3項により委託を受けた者は主務部長官に、第4項により委任を受けた者は市・道知事に委任または委託された事務の処理内容を通知または報告しなければならない。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>⑥産業通商資源部長官は第1項から第3項までの規定による委任または委託事務の処理に必要な細部事項を定めることができる。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p>	
--	---	--

	[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]	
第26条(技術導入契約に対する租税減免)技術導入契約に対しては「租税特例制限法」で定めるところにより法人税または所得税などの租税を減免することができる。 [全文改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]		
<b>第7章補則</b>		
第27条(外国人投資委員会)①次の各号の事項を審議するために産業通商資源部に外国人投資委員会を置く。[改正2012.12.11,2013.3.23第11690号(政府組織法)、2014.1.10][[施行日2014.3.11]] 1. 外国人投資に関する基本政策と制度に関する重要事項 2. 外国人投資環境の改善に関する所管部署別対策の総合および調停に関する事項 3. 外国人投資企業に対する租税減免の基準に関する事項 4. 外国人投資と関連して中央行政機関と特別市・広域市・特別自治市・道または特別自治道との協力および意見調停に関する事項 5. 促進施策に関する事項 6. 第2条第1項第4号エ.の非営利法人に対する出捐に関する事項 7. 第14条の地方自治体に対する支援に関する事項 8. 第14条の2の現金支援に関する事項 9. 第14条の3第2項の外国人投資誘致に対する報奨金支払に関する事項 10. 第18条および第19条の外国人投資地域の指定および支援に関する事項 11. 第30条第7項の承認に関する事項 12. その他外国人投資誘致に関する重要事項 ②外国人投資委員会は産業通商資源部長官が委員	第2条(外国人投資などの定義)①「外国人投資促進法」(以下"法"という)第2条第1項第1号において"大統領令で定める国際経済協力機構"とは、次の各号のものをいう。 1. 外国政府の対外経済協力業務を代行する機関 2. 国際復興開発銀行・国際金融公社・アジア開発銀行など開発金融に関する業務を取り扱う国際機構 3. 対外投資業務を取り扱ったり代行する国際機構 ②法第2条第1項第4号ア.による外国人投資は投資金額が1億ウォン以上として次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、法第21条第1項および第2項により外国人投資企業で登録した後、株式や持分(以下"株式など"という)の一部譲渡や減資(減資)等で本文の要件を充足しなくなる場合もこれを外国人投資とみる。[改正2010.10.5] 1. 外国人が大韓民国法人(設立中の法人を含む。以下同じ)または大韓民国国民が営む企業が発行した議決権付株式総数や出資総額の100分の10以上を所有すること 2. 外国人が大韓民国法人または大韓民国国民が営む企業の株式などを所有しつつその法人や企業と次のいずれかに該当する契約を締結すること ア. 役員(理事、代表理事、業務執行をする無限	第2条(新株などの取得または出捐方式による外国人投資の申告など)①「外国人投資促進法」(以下"法"という)第5条第1項前段および法第8条の2第1項前段による新株などの取得または出捐方式による外国人投資の申告をしようとする者は別紙第1号書式(英文書式を含む)の申告書2部に次の各号の書類を添付して大韓貿易投資振興公社の長または外国為替銀行の長(以下"受託機関長"という)に提出しなければならない。[改正2010.10.6] 1. 「外国人投資促進法施行令」(以下"令"という)第39条第2項による技術評価機関が評価した産業財産権などの価格評価内容を証明する書類写本1部[法第2条第1項第8号エ.の出資目的物を出資(出捐する場合を含む。以下、この条および第17条で同じ)する場合にのみ提出する] 2. 支店・事務所または法人の清算などにより分配される残った財産であることを証明する書類写本1部(法第2条第1項第8号オ.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する) 3. 借入金やその他海外からの借入金の償還額であることを証明する書類写本1部(法第2条第1項第8号カ.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する) 4. 令第2条第10項各号の株式に該当することを証明する書類1部(法第2条第1項第8号キ.の出資目的

<p>長になり、次の各号の委員で構成する。[改正2010.4.5,2010.6.4第10339号(政府組織法)、2012.12.11,2013.3.23第11690号(政府組織法)][[施行日2013.6.12]]</p> <p>1. 企画財政部次官、未来創造科学部次官、教育部次官、外交部次官、安全行政部次官、文化体育観光部次官、農林畜産食品部次官、環境部次官、雇用労働部次官、国土交通部次官、海洋水産部次官、金融委員会副委員長</p> <p>2. 外国人投資委員会の会議に付する案件に係る中央行政機関の次官・副委員長または次長、ソウル特別市副市長、市・道知事(ソウル特別市長は除く)または大韓貿易投資振興公社の長</p> <p>③外国人投資委員会で審議する案件を検討・調停して大統領令で定めるところにより外国人投資委員会が委任した案件を審議するために外国人投資実務委員会(以下"実務委員会"という)を置く。</p> <p>④産業通商資源部長官は第1項第2号による外国人投資環境の改善に関する推進現況を外国人投資委員会に報告しなければならない。[改正2013.3.23第11690号(政府組織法)]</p> <p>⑤第1項から第3項まで規定した事項のほか、外国人投資委員会と実務委員会の構成および運営に必要な事項は大統領令で定める。 [全文改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p>	<p>責任社員、監事やこれに準じる者として経営上重要意思決定に出席できる権限を有した者をいう。以下同じ)を派遣または選任できる契約</p> <p>イ. 1年以上の期間の間に原材料や製品を納品したり購入する契約</p> <p>ウ. 技術の提供・導入または共同研究開発契約</p> <p>③第2項各号以外の部分本文において"投資金額"とは、株式などの取得(外国人投資企業が「商法」第458条による利益準備金を同法第461条により資本に繰り入れて外国投資家が株式を所有するものを含む)金額をいい、2人以上の外国人が共に投資する場合には1人当り投資金額をいう。[新設2010.10.5]</p> <p>④法第2条第1項第4号イ.2)において"大統領令で定める資本出資関係がある企業"とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。[改正2010.10.5]</p> <p>1. 海外親会社の発行株式総数や出資総額の100分の50以上を所有している企業</p> <p>2. 海外親会社が外国人投資企業の発行株式総数や出資総額の100分の50以上を所有している場合として次のいずれかに該当する企業</p> <p>ア. 海外親会社の発行株式総数や出資総額の100分の10以上を所有している企業</p> <p>イ. 海外親会社または第1号による企業が発行株式総数や出資総額の100分の50以上を所有している企業</p> <p>⑤法第2条第1項第4号イ.4)において"大統領令で定める資本出資関係がある企業"とは、外国人投資企業の発行株式総数や出資総額の100分の50以上を所有している外国投資家が発行株式総数や出資総額の100分の50以上を所有している企業をいう。[改正2010.10.5]</p>	<p>物を出資する場合にのみ提出する)</p> <p>5. 出資しようとする不動産に対する「外国為替取引法」第18条による資本取引申告済証写本1部(法第2条第1項第8号ク.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する)</p> <p>6. 令第2条第2項第2号各項目のいずれかに該当する契約書写本1部(令第2条第2項第2号に該当する場合にのみ提出する)</p> <p>7. 法第2条第1項第4号ア.による株式など(以下"株式など"という)と不動産を処分した代金であることを証明する書類写本1部(令第2条第11項に該当する場合にのみ提出する)</p> <p>8. 出捐しようとする非営利法人が令第2条第6項各号の要件をすべて備えたことを証明する書類1部(法第2条第1項第4号ウ.に該当する外国人投資をしようとする場合にのみ提出する)</p> <p>9. 出捐しようとする非営利法人が令第2条第7項各号のいずれかに該当することを証明する書類1部(法第2条第1項第4号エ.に該当する外国人投資をしようとする場合にのみ提出する)</p> <p>10. 株式などを取得したり非営利法人に出捐しようとする外国人の国籍を証明する書類1部(外国人が最初に外国人投資を行う場合にのみ提出する)</p> <p>②法第5条第1項後段および法第8条の2第1項後段により申告内容の変更申告をしようとする者は別紙第2号書式(英文書式を含む)の申告書2部に次の各号の書類を添付して受託機関長に提出しなければならない。[改正2010.10.6]</p> <p>1. 令第2条第2項第2号各項目のいずれかに該当する契約書写本1部(令第2条第2項第2号に該当する場合にのみ提出する)</p> <p>2. 令第2条第6項各号の要件をすべて備えたことを証明する書類1部(法第2条第1項第4号ウ.に該当</p>
---	--	--

	<p>⑥法第2条第1項第4号ウ.において”大統領令で定める基準”とは、非営利法人が次の各号の要件をすべて備えた場合をいう。[改正2010.10.5,2013.6.11]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 独立した研究施設を備えること</li> <li>2. 次のいずれかに該当すること       <ol style="list-style-type: none"> <li>ア. 科学技術分野学士学位所持者として3年以上研究経歴を有したり科学技術分野修士学位以上の学位を持つ研究専任人員の常時雇用規模が5人以上であること</li> <li>イ. 「租税特例制限法施行令」第116条の2第1項による高度な技術を伴う事業のための研究開発活動を行うこと</li> </ol> </li> </ol> <p>⑦法第2条第1項第4号エ.において”大統領令で定める基準”とは、出資金額が5千万ウォン以上として出捐しようとする非営利法人が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。[改正2010.10.5]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学術、芸術、医療および教育振興などを目的に設立された非営利法人として該当分野の専門家養成および国際間交流拡大のための事業を持続的に営む場合</li> <li>2. 民間または政府間国際協力事業を遂行する国際機構の地域本部である場合</li> </ol> <p>⑧法第2条第1項第7号において”大統領令で定める施設”とは、次の各号のいずれかに該当する施設をいう。[改正2010.10.5,2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「小・中等教育法」第60条の2による外国人学校</li> <li>2. 「医療法」第3条第2項による総合病院・病院・歯科病院・漢方病院・療養病院・医院・歯科医院・漢方医院および助産院</li> <li>3. 「薬事法」第2条第3号による薬局</li> </ol>	<p>する場合にのみ提出する)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 令第2条第7項各号のいずれかに該当することを証明する書類1部(法第2条第1項第4号エ.に該当する場合にのみ提出する)</li> <li>4. 外国人の国籍を証明する書類1部(外国人の国籍が変更になった場合にのみ提出する)</li> </ol> <p>③令第6条第1項第5号において”産業通商資源部令で定める事項”とは、投資形態、投資目的(法第5条第1項による新株などの取得による外国人投資である場合のみ該当する)および外国人投資企業の住所をいう。[改正2013.3.23第1号(産業通商資源部とその所属機関職制施行規則)] [全文改正2009.7.31]</p> <p>第3条(既存株式などの取得による外国人投資の申告など)①法第6条第1項前段および第3項前段により既存株式などの取得による外国人投資の申告または許可申請をしようとする者は別紙第3号書式(英文書式を含む)の申告書または許可申込書2部に次の各号の書類を添付して受託機関長または産業通商資源部長官に提出しなければならない。 [改正2010.10.6,2013.3.23第1号(産業通商資源部とその所属機関職制施行規則)]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第2条第1項第2号・第3号・第6号および第7号の書類写本1部</li> <li>2. 譲受人が2人以上である場合には譲受人間の特殊関係者有無を確認できる書類写本1部</li> <li>3. 出資する株式が令第2条第10項各号に該当することを証明する書類と出資する株式および取得する株式間の交換金額、交換比率など交換条件が明示された株式譲受(譲渡)契約書写本各1部(法第2条第1項第8号キ.に該当する株式を出資して既存株式などを取得する場合にのみ提出する)</li> </ol>
--	--	--

	<p>4. 「建築法施行令」別表1第1号および第2号による一戸建て住宅および共同住宅</p> <p>5. その他外国投資家に対する創業保育施設など産業通商資源部長官が法第27条による外国人投資委員会(以下"外国人投資委員会"という)の審議を経て定めて告示する施設</p> <p>⑨法第2条第1項第8号エ.において"大統領令で定める知識財産権"とは、「著作権法」による著作権のうち産業活動に利用される権利と「半導体集積回路の配置設計に関する法律」第2条第5号による配置設計権をいう。[改正2010.10.5]</p> <p>⑩法第2条第1項第8号キ.において"大統領令で定める株式"とは、次の各号に該当する株式をいう。[改正2010.10.5]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国の証券市場に上場された外国法人の株式</li> <li>2. 法や「外国為替取引法」により外国人が所有している株式</li> </ol> <p>⑪法第2条第1項第8号ケ.において"大統領令で定める内国支払手段"とは、法および「外国為替取引法」により外国人が所有している大韓民国法人または大韓民国国民が営む企業の株式などと不動産を処分した代金をいう。[改正2010.10.5]</p> <p>[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>第35条(外国人投資実務委員会の構成および運営など)①外国人投資委員会が法第27条第3項により外国人投資実務委員会(以下"実務委員会"という)に委任する事項は次の各号の通りである。[改正2010.10.5]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法第2条第1項第4号エ.による外国人投資の認定に関する事項</li> <li>2. 法第18条第10項による外国人投資地域の変更指定および法第18条の2第1項による外国人投資</li> </ol>	<p>4. 株式などを取得しようとする外国人の国籍を証明する書類(外国投資家が外国人投資企業の株式などを追加で取得しようとする場合は除く)1部</p> <p>②法第6条第1項後段および第3項後段による変更申告または変更許可申請をしようとする者は別紙第4号書式(英文書式を含む)の申告書または変更許可申込書2部に次の各号の書類を添付して受託機関長または産業通商資源部長官に提出しなければならない。[改正2013.3.23第1号(産業通商資源部とその所属機関職制施行規則)]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令第2条第2項第2号各項目のいずれかに該当する契約書写本1部(令第2条第2項第2号に該当する場合にのみ提出する)</li> <li>2. 譲受人が2人以上である場合には譲受人間の特殊関係者有無を確認できる書類写本1部(譲受人が変更される場合にのみ提出する)</li> <li>3. 株式などを取得しようとする外国人の国籍を証明する書類(外国人の国籍が変更になった場合にのみ提出する)1部</li> </ol> <p>[全文改正2009.7.31]</p> <p>第4条(株式などの取得申告)法第7条第1項により株式などを取得した者はその取得日から30日以内に別紙第5号書式(英文書式を含む)の申告書2部に次の各号の書類を添付して受託機関長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 株式または持分の取得を証明する書類写本1部</li> <li>2. 令第2条第2項第2号各項目のいずれかに該当する契約書写本1部(令第2条第2項第2号に該当する場合にのみ提出する)</li> <li>3. 株式などを取得した外国人の国籍を証明する</li> </ol>
--	--	---

	<p>地域の指定解除に関する事項</p> <p>3. 第21条第8項による投資支援センターの組織と運営に関する事項</p> <p>4. 第21条の4第8項による苦情処理機構の組織と運営に関する事項</p> <p>5. その他外国人投資委員会の審議を経て必要だと認める事項</p> <p>②実務委員会の委員長は産業通商資源部次官になり、委員は次の各号の者になる。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)、2013.6.11】</p> <p>1. 産業通商資源部やその他の関係部署の高位公務員団に属する一般職公務員のうち産業通商資源部長官の要請で該当機関の長が指定する者</p> <p>2. 関係市・道の副市長(ソウル特別市の場合、所属1級公務員の中でソウル特別市長が指定する者をいう)または副知事および外国人投資業務に関して豊富な経験と識見を持つ者として外国人投資委員会の委員長が委嘱する者</p> <p>3. 投資支援センターの長および外国人投資オンブズマン</p> <p>③実務委員会の庶務を処理するために実務委員会に幹事1人を置くものの、幹事は産業通商資源部所属公務員の中で産業通商資源部長官が任命する。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>④外国人投資委員会は外国人投資誘致状況の総合・管理、外国人投資に係る苦情事務処理の督促・点検および外国人投資誘致活動に係る実務委員会案件の検討のために実務委員会傘下に産業通商資源部所属実務委員会委員を委員長とする外国人投資誘致小委員会を置く。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p>	<p>書類1部(既存の外国投資家が該当外国人投資企業の株式などを追加で取得した場合は除く) 【全文改正2009.7.31】</p>
--	--	---

	<p>⑤この令で規定した事項のほか、外国人投資委員会・実務委員会および小委員会の運営などに関して必要な事項は外国人投資委員会の議決を経て外国人投資委員会の委員長が定める。 [全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p>	
<p>第28条(報告・調査および是正など)①産業通商資源部長官および主務部長官はこの法による外国人投資および技術導入と関連して必要だと認められる事項に関して外国投資家、外国人投資企業、技術導入者、大韓貿易投資振興公社の長、関係金融機関の長、その他利害関係者をして報告をさせることができる。[改正2013.3.23第11690号(政府組織法)]</p> <p>②産業通商資源部長官はこの法の運営と関連して必要だと認められれば所属公務員または関係行政機関の長をして次の各号の事項を調査させることができる。[改正2013.3.23第11690号(政府組織法)]</p> <p>1. 外国人が投資した資金(出資目的物を含む。以下、この条において同じ)および資本財の導入・使用・処分に関する事項</p> <p>2. 技術導入に関する状況</p> <p>3. この法により許可を得た内容または申告した内容の履行に関する事項</p> <p>③第2項による調査をする場合には調査7日前まで調査日時、調査理由、調査内容などに対する調査計画を被調査者に通知しなければならない。ただし、緊急に調査する必要があるか、事前に通知すれば証拠隠滅などで調査目的を達成できないと認める場合にはその限りでない。</p> <p>④第2項により調査をする者はその権限を示す証拠を持ってこれを関係者に提示しなければならない。出入する時、氏名、出入時間、出入目的などを文書に記入して関係者に提示しなければならない</p>	<p>第37条(資本財の処分)①税関長は法第28条第6項により資本財を売却しようとする時にはその目録を関税庁長を経て産業通商資源部長官に提出しなければならない。[改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>②産業通商資源部長官は関係機関の長と協議して第1項による売却の保留を税関長に要求することができる。この場合、税関長に対する要求はその資本財の目録を提出された日から20日以内に行わなければならない。[改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>③第2項後段の期間内に保留要求がない場合には税関長は該当資本財を売却して、これを産業通商資源部長官に報告しなければならない。[改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>第40条(権限の委任・委託)①産業通商資源部長官は法第31条により次の各号の区分によりその権限を委任または委託する。[改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>1. 法第25条第1項から第3項までの規定による技術導入契約の申告に関する権限は主務部長官に委託する。</p> <p>2. 法第28条第2項による権限のうち法第22条第1項に対する違反有無の調査に関する権限は関税庁長に委任する。</p>	<p>第19条(営業以外の事業などの調査)①国税庁長は令第29条第3項により外国人投資企業が法第22条第3項および第4項を違反したかを調査する時、必要に応じて令第40条第1項第4号によりその外国人投資企業をして「法人税法」第60条または「所得税法」第70条による課税標準申告時に別紙第20号書式の報告書を提出させることができる。[改正2011.10.19第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定および運営に関する特別法施行規則など)]</p> <p>②関税庁長は令第29条第3項により外国人投資企業が法第22条第1項を違反したかを調査する時、必要に応じて令第40条第1項第4号により該当外国人投資企業をして別紙第21号書式の報告書を提出させることができる。</p> <p>③第2項による報告書を提出された関税庁長は「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を通じて該当資本財輸入申告済証を確認しなければならない。ただし、申請人が担当公務員の確認に同意しない場合にはその書類を添付するようにしなければならない。[改正2011.10.19第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定および運営に関する特別法施行規則など)]</p> <p>[全文改正2009.7.31]</p>



<p>い。</p> <p>⑤産業通商資源部長官は次の各号のいずれかに該当する場合には外国人が投資した資金および資本財を導入したり使う者、技術導入者、その他利害関係者にその是正を命じたりその他必要な措置を取ることができる。【改正2013.3.23第11690号(政府組織法)】</p> <p>1. この法により許可を得たり申告した事項を履行しなかったりその履行が違法または不当な場合</p> <p>2. 第4条第2項各号に該当する事実を発見した場合</p> <p>⑥税関長は外国人投資のために資金および資本財を導入した者が「関税法」に規定された蔵置期間に資本財を通関・買収しなければ大統領令で定めるところにより売却することができる。 [全文改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p>	<p>3. 法第28条第2項による権限のうち法第22条第3項および第4項に対する違反有無の調査に関する権限は国税庁長に委任する。</p> <p>4. 第2号および第3号以外の法第28条による権限のうち外国人・外国投資家・外国人投資企業および技術導入者の許可または申告内容の履行状況に対する調査および是正命令に関する事項はその所管により主務部長官・国税庁長または関税庁長に委任または委託する。</p> <p>②産業通商資源部長官は法第31条により次の各号の権限を大韓貿易投資振興公社の長(大韓貿易投資振興公社の長が指定する貿易館・支社および事務所の長を含む。以下同じ)および外国為替銀行の長(外国為替銀行の長が指定する支店の長を含む。以下同じ)に委託する。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】</p> <p>1. 法第5条から第8条までおよび第8条の2による外国人投資の申告・変更申告の受付および申告済証の交付</p> <p>2. 法第21条による外国人投資企業の登録および登録の抹消(法第21条第3項第2号による場合は除く)</p> <p>3. 法第22条第1項による資本財の譲渡などに関する申告受付</p> <p>4. 第30条による株式などの譲渡などに関する申告受付・登録抹消</p> <p>③主務部長官は第38条第2項による検討・確認に関する業務を外国為替銀行の長および大韓貿易投資振興公社の長に委託する。</p> <p>④市・道知事は法第31条により法第18条第5項による外国人投資地域の管理業務を「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第45条の3による韓国産業団地公団に委託することができる。</p>	
---	--	--

	<p>この場合、市・道知事は委託事務の処理に必要な細部事項を定めることができる。[改正2010.10.5]</p> <p>⑤第1項および第2項により委任または委託を受けた者は産業通商資源部長官に、第3項により委託を受けた者は主務部長官に、第4項により委任を受けた者は市・道知事に委任または委託された事務の処理内容を通知または報告しなければならない。[改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>⑥産業通商資源部長官は第1項から第3項までの規定による委任または委託事務の処理に必要な細部事項を定めることができる。[改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p>	
<p>第29条(導入資本財などの検討・確認)①外国投資家または外国人投資企業はこの法により導入される租税減免対象資本財など大統領令で定める基準に該当する資本財または第2条第1項第4号ウ.およびエ.に該当する外国人投資を行うために導入する資本財でない物品(以下、この条において”資本財など”という)を導入する場合には主務部長官の検討・確認を受けることができる。</p> <p>②第1項により主務部長官の検討・確認を受けた資本財などは「対外貿易法」による輸入承認を受けたとみる。</p> <p>[全文改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p>	<p>第38条(導入資本財などの検討・確認)①法第29条第1項において”この法により導入される租税減免対象資本財など大統領令で定める基準に該当する資本財”とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。[改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「租税特例制限法」第121条の3第1項により関税・個別消費税および付加価値税の免除対象になる資本財</li> <li>2. 外国投資家が出資(出捐を含む。以下、この条において同じ)の目的物で導入する資本財</li> <li>3. 外国人投資企業が外国投資家から出資を受けた対外支払手段やこれの交換により生じる内国支払手段で導入するものとして「対外貿易法施行令」第17条により産業通商資源部長官が指定・告示する物品のうち資本財</li> </ol> <p>②第1項各号の資本財および法第2条第1項第4号</p>	<p>第23条(導入資本財の検討・確認申請)令第38条第2項により導入物品明細書の検討・確認を申請しようとする者は別紙第24号書式の申込書3部に物品売渡確約書など価格を証明する書類を添付して受託機関長に提出しなければならない。</p> <p>[全文改正2009.7.31]</p>

	<p>ウ.およびエ.に該当する外国人投資を行うために導入する資本財でない物品(以下、この項において"資本財など"という)を導入しようとする者は資本財などの数量・規格・価格および製作者などを明示した導入物品明細書を作成して通関前に主務部長官にそれに関する検討・確認を申請しなければならない。</p> <p>[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p>	
<p>第30条(他の法律および国際条約との関係)①この法において外国為替および対外取引に関する事項に関してはこの法に特別な規定がなければ「外国為替取引法」で定めるところに従う。</p> <p>②外国人投資企業は「商法」第462条の2第1項但書にもかかわらず、「商法」第434条による特別決議がある場合には利益配当総額に相当する金額まで新しく発行する株式で利益を配当することができる。</p> <p>③外国投資家が第2条第1項第8号イ.の資本財を現物出資する場合には「商法」第299条にもかかわらず、関税庁長が現物出資の履行とその目的物の種類・数量・価格などを確認した現物出資完了確認書を「商業登記法」第80条による検査人の調査報告書とみる。会社設立後、資本財を現物出資する場合にも同様である。</p> <p>④大統領令で定める技術評価機関が第2条第1項第8号エ.による産業財産権などの価格を評価した場合、その評価内容は「商法」第299条の2により公認された鑑定人が鑑定したものとみる。</p> <p>⑤第5条第1項により申告をした外国投資家と合作して該当事業を営もうとする大韓民国国民または大韓民国法人はその出資目的物に対し「資産再評価法」第4条にもかかわらず、毎月1日を再評価日にして「資産再評価法」による再評価ができ</p>	<p>第39条(現物出資の完了確認など)①関税庁長は法第30条第3項により現物出資完了確認をした場合にはこれを直ちに韓国銀行総裁に通知しなければならない。</p> <p>②法第30条第4項において"大統領令で定める技術評価機関"とは、「ベンチャー企業育成に関する特別措置法施行令」第4条各号による評価機関をいう。</p> <p>[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p>	<p>第2条(新株などの取得または出捐方式による外国人投資の申告など)①「外国人投資促進法」(以下"法"という)第5条第1項前段および法第8条の2第1項前段による新株などの取得または出捐方式による外国人投資の申告をしようとする者は別紙第1号書式(英文書式を含む)の申告書2部に次の各号の書類を添付して大韓貿易投資振興公社の長または外国為替銀行の長(以下"受託機関長"という)に提出しなければならない。[改正2010.10.6]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「外国人投資促進法施行令」(以下"令"という)第39条第2項による技術評価機関が評価した産業財産権などの価格評価内容を証明する書類写本1部[法第2条第1項第8号エ.の出資目的物を出資(出捐する場合を含む。以下、この条および第17条で同じ)する場合にのみ提出する]</li> <li>2. 支店・事務所または法人の清算などにより分配される残った財産であることを証明する書類写本1部(法第2条第1項第8号オ.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する)</li> <li>3. 借款やその他海外からの借入金の償還額であることを証明する書類写本1部(法第2条第1項第8号カ.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する)</li> <li>4. 令第2条第10項各号の株式に該当することを証明する書類1部(法第2条第1項第8号キ.の出資目的</li> </ol>

<p>る。</p> <p>⑥一般持株会社の孫会社は次の各号の要件をすべて備えた場合には「独占規制および公正取引に関する法律」第8条の2第4項にもかかわらず、外国人と共に共同出資法人の株式を所有することができる。【新設2014.1.10】【施行日2014.3.11】</p> <p>1. 第18条第1項第2号の基準による外国人投資に該当すること</p> <p>2. 一般持株会社の孫会社がその共同出資法人の発行株式総数の100分の50以上を所有すること</p> <p>3. 外国人がその共同出資法人の発行株式総数の100分の30以上(外国人の保有株式比率は共同出資法人になる時点、ならびにそれ以降所有した株式に限って算定する)を所有すること</p> <p>4. 一般持株会社の孫会社がその共同出資法人の発行株式のうち外国人が所有した株式以外のすべての株式を所有すること</p> <p>⑦一般持株会社の孫会社が第6項により共同出資法人の株式を所有しようとする場合には、外国人投資委員会の承認を受けなければならない。この場合、産業通商資源部長官は孫会社との事業関連性および合弁主体としての適切性可否など大統領令で定める要件に対し公正取引委員会の事前審議を経なければならない。【新設2014.1.10】【施行日2014.3.11】</p> <p>⑧第6項および第7項において使用する"一般持株会社"、"孫会社"、"共同出資法人"の定義は「独占規制および公正取引に関する法律」で定めるところにはよる。【新設2014.1.10】【施行日2014.3.11】</p> <p>⑨この法は大韓民国が締結・公布した国際条約の内容を修正したり制限することと解釈されない。【改正2014.1.10】【施行日2014.3.11】</p>		<p>物を出資する場合にのみ提出する)</p> <p>5. 出資しようとする不動産に対する「外国為替取引法」第18条による資本取引申告済証写本1部(法第2条第1項第8号ク.の出資目的物を出資する場合にのみ提出する)</p> <p>6. 令第2条第2項第2号各項目のいずれかに該当する契約書写本1部(令第2条第2項第2号に該当する場合にのみ提出する)</p> <p>7. 法第2条第1項第4号ア.による株式など(以下"株式など"という)と不動産を処分した代金であることを証明する書類写本1部(令第2条第11項に該当する場合にのみ提出する)</p> <p>8. 出捐しようとする非営利法人が令第2条第6項各号の要件をすべて備えたことを証明する書類1部(法第2条第1項第4号ウ.に該当する外国人投資をしようとする場合にのみ提出する)</p> <p>9. 出捐しようとする非営利法人が令第2条第7項各号のいずれかに該当することを証明する書類1部(法第2条第1項第4号エ.に該当する外国人投資をしようとする場合にのみ提出する)</p> <p>10. 株式などを取得したり非営利法人に出捐しようとする外国人の国籍を証明する書類1部(外国人が最初に外国人投資を行う場合にのみ提出する)</p> <p>②法第5条第1項後段および法第8条の2第1項後段により申告内容の変更申告をしようとする者は別紙第2号書式(英文書式を含む)の申告書2部に次の各号の書類を添付して受託機関長に提出しなければならない。【改正2010.10.6】</p> <p>1. 令第2条第2項第2号各項目のいずれかに該当する契約書写本1部(令第2条第2項第2号に該当する場合にのみ提出する)</p> <p>2. 令第2条第6項各号の要件をすべて備えたことを証明する書類1部(法第2条第1項第4号ウ.に該当</p>
---	--	--

<p>[全文改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p>		<p>する場合にのみ提出する)  3. 令第2条第7項各号のいずれかに該当することを証明する書類1部(法第2条第1項第4号エ.に該当する場合にのみ提出する)  4. 外国人の国籍を証明する書類1部(外国人の国籍が変更になった場合にのみ提出する)  ③令第6条第1項第5号において”産業通商資源部令で定める事項”とは、投資形態、投資目的(法第5条第1項による新株などの取得による外国人投資である場合のみ該当する)および外国人投資企業の住所をいう。【改正2013.3.23第1号(産業通商資源部とその所属機関職制施行規則)】  [全文改正2009.7.31]</p> <p>第24条(現物出資完了確認申請)①法第30条第3項による現物出資完了確認を受けようとする者は別紙第25号書式の申込書2部を関税庁長に提出しなければならない。  ②第1項による申請を受けた関税庁長は「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を通じて該当輸入申告済証を確認しなければならない。ただし、申請人が担当公務員の確認に同意しない場合にはその書類を添付するようしなければならない。【改正2011.10.19第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定および運営に関する特別法施行規則など)】  [全文改正2009.7.31]</p>
<p>第31条(権限の委任など)産業通商資源部長官、主務部長官または市・道知事は大統領令で定めるところによりこの法による権限の一部を国税庁長、関税庁長、大韓貿易投資振興公社の長、外国人投資地域管理機関の長、その他大統領令で定める外</p>	<p>第40条(権限の委任・委託)①産業通商資源部長官は法第31条により次の各号の区分によりその権限を委任または委託する。【改正2013.3.23第244号(産業通商資源部とその所属機関職制)】  1. 法第25条第1項から第3項までの規定による技</p>	<p>第19条(営業以外の事業などの調査)①国税庁長は令第29条第3項により外国人投資企業が法第22条第3項および第4項を違反したかを調査する時、必要に応じて令第40条第1項第4号によりその外国人投資企業をして「法人税法」第60条または</p>

<p>国人投資関連機関の長に委任または委託することができる。【改正2013.3.23第11690号(政府組織法)】  【全文改正2009.1.30】[[施行日2009.7.31]]</p>	<p>術導入契約の申告に関する権限は主務部長官に委託する。  2. 法第28条第2項による権限のうち法第22条第1項に対する違反有無の調査に関する権限は関税庁長に委任する。  3. 法第28条第2項による権限のうち法第22条第3項および第4項に対する違反有無の調査に関する権限は国税庁長に委任する。  4. 第2号および第3号以外の法第28条による権限のうち外国人・外国投資家・外国人投資企業および技術導入者の許可または申告内容の履行状況に対する調査および是正命令に関する事項はその所管により主務部長官・国税庁長または関税庁長に委任または委託する。  ②産業通商資源部長官は法第31条により次の各号の権限を大韓貿易投資振興公社の長(大韓貿易投資振興公社の長が指定する貿易館・支社および事務所の長を含む。以下同じ)および外国為替銀行の長(外国為替銀行の長が指定する支店の長を含む。以下同じ)に委託する。【改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)】  1. 法第5条から第8条までおよび第8条の2による外国人投資の申告・変更申告の受付および申告済証の交付  2. 法第21条による外国人投資企業の登録および登録の抹消(法第21条第3項第2号による場合は除く)  3. 法第22条第1項による資本財の譲渡などに関する申告受付  4. 第30条による株式などの譲渡などに関する申告受付・登録抹消  ③主務部長官は第38条第2項による検討・確認に関する業務を外国為替銀行の長および大韓貿易投</p>	<p>「所得税法」第70条による課税標準申告時に別紙第20号書式の報告書を提出させることができる。【改正2011.10.19第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定および運営に関する特別法施行規則など)】  ②関税庁長は令第29条第3項により外国人投資企業が法第22条第1項を違反したかを調査する時、必要に応じて令第40条第1項第4号により該当外国人投資企業をして別紙第21号書式の報告書を提出させることができる。  ③第2項による報告書を提出された関税庁長は「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を通じて該当資本財輸入申告済証を確認しなければならない。ただし、申請人が担当公務員の確認に同意しない場合にはその書類を添付するようしなければならない。【改正2011.10.19第207号(住民登録番号など個人情報処理根拠法令一括整備のための経済自由区域の指定および運営に関する特別法施行規則など)】  【全文改正2009.7.31】</p>
--	--	---

	<p>資振興公社の長に委託する。</p> <p>④市・道知事は法第31条により法第18条第5項による外国人投資地域の管理業務を「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第45条の3による韓国産業団地公団に委託することができる。この場合、市・道知事は委託事務の処理に必要な細部事項を定めることができる。[改正2010.10.5]</p> <p>⑤第1項および第2項により委任または委託を受けた者は産業通商資源部長官に、第3項により委託を受けた者は主務部長官に、第4項により委託を受けた者は市・道知事に委任または委託された事務の処理内容を通知または報告しなければならない。[改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>⑥産業通商資源部長官は第1項から第3項までの規定による委任または委託事務の処理に必要な細部事項を定めることができる。[改正2013.3.23第24442号(産業通商資源部とその所属機関職制)]</p> <p>[全文改正2009.7.30][[施行日2009.7.31]]</p>	
<b>第8章罰則</b>		
<p>第32条(罰則)この法による対外送金、外国人投資または技術導入と関連して国外に外貨資金を逃避させた者(企業の場合はその代表者を含む)は1年以上の有期懲役または逃避額の2倍以上10倍以下に相当する罰金に処する。この場合、逃避させた外貨資金は没収し、これを没収できない時はこれに相当する価額を追徴する。</p> <p>[全文改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p>		
<p>第33条(罰則)第22条を違反して資本財の処分に関する申告をしない者は5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金に処する。</p>		

<p>[全文改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p> <p>第35条(罰則)次の各号のいずれかに該当する者(企業の場合はその代表者を含む)は1年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処する。 [改正2010.4.5,2012.12.11][[施行日2012.12.31]]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第6条第3項を違反して許可を受けずに防衛産業関連企業を営む企業の既存株式などを取得した者</li> <li>2. 第15条の2第8項を違反して関係行政機関などの長から受けた資料や業務遂行上知り得た秘密をこの法で定めた用途以外に使ったり他の者に漏洩した者</li> <li>3. 第28条第5項による是正命令などの措置を取らない者</li> </ol> <p>[全文改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p>		
<p>第36条(両罰規定)法人の代表者や法人または個人の代理人、使用人、その他の従業員がその法人または個人の業務に関して第32条から第35条までのいずれかに該当する違反行為をする場合、その行為者を罰するほか、その法人または個人にも該当条文の罰金刑を科する。ただし、法人または個人がその違反行為を防止するために該当業務に関して相当な注意と監督を怠らない場合にはその限りでない。</p> <p>[全文改正2008.12.26]</p>		
<p>第37条(過怠金)①次の各号のいずれかに該当する者には1千万ウォン以下の過怠金を賦課する。 [改正2012.12.11][[施行日2012.12.31]]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第6条第1項を違反して申告せずに既存株式などを取得した者</li> <li>2. 第13条第2項本文による最低外国人投資比率を充足できなかつたり大統領令で定める期間の間に最低外国人投資比率を維持できない者(第18条第1</li> </ol>		



<p>項により指定された外国人投資地域内の外国人投資企業は除く)</p> <p>3. 第28条第2項による調査に応じなかったりこれを拒否・妨害または忌避した者</p> <p>②第1項による過怠金は大統領令で定めるところにより産業通商資源部長官が賦課・徴収する。</p> <p>[改正2013.3.23第11690号(政府組織法)] [全文改正2009.1.30][[施行日2009.7.31]]</p>		
---	--	--